

第4次新座市基本構想総合振興計画

前期基本計画（見直し）

（素案）

平成23年度～平成27年度

目次

I 計画の基本的な考え方

1 計画のあらまし	3
(1) 計画策定・見直しの趣旨	
(2) 計画の期間	
(3) 他の計画との関係	
2 計画見直しの背景	5
(1) 前期基本計画の推進状況	
(2) 市政運営の主な課題	
(3) 財政状況	
(4) 財政見通し	
3 計画策定の考え方	14
4 施策の体系	17

II 特に力を入れて取り組む施策

1 ボランティア・市民活動への参加の促進	41
2 コミュニティ施設の整備	42
3 地域防災力の向上を目指した計画の策定	42
4 災害に強いまちづくり	44
5 放置自転車対策の推進	46
6 エコシティ新座の実現	47
7 市民の支え合いによる地域福祉の推進	48
8 高齢者生きがい対策の充実	49
9 保育所待機児童の解消	50
10 学校施設の整備	51
11 子どもの放課後等の居場所づくり	52
12 市街化調整区域の有効活用	53
13 都市高速鉄道12号線の延伸	55
14 新座駅周辺の都市拠点の整備	56
15 生活道路・都市計画道路の整備	57
16 緑地の保全・活用の推進	59
17 観光都市にいざづくりの推進	60

III 基本計画

第1章 市民協働

第1節 市民参画 ～みんなで作るまち～	68
1 市民参画による市政の推進	68
(1) 市民参画制度の確立	
(2) 開かれた行政の推進	
(3) 広聴・広報活動の充実	
第2節 ボランティア・市民活動 ～ともに元気な力を発揮して～	72

1	ボランティア・市民活動の推進	72
(1)	ボランティア・市民活動の支援	
(2)	ネットワーク化の推進	
第3節	コミュニティ ～地域でつながる人と人～	74
1	コミュニティ活動の推進	74
(1)	住民自治意識の高揚	
(2)	コミュニティ活動の促進	
(3)	コミュニティ施設の充実	
第4節	人権 ～差別のない明るいまちに～	76
1	人権尊重社会の構築	76
(1)	人権教育の推進	
(2)	人権啓発・交流の推進	
(3)	相談・支援体制の充実	
第5節	男女共同参画 ～女性と男性のよりよいパートナーシップをめざして～	78
1	男女共同参画社会の形成	78
(1)	男女共同参画意識づくりの推進	
(2)	性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶	
(3)	男女共同参画のための環境整備	
(4)	まちづくりへの男女共同参画	
第6節	国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～	82
1	国際化の推進	82
(1)	国際交流の推進	
(2)	多文化共生のまちづくり	
2	平和意識の高揚	83
(1)	平和意識の高揚	

第2章 市民生活

第1節	防災・消防 ～災害に強いまちをめざして～	86
1	地域総合防災力の充実	86
(1)	防災意識の高揚	
(2)	防災体制の整備	
(3)	消防体制の拡充	
2	危機管理体制の充実	90
(1)	危機管理体制の充実	
第2節	交通安全 ～交通事故ゼロのまちをめざして～	92
1	交通安全の確立	92
(1)	交通安全意識の高揚	
(2)	安全な交通環境の整備	
第3節	防犯 ～安全で安心して暮らせるまち～	94
1	防犯体制の充実	94
(1)	防犯意識の高揚	
(2)	防犯体制の整備	
第4節	環境対策 ～やすらぎのある生活を守るために～	96
1	環境への負荷の少ないまちづくりの推進	96
(1)	環境の保全に関する仕組みの構築及び推進	
(2)	環境負荷の低減の意識の高揚	
2	やすらぎのある生活環境の整備	97
(1)	公害対策の推進	
(2)	環境美化の推進	
(3)	快適な生活環境の実現	

(4) 墓園・斎場等の整備	
(5) 防衛施設・基地周辺環境整備の推進	
第5節 ごみ対策 ～ごみの減量と再資源化に向けて～	102
1 ごみ対策の推進	102
(1) ごみ減量化対策の充実	
(2) ごみ処理体制の整備	
(3) し尿処理対策	
第6節 地域経済活動 ～活力ある暮らしを支えるために～	104
1 地域産業の振興	104
(1) 地域産業の育成・支援体制の充実	
(2) 農商工の連携	
2 農業基盤の充実	105
(1) 農地の保全	
(2) 都市近郊型農業の振興	
(3) 身近な農業の推進	
3 商業基盤の充実	107
(1) にぎわいのある駅周辺の商業地域づくり	
(2) にぎわいのある商店街づくり	
4 工業基盤の充実	108
(1) 工業振興対策の充実	
5 勤労者福祉の向上	108
(1) 雇用の安定	
(2) 勤労者福祉の推進	
第7節 消費生活 ～消費者が安心できるまち～	110
1 安全で豊かな消費生活	110
(1) 消費生活の向上	
(2) 消費者への支援	

第3章 福祉・健康

第1節 地域福祉 ～共に支え合う地域社会をめざして～	114
1 地域福祉の充実	114
(1) 情報提供機能・相談体制の充実	
(2) 地域福祉活動への支援	
(3) 地域における担い手の育成と支援	
第2節 高齢者福祉 ～安心を支えるまち～	116
1 高齢者福祉の充実	116
(1) 暮らしやすい地域づくりと高齢者の権利擁護の推進	
(2) 介護予防システムの充実	
(3) サービス基盤の整備	
(4) 社会参加と健康づくりの推進	
第3節 児童福祉 ～健やかに子どもが育つまちづくり～	122
1 子どもと子育て家庭の福祉の充実	122
(1) 子育て支援の推進	
(2) 保育サービスの充実	
(3) 子どもの権利擁護の推進	
(4) ひとり親家庭福祉の充実	
(5) 経済的支援の充実	
第4節 障がい者福祉 ～ノーマライゼーションのまちづくり～	128
1 障がい者福祉の充実	128
(1) こころのバリアフリー化の推進	

(2) 生活環境のバリアフリー化の推進	
(3) 保健とリハビリテーションの充実	
(4) 福祉サービスのための環境整備	
(5) 自立と社会参加の支援	
(6) 生活向上のための経済的支援	
第5節 低所得者福祉 ～生活の安定と自立を支える～	134
1 低所得者福祉の充実	134
(1) 相談体制の充実	
(2) 自立と生活の支援	
第6節 健康づくり・保健衛生 ～市民が元気なまちづくり～	136
1 健康づくりの推進	136
(1) 健康づくり運動の推進	
2 保健衛生の向上	137
(1) 保健予防の推進	
(2) 保健・医療の連携強化	
第7節 国民健康保険・国民年金 ～安心した生活のために～	140
1 国民健康保険の充実	140
(1) 保険制度の健全な運営	
(2) 健康増進活動の推進	
2 国民年金制度の推進	142
(1) 制度の周知	
(2) 相談業務の充実	

第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ

第1節 就学前教育 ～幼児の健やかな成長のために～	144
1 就学前教育の充実	144
(1) 家庭教育のための学習機会の充実	
(2) 幼稚園・保育園・小学校の連携の充実	
(3) 幼稚園就園の支援	
第2節 学校教育 ～「生きる力」をはぐくむ～	146
1 教育内容の充実	146
(1) 児童生徒の学力向上	
(2) 心の教育の充実	
(3) 児童生徒の健康増進・体力向上	
(4) 特別支援教育の充実	
2 教職員の資質の向上	149
(1) 指導力の向上	
(2) 学校・地域・関係機関との連携による資質の向上	
3 教育環境の整備・充実	149
(1) 教育施設・制度の充実	
(2) 地域に開かれた学校の整備・充実	
(3) 学区域の弾力的運用と学校の適正配置	
(4) 就学・進学援助の充実	
第3節 青少年健全育成 ～豊かな人間性をはぐくむ～	154
1 青少年の健全育成の推進	154
(1) 青少年活動の充実	
(2) 青少年健全育成活動の支援	
第4節 生涯学習 ～学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも～	156
1 生涯学習の推進	156
(1) 生涯学習機会の充実	

(2) 生涯学習施設の整備・充実	
(3) 情報提供のシステム化と学習相談体制の充実	
(4) 学習の成果をいかす仕組みづくり	
(5) 関係機関との連携・協力	
第5節 文化芸術 ～豊かな地域文化をはぐくむ～	160
1 文化芸術活動の振興	160
(1) 市民主体の文化芸術活動の振興	
(2) 文化芸術活動の施設の充実	
(3) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり	
2 文化財の保護・活用	163
(1) 文化財保護体制の充実	
(2) 文化財の活用と施設の整備	
第6節 スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～	166
1 スポーツ・レクリエーションの振興	166
(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備	
(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
(3) スポーツ振興のための人材育成・活用	

第5章 都市整備

第1節 都市計画 ～計画的なまちづくり～	170
1 計画的なまちづくりの推進	170
(1) 有効な土地利用の推進	
(2) 都市拠点の整備	
(3) 住民参画によるまちづくりの推進	
(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	
第2節 景観 ～魅力的な景観づくり～	174
1 景観に配慮したまちづくり	174
(1) 景観形成の推進	
(2) 屋外広告物の適正化	
第3節 道路 ～安全で快適な道づくり～	176
1 道路交通網の整備	176
(1) 生活道路の整備	
(2) 幹線道路の整備	
(3) ユニバーサルデザインによる道路整備	
2 道路管理の充実	178
(1) 道路の維持・補修	
(2) 橋梁の維持・補修	
(3) 私道整備への支援	
第4節 公共交通網 ～便利で快適な公共交通網～	180
1 公共交通網の充実	180
(1) 都市高速鉄道12号線の延伸	
(2) 鉄道利用環境の整備	
(3) バス輸送サービスの充実	
(4) バリアフリー化の推進	
第5節 公園・緑地 ～緑豊かなまちづくり～	184
1 良好な自然環境の保全、活用、創出	184
(1) 緑地の保全・活用の推進	
(2) 緑地空間の創出	
2 憩いの場となる公園の充実	186
(1) 拠点となる公園の整備	

(2) 安全で安心して利用できる身近な公園・緑地の充実	
第6節 河川・水路 ～水と親しむまちづくり～	188
1 河川・水路環境の整備	188
(1) 流域環境の整備	
2 治水対策の推進	189
(1) 治水安全対策の促進	
(2) 雨水流出抑制の推進	
第7節 上水道・下水道 ～安全・安心な上水道・下水道づくり～	190
1 上水道の安定供給	190
(1) 供給体制の充実	
(2) 経営基盤の強化	
2 下水道の整備促進	192
(1) 汚水排水対策の推進	
(2) 雨水排水対策の推進	

第6章 観光

第1節 観光都市にいざづくり ～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～	196
1 誇りを持っていきいきと暮らせるまちづくり	196
(1) 市民参加・交流システムの構築	
2 フィールドミュージアムの形成	197
(1) ネットワークを支える「発見の径」づくり	
(2) フィールドミュージアムの見どころづくり	
(3) 「新座版グリーンツーリズム」のシステムづくり	
3 地域イメージの浸透と新座ブランドの開発・育成	199
(1) 情報発信機能の強化	
(2) イベント・祭りなどの振興	
(3) プロモーション戦略の推進	
(4) 新座ブランドの開発・育成	
4 「ふるさと新座」イメージを支える交流拠点の整備	202
(1) 中核施設の整備検討	
(2) スローライフを実現する公園等の整備	
(3) 魅力ある都市空間の実現	

I 計画の基本的な考え方

- 1 計画のあらまし
- 2 計画見直しの背景
- 3 計画策定の考え方
- 4 施策の体系

1 計画のあらまし

(1) 計画策定・見直しの趣旨

本市では、平成 22 年 12 月に平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第 4 次新座市基本構想総合振興計画（以下「第 4 次基本構想」という。）を策定しました。これは、市の将来を展望し、総合的かつ計画的に行政を推進するために定めるもので、市政運営の根幹となるものです。

この第 4 次基本構想では、誰もが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”を、「田舎」（自然環境に恵まれた人情味あふれる“まち”）の心地よさと「都会」（都市機能が充実した活気のある“まち”）の便利さを兼ね備えたまちであると定義しました。さらに、この“理想のまち”を目指し、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像として掲げるとともに、この将来都市像の実現に向け、市民生活、福祉、教育、都市整備、観光などの各分野における施策の方向を位置付けています。

第 4 次新座市基本構想総合振興計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）は、この第 4 次基本構想に掲げた市政推進に係る基本的な方針に基づき、第 4 次基本構想に位置付けた施策の方向を踏まえ、各分野における具体的な事業を位置付けるため、平成 23 年 2 月に策定したものです。

しかしながら、計画の策定直後に発生した東日本大震災の影響やその他の社会情勢の変化等に伴い、新たな課題、懸案も生じていることから、これらに対応するため特に優先度の高いものについては、前期基本計画に位置付けのない事業にも積極的に取り組んでいます。

また、厳しい財政状況の中にあっては、今後の財政見通しを見据える中で、改めて施策の選択を行うとともに、既に前期基本計画に位置付けている事業についても、休止や先送り等も視野に入れ、再度検討する必要があります。

こうした状況を受け、平成 25 年度から平成 27 年度までの前期基本計画の後半の 3 年間について、景気の動向や国の制度改正等を見据えた財政見通しを改めて検証するとともに、現在の事業の進捗状況等を踏まえ、見直しを図るものです。

■第4次基本構想の構成



(2) 計画の期間

前期基本計画は、第4次基本構想の推進期間である平成23年度から平成32年度までの10年間のうち、前半5か年に当たる平成23年度から平成27年度までを計画期間とします。

この計画期間内に位置付ける事業については、「Ⅱ 特に力を入れて取り組む施策」及び「Ⅲ 基本計画」の中で明らかにしていますが、計画期間内に特筆すべき実施内容があるものについては、具体的にその内容を示した5年間の事業計画表を記載しています。

この事業計画表は、計画策定時には直近の課題等への具体的な対応を示すため、平成23年度及び平成24年度の2か年については、各年度の事業計画を明らかにし、平成25年度から平成27年度までの3年間については、実施年度の明示をせずに記載していましたが、この度の見直しに伴い、平成23年度及び平成24年度の2か年については、各年度の事業実績（平成24年度は見込み）を記載するとともに、平成25年度から平成27年度までの3年間については、各年度ごとに事業計画を記載することとしています。

なお、前期基本計画は、毎年度の予算編成の基礎となるものですが、国における地方財政制度の見直しが行われた場合や、新たな課題などの発生により緊急に事業を実施しなければならない事態が生じた場合など、現状において想定が困難な状況が発生した場合においては、柔軟な対応を図っていくこととします。

また、今後においても、社会情勢の変化により、計画内容と実態との間に大きな乖離が生じた場合は、前期基本計画の見直しを行います。

(3) 他の計画との関係

本市における全ての事業は、市の最上位計画である第4次基本構想に位置付けた基本方針及び施策の方向に基づき実施します。

この前期基本計画は、(1)で述べたとおり、この施策の方向を踏まえ、各分野における具体的な事業を位置付けるため策定するものです。

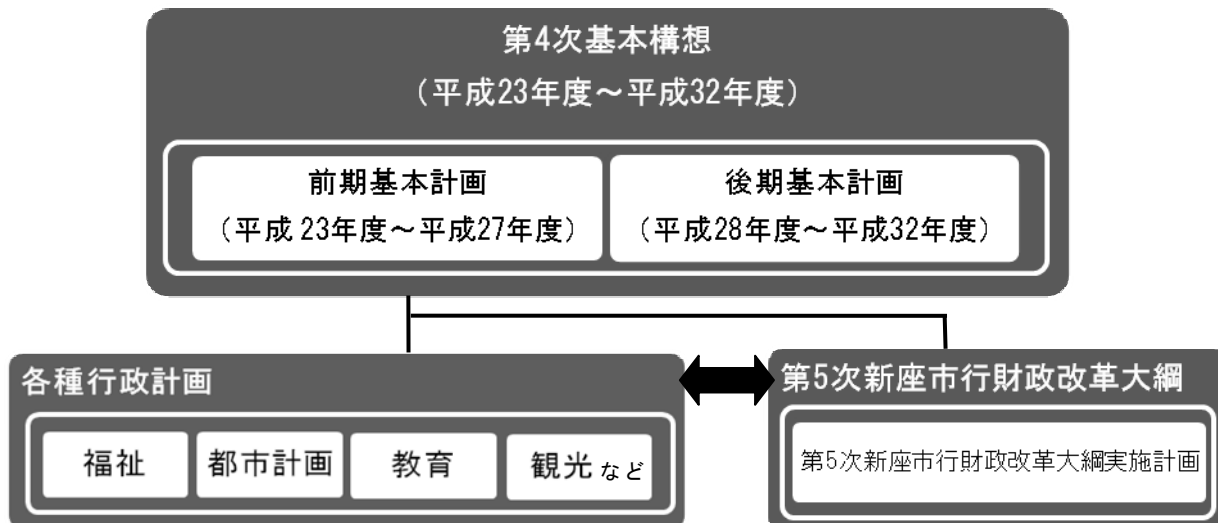
さらに、福祉、都市計画、教育などの特定の行政課題については、この前期基本計画に基づき、より具体的な事業を位置付けるため、必要に応じて各種行政計画を策定します。

このように、本市の市政運営については、体系的に計画を定めることにより、第4次基本構想に掲げた将来都市像の実現を目指して進めることとなります。

また、一方で、こうした各種行政計画に位置付けた事業を効率的・効果的に実現するためには、行財政システムを見直し、より質の高いサービスをより低いコストで提供することを目的とした行財政改革に取り組む必要があります。

そこで、第4次基本構想で位置付けている「基本構想の推進のために 行財政運営」の項目の推進については、別に定める第5次新座市行財政改革大綱において、その基本的な方針を明らかにするとともに、同大綱実施計画により、具体的な推進事項を位置付けることとします。

■ 第4次基本構想と各種行政計画との関係図



2 計画見直しの背景

(1) 前期基本計画の推進状況

前期基本計画の推進状況については、当初位置付けたおよそ700件の事業のうち、約8割を超える事業を計画どおり実施しており、事業の拡大や縮小など内容を変更して実施している事業も含めると、既に9割を超える事業に着手しています。

平成24年度までに実施した主な事業（一部、実施見込みを含む。）としては、地域コミュニティの拠点となる集会所の整備について、計画どおり新設3棟、建替え1棟を行

いました。

保育所の待機児童の解消を図るため、法人保育所の新設 4 件、建替え（定員増）1 件、市立保育所の建替え（定員増）2 件のほか、家庭保育室に対する助成を拡充しました。

小中学校の校舎の大規模改修については、東日本大震災の被災地における仮設住宅の建設等、復興事業に対する原材料や人員の投入を最優先する考えから、間接的な被災地支援として震災直後の平成 23 年度に予定していた野寺小学校を 1 年先送りしましたが、平成 24 年度にはこの野寺小学校に八石小学校を加えた 2 校で実施しました。

基本構想に位置付けた三つの重点戦略のうちの一つである「新たな視点による都市づくり」を実現するための施策として推進している市街化調整区域の有効活用については、将来にわたって税収の伸びるまちづくりの実現に向けて特に重点的に取組を進めています。具体的には、国道 254 号沿道の大和田二・三丁目地区について、産業系の土地利用を目的とした土地区画整理事業の実施により、市街化区域への編入を目指し、現在は平成 26 年度中の事業認可に向けて周辺環境への影響の調査や地区界測量等の取組を進めています。

また、市民会館及び中央図書館の耐震補強、大規模改修については、平成 25 年度以降に実施する事業として前期基本計画に位置付けていましたが、東日本大震災の発生により、緊急に耐震化を図る必要性が生じたため、前倒しして平成 24 年度から工事に着手しています。

その他、災害時の要援護者に対する支援制度の確立に向けた取組など、第 3 次基本構想の後期基本計画から先送りされた事業を含む多くの事業に着手しました。

しかしながら、一方で、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故、厳しい財政状況等の理由から、平成 23 年度に計画していた青少年海外派遣を休止し、平成 24 年度の新座中学校の体育館の改修を先送りするなど、一部の事業については見直しを行いました。

(2) 市政運営の主な課題

長引く不況や少子高齢化の進行等により、現在も本市では様々な分野にわたり課題が山積している状況ですが、先の東日本大震災等の発生に伴い、防災施設、防災体制のより一層の拡充や放射線対策など、前期基本計画の策定時には想定していなかった新たな課題も発生しています。

このため、今後の市政運営に当たっては、特に以下の事項について配慮する必要があります。

ア 安全・安心な地域づくりへの対応

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故は、これまでの災害対策の中では想定していなかった事態を多くもたらしました。自然災害発生時等には可能な限り被害を最小限にとどめ、市民生活を維持していくため、災害時情報システム（防災無線等）や避難施設、防災備蓄品の整備・充実などを図るとともに、住居等の耐震診断・耐震改修の助成を拡充するなど、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

す。あわせて、災害発生時の要援護者への支援を始めとした地域における防災力の強化や応急対策、復旧対策を図るための防災に関する諸計画の策定・見直しが求められています。

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質への対応については、これまでも公共施設における空間放射線量を始め、市内産農産物や給食食材、水道水等の放射性物質について測定するとともに、放射線測定機器の貸出し等に取り組んでいますが、今後も引き続き実施し、測定結果を積極的に公表することで、市民生活の安全・安心の確保に努めます。

また、本市では、昭和40年代からの急速な人口増加に伴って市街化が進んだこともあり、道路網の整備が十分とはいえない状況です。これまでも、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする道路改良10か年基本計画パートⅡに基づき、道路の拡幅や歩道の整備を進めてきましたが、財政事情の悪化に伴い、平成17年度から計画の推進を凍結していました。

しかしながら、安全・安心な地域づくりを進めるためには、計画的な道路網の整備が欠かせないことから、平成23年度からは新たに策定した道路改良10か年基本計画パートⅢに基づく道路拡幅や生活道路の整備を再開しました。今後も、財政の推移等に配慮しつつ、都市計画道路などの幹線道路を含めた計画的な道路網の整備が必要です。

さらに、駅前の放置自転車対策については、志木駅の駅前広場に平成23年度に1か所の自転車駐車を開設しましたが、駅周辺の歩道等における放置自転車の問題はなお解消されていない状況です。そのため、自転車駐車の更なる充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き徹底した放置自転車の撤去活動が必要です

イ 少子高齢化への対応

核家族化や女性の社会進出、長引く不況の影響などにより、保育所に子どもを預けて就労を希望する市民が増加しています。これまで、民間保育所の新設等による保育定員の拡大を図ってきましたが、待機児童の問題は現在も解消されていません。今後も、引き続き民間保育所の新設・建替えに対する支援に努めるとともに、市立保育所についても老朽化に伴う建替えに併せて定員の拡大を図ることが必要です。

学校施設については、これまでも順次改修等を行っており、特に平成23年度には全ての小中学校の普通教室等にエアコンを設置しました。さらに、平成25年度には特別教室等にもエアコンの設置工事を行うこととするなど、教育環境の向上を図っています。今後も引き続き、校舎の大規模改修を中心に学校施設の整備を計画的に進める必要があります。また、子どもたちが放課後に安全に過ごすことのできる場の整備も求められているため、平成24年6月から試験的に東野小学校及び石神小学校で実施している「子どもの放課後居場所づくり事業」について、今後は順次事業を拡大していくことが必要です。

一方、団塊の世代が地域に帰ってくるなど、地域で過ごす高齢者が増加しています。高齢者の生きがい対策を図り、健やかに地域で生活できる環境の整備が求めら

れています。高齢者の健康の増進や教養の向上、交流の拠点となる老人福祉センターについては、耐震補強工事を始めとした各種改修を実施する必要があります。

ウ 市民の主体的な活動への対応

本市では、市民との連帯と協働によるまちづくりを市政運営の柱の一つとして掲げ、市民と共にまちづくりを進めてきました。町内会の加入率は、近隣の自治体に比べて高く、活発なコミュニティ活動が行われており、また、602に上るボランティア団体（平成24年9月1日現在）が福祉、防犯、環境、観光都市づくりなど様々な分野で活動しています。今後も地域活動の更なる充実のため、その拠点となる集会所などの施設整備を図るとともに、誰もが気軽にボランティアや市民活動へ参加できるような仕組みづくりを進める必要があります。

エ 地域資源の活用と魅力の向上

観光都市にいざづくりについては、平成18年度を元年として推進してきましたが、5年目となる平成22年度から本格的な施策の展開を図っています。この取組を更に強化するためには、より多くの市民や市外からの来訪者に本市の魅力を伝えていくことが重要です。また、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「住んでよし、訪れてよし」の観光都市づくりを軌道に乗せる具体的な取組を進める必要があります。

オ 住みやすい住環境の整備

本市では、駅周辺を中心に市街地が形成される一方で、市の中央部には市街化を抑制する市街化調整区域が広がっています。自然環境の保全と都市機能の充実をバランス良く進めるため、市街化調整区域となっている地域について、市街化区域への編入を原則としつつ、土地の有効な活用方法について検討を行う必要があります。また、新座駅を中心とする土地区画整理事業の推進により駅周辺の都市拠点の充実を図るなど、計画的かつ適切な土地利用が求められています。

さらに、平成27年に予定されている次期交通政策審議会の答申を見据えながら、都市高速鉄道12号線の延伸活動の強化を図るとともに、新駅予定地を中心とした新たな都市拠点を想定したまちづくり構想を策定し、延伸の実現に向けた取組を更に行っていく必要があります。

(3) 財政状況

我が国の経済は、デフレ状態が続く中、長期化する国内需要の低迷、失業率の高水準化、円高の進行などが要因となって、更なる景気の下振れが懸念されており非常に厳しい状況にあります。

こうした経済状況を背景として、国は景気後退による税収減を補填するために借入れに依存した財政運営を続けており、その結果、累増する国の公債残高は、平成24年度末には709兆円、対GDP（国内総生産）比で148%程度に達するものと見込まれており、主要先進国の中でも極めて深刻な状況となっています。

一方、景気後退の影響は地方財政にも及んでおり、平成24年度の地方の財源不足額の見通しは13.7兆円程度と、過去最高となった平成22年度（約18兆円）に比べて減

少しものの、引き続き厳しい状況となっています。

この不足分は、地方交付税及び普通交付税の財源不足分を補填するために地方自らが借入れを行っている臨時財政対策債^{*1}で補填されることとなりますが、平成 24 年度の地方財政計画では、地方の長期債務残高の抑制を図るために臨時財政対策債の発行を前年度に比べ 260 億円減額したものの、依然として借入れに依存せざるを得ない状況は続いています。

そこで本市の財政状況ですが、まず歳入の根幹をなす市税（図 1）については、平成 16 年度以降 5 年連続で増額となったものの、景気後退の影響を受け、平成 21 年度決算では対前年度比 1.0%、約 2 億 4,000 万円の減額に転じ、さらに平成 22 年度についても減額となり、その後も大きな伸びがない状況となっています。

一方、地方交付税（図 2）のうち普通交付税は、平成 19 年度以降増加しており、平成 24 年度は、若干減額されたものの、対前年度比約 0.2%減の約 26 億円の交付を受け、また、臨時財政対策債の発行可能額は対前年度比約 3.2%増の約 25.4 億円となっております。

しかし、普通交付税の増加は、本市の財政力が低下したことを示すもので、平成 19 年度に単年度で 0.980 であった本市の財政力指数^{*3}は、平成 23 年度は 0.902 と低下しており、現状では多額の普通交付税や市債に依存しなければ財政運営ができない状況となっています。

次に歳出では、内部努力により職員の人件費は減少しているものの、生活保護費などの扶助費^{*4}の増加傾向が続き、毎年度継続した支出が求められる義務的経費全体の負担割合は増加し続けています。

こうした状況から、平成 13 年度は 79.9%であった経常収支比率^{*5}（図 3）は、平成 23 年度には 91.0%と 11.1 ポイントも増加しており、近年、財政の硬直化が顕著になっています。

とりわけ、臨時財政対策債等の特例債を除いた場合の経常収支比率は、平成 23 年度は 99.5%と非常に高くなっており、本市の財政運営は、臨時財政対策債を借り入れなければ投資的経費（図 4）に充当できる経常的な財源はほとんどないという状況になっています。

一方、市債等の債務残高（図 5）は、平成 17 年度末の約 765 億円をピークとして、同年度に策定した土地開発公社経営健全化計画の推進や財政運営上の努力により平成 23 年度末には約 631 億円となり、6 年間で約 134 億円もの削減を実現しました。

しかしながら、臨時財政対策債の債務残高は、借入れを始めた平成 13 年度以降大幅に増加しており、国、地方共に財政状況の好転が見込めない現状では、今後も更に増えることが予想され、その返済が本市の大きな課題となっています。

加えて、市内に約 29 万㎡ある公共用地の借地について、その相続に伴う買取りが懸案となっている中で、平成 13 年度末には約 31 億円あった財政調整基金を始めとする積立基金の残高（図 6）は、平成 22 年度及び平成 23 年度は同程度の積立額となつてはいるものの、翌年度の当初予算において多額の取崩しを行っており、実質的な残高は

大幅に減少しており、不測の事態に備えた資金が不足している状況となっています。

***1 臨時財政対策債**

赤字地方債とも呼ばれ、国から配分される地方交付税の不足額を補うため、自治体が発行する特例的な地方債をいう。使途は自由であり、その返済額に対しては、翌年度以降国が交付税で手当てすることとなっている。

***2 地方交付税**

団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の財政水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国が国税として徴収する所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を地方公共団体に配分するものである。

地方交付税の使途は、税収と同様、それぞれの地方公共団体が自由に決定することができる。

***3 財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税の算定に用いられる基本的な財政需要に対する標準的な収入の割合をいう。

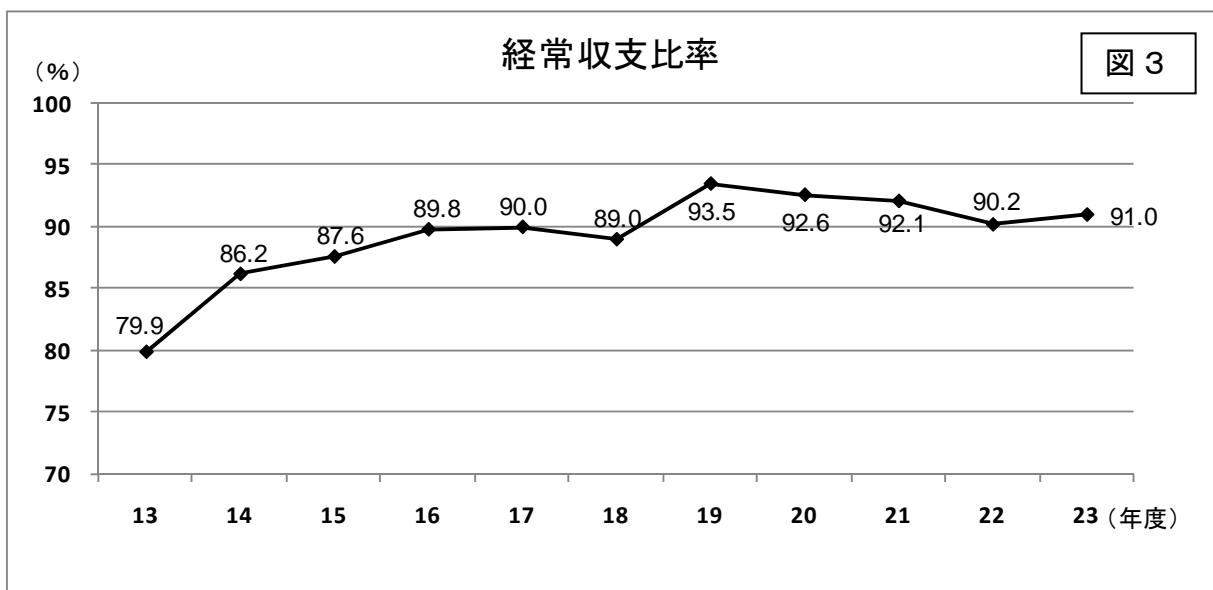
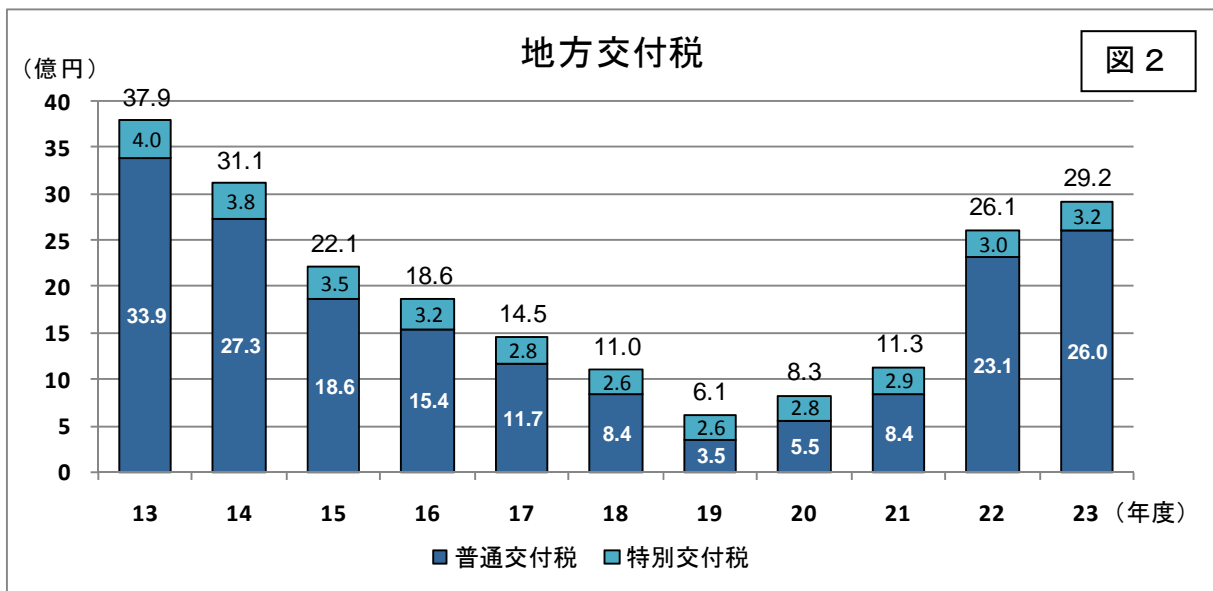
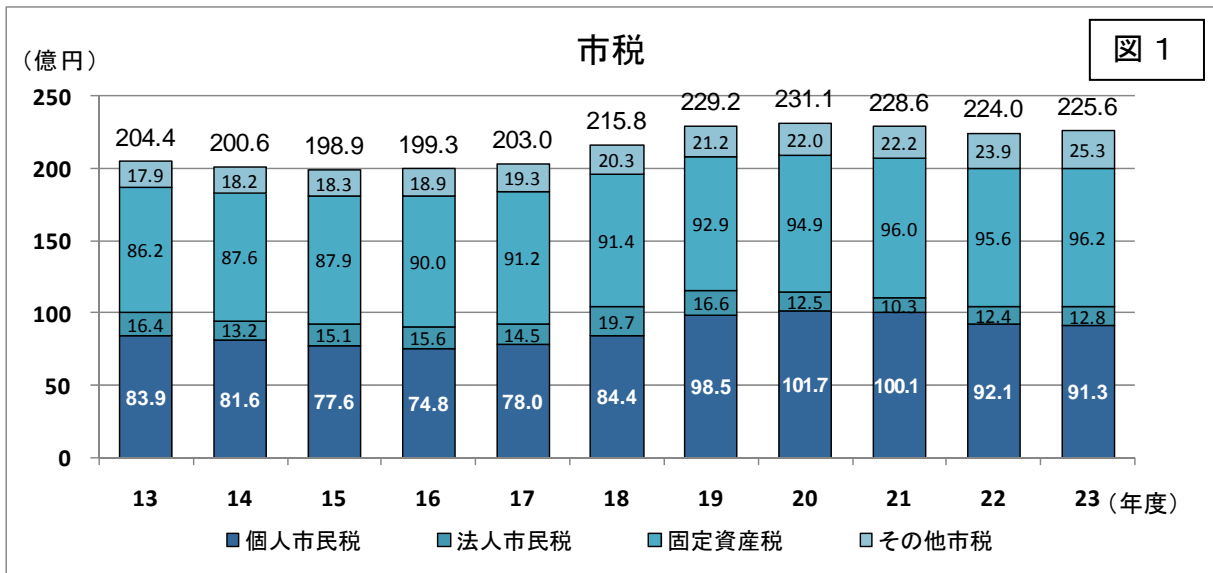
財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、この指数が1以上で普通交付税の交付されない、いわゆる不交付団体となる。

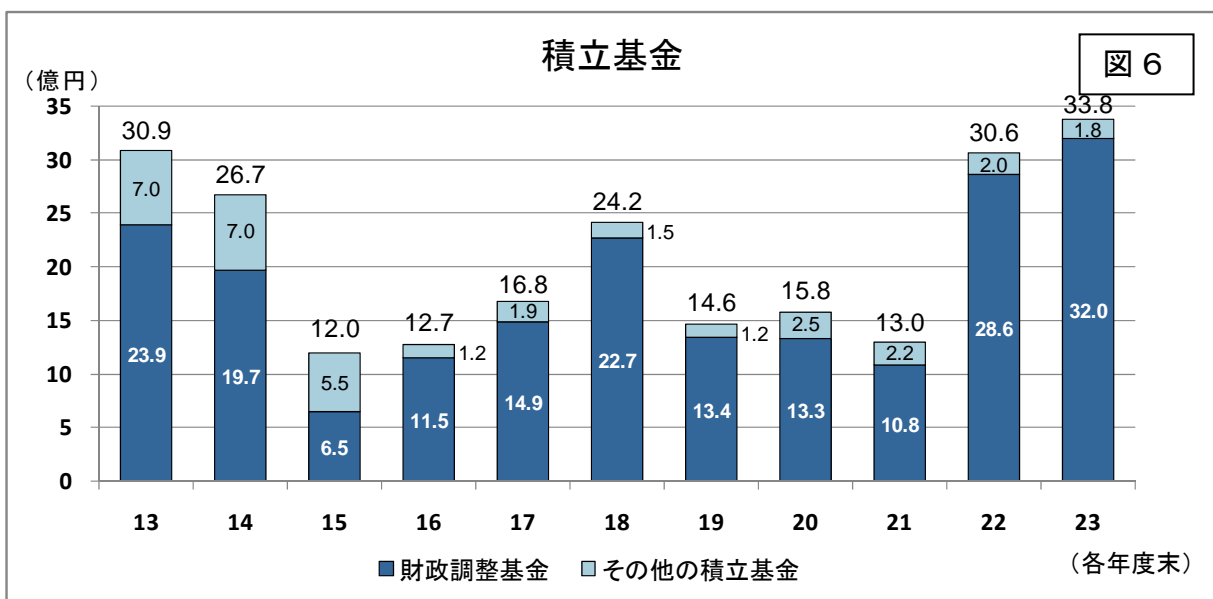
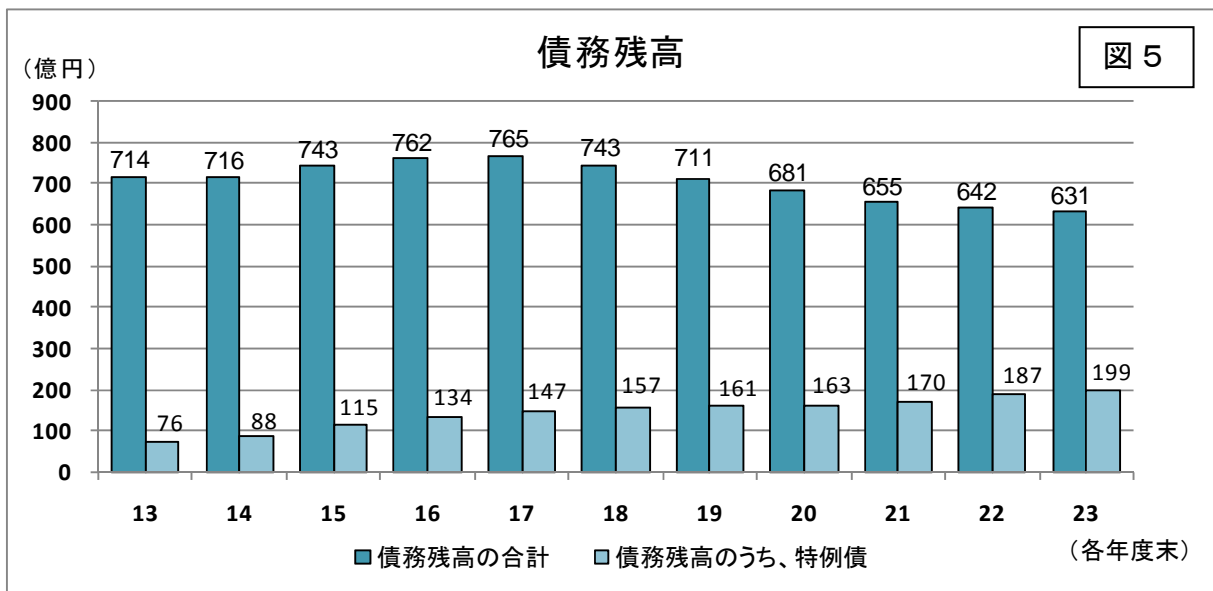
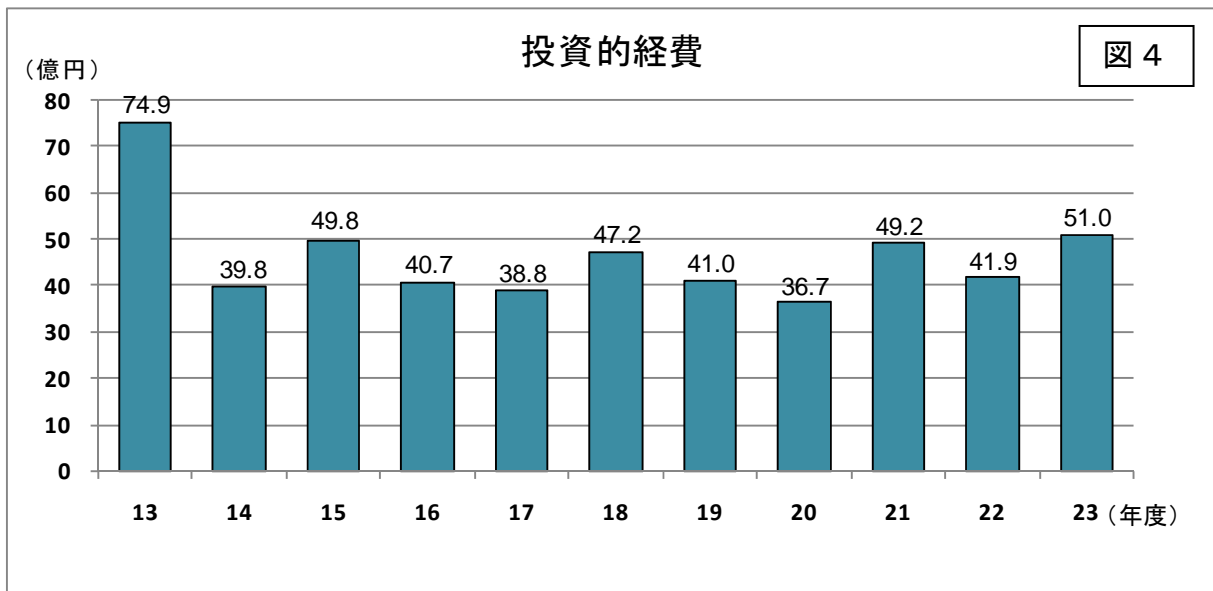
***4 扶助費**

生活保護法、児童福祉法などの各種法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費をいう。

***5 経常収支比率**

人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出に充てられた一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源の総額に占める割合をいう。この数値が低いほど、弾力性のある財政運営がなされているといえる。





(4) 財政見通し

前期基本計画の計画期間における財政見通しについては、各費目における近年の決算額の推移や国による経済推計、前期基本計画における主要事業の位置付けなどを基に推計しました。その結果、表 1 のとおり今後 3 年間の財政（一般会計）は、おおむね 460 億円から 475 億円までの規模で推移する見通しです。

まず、歳入ですが、市税については、景気回復の見通しに不透明感はあるものの、平成 24 年 8 月 31 日に内閣府から示された「経済財政の中長期試算」における GDP の伸びを勘案した上で、第 4 次基本構想で示した本市の将来人口推計などを基に、対前年度比で平成 25 年度は 1.7% の増額、平成 26 年度は 1.3% の増額、平成 27 年度は 0.1% の減額で推移するものと見込んでいます。

地方交付税については、平成 24 年度の普通交付税の交付実績を基に、今後の制度の見直しにより、毎年減少していくものと見込んでいます。

国県支出金については、歳出の扶助費や投資的経費に連動して所要額を見込んだ結果、計画期間内は増加傾向が続き、平成 27 年度には 118 億円を超過する見通しとなっています。

なお、市債については、投資的経費に連動して増減がありますが、市債のうち、臨時財政対策債の借入額については、累増する義務的経費を勘案し、平成 25 年度以後は普通交付税が減少する一方で借入額が増加していくものと見込みました。

次に、歳出ですが、義務的経費のうち人件費については、職員定数削減計画に基づき引き続き職員数の削減を図ることにより、減額を見込んでいます。

扶助費については、近年の決算額における継続的かつ急激な増加傾向及び将来人口推計における今後の高齢化率の上昇の見通しなども踏まえ、引き続き毎年度 6.4% 程度の増加が続き、平成 27 年度には歳出総額の 3 分の 1 に相当する 161 億円に達するものと見込んでいます。

公債費については、市債のこれまでの借入実績及びこの前期基本計画における市債の借入見込額を基に算出した結果、平成 26 年度までは増加傾向が続く見通しとなっています。特に、平成 25 年度及び平成 26 年度の公債費が著しく増額となる要因は、平成 21 年度及び平成 22 年度における多額の臨時財政対策債の借入れによるものです。

また、投資的経費については、この前期基本計画に位置付けた各年度の事業に要する経費を計上したものです。

さらに、都市高速鉄道 12 号線の延伸や市庁舎等の耐震化といった、今後の財政運営上、非常に大きな影響がある事業も予定しています。このうち、都市高速鉄道 12 号線については、新座市方面への延伸が実現すると、駅舎等の鉄道施設の整備や駅予定地周辺のまちづくりなどを進めるため、多額の財源の投入が予想されます。

また、市庁舎については、耐震診断の結果、公共施設の耐震基準を下回っており、耐震化が喫緊の課題となっているため、現在、市内部における検討に加え、市議会においても市庁舎耐震化整備に関する特別委員会を設置し、検討を進めています。今後は、市議会と市における意見交換、協議等を通じて、早急に耐震化の方針（耐震改修

又は建替え)を決定し、前期基本計画の推進期間中には整備に着手する予定となっています。

これらの大型事業の実施に当たっては、将来に向けた必要な財源を確保するとともに、実施初期における大きな財政負担を可能な限り抑制するため、基金への積立てを行うこととしています。

なお、歳入歳出の過不足については、財政調整基金の取崩し又は積立てで調整することとし、それぞれ歳入のその他の収入、歳出のその他の経費で所要額を見込み、収支を合わせています。

また、これらの見通しについては、今後の経済情勢の変動や国の制度改正等により、大幅な変更が生じることが考えられます。

表 1 前期基本計画の財政見通し（一般会計）

【歳入】 (単位：百万円、%)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
市税	22,560	22,234	△ 1.4	22,620	1.7	22,916	1.3	22,896	△ 0.1	
地方譲与税等	2,155	1,902	△ 11.7	2,043	7.4	2,936	43.7	3,239	10.3	
地方交付税	2,920	2,795	△ 4.3	2,500	△ 10.6	2,400	△ 4.0	2,300	△ 4.2	
国県支出金	10,086	9,938	△ 1.5	10,857	9.2	11,148	2.7	11,893	6.7	
その他の収入	5,301	5,211	△ 1.7	3,850	△ 26.1	3,780	△ 1.8	3,209	△ 15.1	
市債	5,311	5,867	10.5	4,324	△ 26.3	3,348	△ 22.6	3,906	16.7	
合計	48,333	47,947	△ 0.8	46,194	△ 3.7	46,528	0.7	47,443	2.0	

【歳出】

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
義務的経費	24,032	24,567	2.2	25,965	5.7	27,115	4.4	27,776	2.4	
人件費	7,554	7,569	0.2	7,593	0.3	7,573	△ 0.3	7,511	△ 0.8	
扶助費	12,576	13,132	4.4	14,237	8.4	15,148	6.4	16,117	6.4	
公債費	3,902	3,866	△ 0.9	4,135	7.0	4,394	6.3	4,148	△ 5.6	
その他の経費	18,285	17,986	△ 1.6	16,121	△ 10.4	17,017	5.6	16,533	△ 2.8	
投資的経費	4,484	5,394	20.3	4,108	△ 23.8	2,396	△ 41.7	3,134	30.8	
合計	46,801	47,947	2.4	46,194	△ 3.7	46,528	0.7	47,443	2.0	

3 計画策定の考え方

第4次基本構想の将来都市像を実現するためには、計画期間である10年間において、第4次基本構想に位置付けた全ての施策の方向に基づき、対象となる事業を計画的かつ着実に実施していくことが必要です。

しかしながら、本市の財政は引き続き厳しい状況が続くものと予想されることから、既存事業においては改めて精査を行うとともに、新たな事業についても財源や第4次基本構想の計画期間におけるバランスを考慮して一部は後期の5か年に先送りするなど、前期基本計画の後半の3年間に位置付ける事業については、厳しい選択を行っていく必要があります。

そこで、この前期基本計画の見直しに当たっても、策定時と同様に以下の二つの基本方針を踏まえつつ、策定後に発生した新たな課題等にも対応するため、事業の選択を行いました。

- ・ まちづくりの重点戦略の展開

第4次基本構想では、将来都市像の実現を目指し、誰もが愛着を持って、住んでみたい、ずっと住み続けたいと感じるまちづくりを進めるため、三つの重点戦略を掲げています。

そこで、この前期基本計画の見直しにおいても、引き続き、以下のとおり、三つの重点戦略を具体的に展開するための事業を優先的に位置付けることで、来訪者、定住者の増加や地域経済の活性化を図ることにより、「税収の伸びるまちづくり」を目指します。

まず、「連帯と協働によるまちづくり」ですが、厳しい財政状況や地方分権の進展、市民ニーズの多様化・高度化などにより、これまでの行政主導によるまちづくりでは、全てのニーズへの十分な対応が非常に困難な状況となっています。このため、市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに補い合い、協力し合う中でまちづくりを進めていくことが必要です。そこで、協働の核となる地域コミュニティやボランティア活動の更なる活性化を図るとともに、市民の市政への参画機会の拡大などを進めることとします。

次に、「観光都市にいざづくり」ですが、本市では、平成18年度を観光都市づくり元年とし、市民と共に「雑木林とせせらぎのあるまち観光都市にいざ」の実現に向け、市内全域を丸ごと“屋根のない博物館”、すなわちフィールドミュージアムとするための様々な取組を進めてきました。これまでは、主にイベントの開催や新たな観光資源の調査・研究などを行ってきたところですが、今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、本格的な施策の展開を図る必要があります。そこで、引き続きウォーキングを中心としたまちづくりに取り組む中で、市内の見どころの発見・創出に努め、「住んでよし、訪れてよし」の観光都市にいざづくりを更に推進することとします。

さらに、「新たな視点による都市づくり」ですが、本市では、これまで公共施設の整備を積極的に推進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域の二つの区域を明確に区別し、対照的なまちづくりを進めてきました。しかしながら、第4次基本構想で位置付けた“理想のまち”（3ページ参照）を実現するためには、市域全体において、自然環境の保全と都市機能の充実をバランスよく計画的に進めていくことが必要です。そこで、今後のまちづくりにおいては、これまでの手法にとらわれず、新たな発想、新たな視点により、地区ごとの特性を踏まえながら、積極的な土地の有効活用を図ることとします。

- ・ 住民福祉の向上・緊急性の高い事業の優先

市政運営に当たっては、前述のまちづくりの重点戦略を展開するための事業のほか、介護事業を始めとする各種福祉サービスの提供、公共施設の維持管理などといった継続性が求められる事業を着実に実施するとともに、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化などを背景とした新たな課題にも的確に対応する必要があります。

特に、「少子高齢化への対応」として、保育所の待機児童の解消など安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備や、子どもたちの居場所づくりなど子どもが心豊かで健やかに育つことのできる環境の整備が求められています。さらに、増加が見込ま

れる高齢者が生きがいを持って地域社会の一員として自立した生活を送ることができる福祉サービスの充実や環境の整備を進める必要があります。

また、「安全で安心な地域づくりの推進」として、安全で安心できる生活は、市民の暮らしの最も基礎となるものであるとの考えの下、近年の大規模な地震や集中豪雨などの異常気象といった自然災害への不安や、危機管理に対する市民の関心の高まりを踏まえ、災害発生時において被害を最小限に抑えるための対策をより充実させることが求められています。

さらに、歩行者や自転車の安全確保及び住民生活の安全性向上を目指した幹線道路・生活道路の整備や放置自転車対策を充実させる必要があります。

このような考え方を踏まえ、前期基本計画の見直しに当たっては、こうした課題の解消に向け、住民福祉の向上のために、特に市民ニーズが高く、かつ、緊急性が高い事業について、優先的に位置付けることとしました。

4 施策の体系

第1章 市民協働

第1節 市民参画 ～みんなでつくるまち～

1 市民参画による市政の推進 68 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 市民参画制度の確立	市民参画制度の充実	・政策形成過程における市民参画制度の充実【企画課】 ・パブリック・コメント制度の推進【秘書広聴課】
	意識啓発の実施	・自治憲章条例の啓発【企画課】
(2) 開かれた行政の推進	行政情報の公開	・情報公開制度・個人情報保護制度の充実【市政情報課】 ・市長の資産公開【市政情報課】 ・会議公開制度の推進【市政情報課】 ・行政手続に係る基準の公表【総務課】
(3) 広聴・広報活動の充実	市民意識の把握	・市長への手紙、ファックス、メール制度の充実【秘書広聴課】 ・小学生議会・中学生議会、学生議会の実施【秘書広聴課】 ・市長市政懇談会の充実【秘書広聴課】 ・市民意識調査の実施【秘書広聴課】
	説明機会の創出	・事業進捗状況の公表【企画課】
	情報提供の充実	・広報紙の充実【市政情報課】 ・ホームページの充実【市政情報課】 ・市勢要覧の発行【市政情報課】 ・市民便利帳及び市民便利地図の発行【市政情報課】 ・市PRビデオの作成【市政情報課】 ・一日市長の実施【コミュニティ推進課】 ・報道機関への情報提供【市政情報課】 ・市政情報提供の充実【生涯学習センター】 ・情報公開総合窓口閲覧コーナーの充実【市政情報課】
	相談体制の充実	・市民相談の充実【人権推進課】

第2節 ボランティア・市民活動 ～ともに元気な力を発揮して～

1 ボランティア・市民活動の推進 72 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) ボランティア・市民活動の支援	人材の育成	・各種講座・セミナーの実施【コミュニティ推進課】
	情報提供の充実	・ボランティア・市民活動情報の収集・発信【コミュニティ推進課】 ・「にいざの地域活動だより」の充実【コミュニティ推進課】
	活動支援体制の確立	・市民公益活動補償制度の運用【コミュニティ推進課】 ・市民活動支援制度の確立【コミュニティ推進課】
(2) ネットワーク化の推進	交流の促進	・団体交流事業の実施【コミュニティ推進課】

第3節 コミュニティ ～地域でつながる人と人～

1 コミュニティ活動の推進 74 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 住民自治意識の高揚	コミュニティ活動への支援の充実	・地域コミュニティ活動団体への支援【コミュニティ推進課】 ・ホテルの里づくりの推進【コミュニティ推進課】 ・町内会による広報紙の配布【コミュニティ推進課】
	コミュニティ形成への支援	・新たなコミュニティの形成への支援【コミュニティ推進課】
	都市間交流の促進	・国内友好姉妹都市との交流【コミュニティ推進課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(2) コミュニティ活動の促進	町内会活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会への加入促進【コミュニティ推進課】 ・町内会による集会所管理の実施【コミュニティ推進課】 ・町内会による公園管理の実施【みどりと公園課】 ・町内会活動への支援【コミュニティ推進課】
(3) コミュニティ施設の充実	活動拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の建替え・改修【コミュニティ推進課】 ・集会所の新設【コミュニティ推進課】 ・地域会館等の整備への助成【コミュニティ推進課】

第4節 人権 ～差別のない明るいまちに～

1 人権尊重社会の構築 76 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 人権教育の推進	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業への人権問題研修の実施【人権推進課】 ・職員への人権問題研修の実施【人権推進課】 ・人権に関する講座・講演会の実施【生涯学習課】 ・学校教育における人権教育の実施【指導課】
(2) 人権啓発・交流の推進	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に関する啓発【人権推進課】【生涯学習課】 ・人権標語・ポスター展の実施【生涯学習課】
	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権フェスティバルへの参加・協力【人権推進課】 ・人権教育団体への支援【生涯学習課】
(3) 相談・支援体制の充実	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談の実施【人権推進課】

第5節 男女共同参画 ～女性と男性のよりよいパートナーシップをめざして～

1 男女共同参画社会の形成 78 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 男女共同参画意識づくりの推進	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画意識の啓発【人権推進課】 ・家庭における男女共同参画意識の啓発【人権推進課】 ・男女共同参画のための生活環境づくりの推進【人権推進課】
	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育・学習の推進【人権推進課】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する相談体制の充実【人権推進課】
(2) 性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶	性を尊重する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発【人権推進課】 ・性と生殖に関する健康と権利についての相談体制の充実【人権推進課】
	配偶者等からの暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・DV根絶のための意識啓発【人権推進課】 ・DVに関する相談体制の充実【人権推進課】 ・DV被害者の救済体制の整備【人権推進課】
(3) 男女共同参画のための環境整備	就業における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場づくりの推進【人権推進課】 ・就業における男女共同参画の推進【人権推進課】 ・職場における男女共同参画の推進【人事課】
(4) まちづくりへの男女共同参画	社会活動への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定の場への参画促進【人権推進課】 ・地域・社会活動への参画推進【人権推進課】
	拠点施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進プラザの充実【人権推進課】

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～

1 国際化の推進 82 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 国際交流の推進	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化に関する講座の実施【コミュニティ推進課】 ・外国語講座の実施【コミュニティ推進課】
	交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流団体への支援【コミュニティ推進課】 ・国際交流デー実施への支援【コミュニティ推進課】 ・青少年海外派遣の実施【コミュニティ推進課】 ・友好（姉妹）都市及び他国の都市との交流の推進【コミュニティ推進課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) 多文化共生のまちづくり	外国人市民への支援の充実	・外国人市民のための生活ガイドブックの配布【コミュニティ推進課】 ・外国人市民に対する相談体制の充実【コミュニティ推進課】
	ネットワークの構築	・国際化関係団体のネットワーク化の推進【コミュニティ推進課】

2 平和意識の高揚 83 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 平和意識の高揚	学習機会の提供	・平和展の実施【人権推進課】 ・平和講演会の実施【人権推進課】

第2章 市民生活

第1節 防災・消防 ～災害に強いまちをめざして～

1 地域総合防災力の充実 86 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 防災意識の高揚	市民の防災力の向上	・防災マップ等の配布【市民安全課】 ・総合防災訓練の実施【市民安全課】 ・自主防災会の充実【市民安全課】
(2) 防災体制の整備	防災体制の整備	・防災拠点施設の整備【市民安全課】 ・災害時情報システムの整備【市民安全課】 ・災害時の給水体制の充実【市民安全課】【水道施設課】
	協力体制の確立	・災害時応援協定の整備【市民安全課】
	防災性の高い住環境づくり	・耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】 ・家具転倒防止対策の推進【市民安全課】
(3) 消防体制の拡充	計画の策定	・地域防災計画の見直し【市民安全課】 ・業務継続計画の策定【市政情報課】【市民安全課】 ・災害時要援護者避難支援プランの作成及び更新【長寿支援課】
	消防団の活動体制の充実	・消防団分団車庫の建替え【市民安全課】 ・消防団の装備品の整備【市民安全課】 ・消防団の無線機の整備【市民安全課】 ・消防団活動の充実【市民安全課】 ・女性消防団の分団化【市民安全課】
	消防用設備の整備	・消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】 ・街角消火器の整備【市民安全課】

2 危機管理体制の充実 90 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 危機管理体制の充実	危機管理体制の整備	・国民保護に関する新座市計画の見直し【市民安全課】 ・地域防災計画の見直し（再掲）【市民安全課】

第2節 交通安全 ～交通事故ゼロのまちをめざして～

1 交通安全の確立 92 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 交通安全意識の高揚	意識啓発の実施	・交通安全運動の実施【市民安全課】 ・交通安全教室の実施【市民安全課】
(2) 安全な交通環境の整備	自転車利用環境の整備	・自転車駐車場の充実【市民安全課】 ・放置自転車撤去活動の推進【市民安全課】 ・自転車の利用に配慮した歩道の整備【道路課】 ・自転車駐車場利用の推進【市民安全課】 ・自転車利用マナーの啓発【市民安全課】
	自動車違法駐車対策の推進	・違法駐車等の防止【市民安全課】 ・自動車駐車場の管理【市民安全課】
	施設・人員の整備の充実	・交通安全施設（道路反射鏡、道路照明灯、道路警戒標識など）の整備【市民安全課】 ・交通指導員の配置【市民安全課】

第3節 防犯 ～安全で安心して暮せるまち～

1 防犯体制の充実 94 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 防犯意識の高揚	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯研修会の充実【市民安全課】 ・防犯情報の提供【市民安全課】
(2) 防犯体制の整備	関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪情報提供体制の整備【市民安全課】 ・犯罪被害者への支援【市民安全課】 ・防犯関係団体の活動支援【市民安全課】 ・関係機関との連携による防犯体制の整備【市民安全課】
	防犯設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯整備への助成【コミュニティ推進課】

第4節 環境対策 ～やすらぎのある生活を守るために～

1 環境への負荷の少ないまちづくりの推進 96 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 環境の保全に関する仕組みの構築及び推進	総合的な環境保全施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境施策の進捗状況の公表【環境対策課】 ・環境マネジメントシステムの運用【環境対策課】
	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や自転車の積極的な利用の推進【環境対策課】 ・低公害車・低燃費車の利用の推進【環境対策課】 ・「エコ・カジュアル」、「WARM BIZ（ウォームビズ）」の実施【環境対策課】 ・公共施設への太陽光発電システムの設置【環境対策課】 ・街路灯LED化の推進【市民安全課】
	市民の環境配慮の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置への助成【環境対策課】 ・LED照明購入への助成【環境対策課】 ・高効率給湯器設置への助成【環境対策課】 ・雨水貯留槽設置への助成【環境対策課】
(2) 環境負荷の低減の意識の高揚	市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいない運動の実施【環境対策課】 ・環境保全協力員等による環境保全活動の推進【環境対策課】
	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブ事業【環境対策課】 ・環境講座の実施【環境対策課】

2 やすらぎのある生活環境の整備 97 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 公害対策の推進	大気汚染防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素濃度の測定【環境対策課】 ・ダイオキシン類濃度の測定【環境対策課】 ・小型焼却炉の無料回収【環境対策課】 ・不適切焼却防止パトロールの実施【環境対策課】
	水質汚濁防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の水質測定【環境対策課】
	騒音・振動防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野線の騒音・振動の測定【環境対策課】 ・幹線道路の騒音測定【環境対策課】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公害に対する苦情・相談の対応【環境対策課】
(2) 環境美化の推進	環境美化への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止パトロールの実施【環境対策課】 ・駅前公衆トイレの管理【環境対策課】 ・違反簡易広告物除却の推進【環境対策課】 ・飼い犬のふん害等防止の啓発【環境対策課】 ・野外焼却の監視活動の実施【環境対策課】 ・市職員による環境美化活動の実施【環境対策課】
	市民によるまち美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民清掃の日の実施【環境対策課】 ・ボランティア団体による清掃活動の実施【環境対策課】
(3) 快適な生活環境の実現	快適な生活環境の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の推進【環境対策課】 ・スズメ蜂の駆除【環境対策課】 ・生物多様性地域戦略の策定【環境対策課】 ・無秩序な土砂等のたい積の防止【環境対策課】 ・空き地の雑草等除去事業の実施【環境対策課】 ・路上喫煙防止の推進【環境対策課】 ・畜犬登録及び狂犬病予防の推進【環境対策課】

項目	施策	事業名【担当課】
	屋上・壁面緑化の推進	・緑のカーテンの設置【環境対策課】
	浄化槽の適正使用の推進	・浄化槽の設置の推進【環境対策課】 ・浄化槽の適正な維持管理の啓発【環境対策課】
	放射線等対策の推進	・公共施設における空間放射線量測定【環境対策課】 ・放射線測定機器の貸出し【環境対策課】 ・市内産農産物の放射性物質測定【経済振興課】 ・給食食材等の放射性物質測定【保育課】【学務課】 ・水道水の放射性物質測定【水道業務課】
(4) 墓園・斎場等の整備	市営墓園の充実	・市営墓園の整備【市営墓園】
	市民葬への助成	・市民葬祭助成【市民課】
	民間墓地の適正な整備	・墓地等の経営許可に関する指導【環境対策課】
(5) 防衛施設・基地周辺環境整備の推進	環境整備の推進	・関係機関への要望【企画課】 ・防衛施設・基地周辺住民活動への支援【企画課】

第5節 ごみ対策 ～ごみの減量と再資源化に向けて～

1 ごみ対策の推進 102 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) ごみ減量化対策の充実	ごみ減量化の推進	・ごみ減量活動の啓発【リサイクル推進課】 ・生ごみ処理容器購入への助成【リサイクル推進課】 ・生ごみ堆肥化施設の整備【リサイクル推進課】 ・事業系ごみの適正処理及び減量化・再資源化の推進【リサイクル推進課】 ・新たなごみ減量化対策【リサイクル推進課】
	団体への支援の充実	・“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議への活動支援【リサイクル推進課】 ・廃食用油再生せっけん製造への支援【リサイクル推進課】
	再利用、再資源化の推進	・リサイクル資源分別収集の推進【リサイクル推進課】 ・集団資源回収の推進【リサイクル推進課】
(2) ごみ処理体制の整備	計画の策定	・一般廃棄物処理基本計画の策定【リサイクル推進課】
	効率的なごみ収集の推進	・志木地区衛生組合との連携による効率的なごみ収集の推進【リサイクル推進課】
(3) し尿処理対策	適正なし尿処理の推進	・朝霞地区一部事務組合との連携による適正なし尿処理の推進【リサイクル推進課】

第6節 地域経済活動 ～活力ある暮らしを支えるために～

1 地域産業の振興 104 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 地域産業の育成・支援体制の充実	中小企業への支援の充実	・融資制度の充実【経済振興課】 ・中小企業融資利子補給制度の充実【経済振興課】 ・経営相談に対する支援【経済振興課】 ・中小企業生涯学習事業への助成【経済振興課】 ・景気状況等調査事業への助成【経済振興課】 ・個人住宅リフォーム資金の助成【経済振興課】
	地域経済の振興	・地域通貨（アトム通貨）事業への助成【経済振興課】
	起業者への支援の充実	・起業者等育成支援セミナーの実施【経済振興課】 ・起業者等への融資制度の確立【経済振興課】
	企業誘致の推進	・企業誘致の推進【まちづくり計画課】
(2) 農商工の連携	関係機関との連携の推進	・産業観光協会への支援【観光推進課】 ・農商工の協力体制の構築【経済振興課】

2 農業基盤の充実 105 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 農地の保全	農地の保全の推進	・生産緑地指定の推進【経済振興課】 ・体験型農園等の設置【経済振興課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) 都市近郊型農業の振興	農業経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業近代化資金利子等補給金制度の充実【経済振興課】 ・都市農業推進対策事業への助成【経済振興課】 ・有機農業に係る認証制度の啓発【経済振興課】 ・先端技術生産システムの導入【経済振興課】
	周辺地域との調和を目指した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産環境整備に対する助成【経済振興課】 ・土埃防止対策の推進【経済振興課】 ・農業用廃棄物の収集処理の推進【経済振興課】
	新たな就農者への支援 団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者及び後継者組織の育成【経済振興課】 ・農業団体への支援【経済振興課】
(3) 身近な農業の推進	直売施設の充実	・農産物直売施設の充実【経済振興課】
	農地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・レジャー農園の充実【経済振興課】 ・休耕地の新たな有効活用【経済振興課】
	観光農業の推進	・観光農業の推進【経済振興課】
	放射性物質の測定	・市内産農産物の放射性物質測定（再掲）【経済振興課】

3 商業基盤の充実 107 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) にぎわいのある駅周辺の商業地域づくり	駅周辺の商店への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の形成への支援【経済振興課】 ・駅前商店街への支援【経済振興課】
(2) にぎわいのある商店街づくり	商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街共同施設（街路灯、案内看板等）への助成【経済振興課】 ・商店街活性化推進事業への助成【経済振興課】 ・商店街歳末一斉セールへの助成【経済振興課】
	空き店舗対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか広場の充実【経済振興課】 ・空き店舗の新たな有効活用【経済振興課】
	関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大型店との連携による地域活性化の推進【経済振興課】 ・産学官の連携の推進【経済振興課】

4 工業基盤の充実 108 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 工業振興対策の充実	経営への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・経営講習への支援【経済振興課】 ・経営相談への支援【経済振興課】

5 勤労者福祉の向上 108 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 雇用の安定	就労希望者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとハローワークの設置【経済振興課】 ・内職相談の実施【経済振興課】 ・就労支援セミナーの実施【経済振興課】
(2) 勤労者福祉の推進	勤労者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者向け講座の実施【経済振興課】 ・勤労者向けの相談業務の実施【経済振興課】 ・勤労者福祉事業への助成【経済振興課】 ・勤労者住宅融資利子補給制度の充実【経済振興課】 ・勤労青少年ホームの運営【経済振興課】

第7節 消費生活 ～消費者が安心できるまち～

1 安全で豊かな消費生活 110 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 消費生活の向上	相談体制の充実	・消費生活相談の充実【経済振興課】
	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用リーフレットの配布【経済振興課】 ・消費者展の実施【経済振興課】
	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体への助成【経済振興課】 ・消費者団体ネットワークの構築【経済振興課】
	立入検査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】 ・電気用品安全法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) 消費者への支援	学習機会の提供	・消費生活講座の実施【経済振興課】 ・消費生活通信講座の実施【経済振興課】
	消費生活への支援の充実	・再利用あっせん事業の実施【経済振興課】 ・朝市の奨励【経済振興課】

第3章 福祉・健康

第1節 地域福祉 ～共に支え合う地域社会をめざして～

1 地域福祉の充実 114 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 情報提供機能・相談体制の充実	計画の策定	・地域福祉計画の策定【生活福祉課】
	情報提供機能・相談体制の整備	・総合的な情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】 ・地域における情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】
	拠点施設の整備	・（仮称）総合福祉センターの建設【生活福祉課】
(2) 地域福祉活動への支援	民生・児童委員活動への支援	・民生・児童委員活動への支援【生活福祉課】
	ネットワークの構築	・福祉フェスティバルの実施【生活福祉課】 ・地域福祉ネットワークの構築【生活福祉課】 ・地域支え合いの仕組みづくり【生活福祉課】
(3) 地域における担い手の育成と支援	団体等への支援の充実	・社会福祉協議会への助成【生活福祉課】 ・地域福祉ボランティア及びNPOの育成支援【生活福祉課】

第2節 高齢者福祉 ～安心を支えるまち～

1 高齢者福祉の充実 116 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 暮らしやすい地域づくりと高齢者の権利擁護の推進	地域ケア体制の充実	・高齢者相談センターの充実【長寿支援課】
	権利擁護の推進	・成年後見制度審判申立費用の助成【長寿支援課】 ・権利擁護事業の実施【長寿支援課】
	介護者に対する支援の充実	・家族介護者に対する支援【長寿支援課】
(2) 介護予防システムの充実	介護予防システムの充実	・一般高齢者に対する介護一次予防事業の実施【長寿支援課】 ・健康手帳の普及・活用機会の拡大【保健センター】 ・健康相談の充実【保健センター】 ・健康づくり講演会の実施【保健センター】 ・健康教室の実施【保健センター】
	二次予防事業対象高齢者への支援の充実	・二次予防事業対象高齢者の把握【長寿支援課】 ・二次予防事業対象高齢者に対する介護予防事業の実施【長寿支援課】
(3) サービス基盤の整備	計画の策定	・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定【介護保険課】 ・日常生活圏域高齢者ニーズ調査の実施【長寿支援課】
	情報提供・相談体制の充実	・介護保険に関する市民への情報提供、相談体制の充実【長寿支援課】【介護保険課】
	介護サービスへの支援の充実	・介護給付費の給付【介護保険課】 ・介護サービス利用料への助成【長寿支援課】 ・在宅福祉サービスの充実【長寿支援課】
	施設サービスの充実	・地域密着型サービス基盤整備への支援【介護保険課】 ・高齢者福祉施設整備等への支援【介護保険課】 ・養護老人ホーム入所への支援【長寿支援課】
	住宅への支援の充実	・住宅改修申請理由書作成手数料の助成【介護保険課】 ・高齢者住宅管理【長寿支援課】 ・住宅整備支援【長寿支援課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
	研修機会の充実	・ ケアマネジャー等研修会の実施【長寿支援課】【介護保険課】
(4) 社会参加と健康づくりの推進	交流の促進と生きがい対策	・ 高齢者いきいき広場の充実【長寿支援課】 ・ 老人クラブ活動への支援【長寿支援課】 ・ シルバー人材センターへの支援【長寿支援課】 ・ 老人福祉センターの充実【長寿支援課】 ・ 敬老祝金の支給【長寿支援課】
	後期高齢者医療制度の運営	・ 後期高齢者医療制度の運営【長寿支援課】 ・ 後期高齢者医療制度加入者への助成【長寿支援課】
	高齢者福祉施設の整備	・ 老人福祉センターの改修【長寿支援課】

第3節 児童福祉 ～健やかに子どもが育つまちづくり～

1 子どもと子育て家庭の福祉の充実 122 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 子育て支援の推進	学習機会の提供	・ 子育てに関する講座の実施【子ども家庭応援室】 【保健センター】【中央公民館】 ・ 子育て理解講座の実施【子ども家庭応援室】【中央公民館】 ・ 子育てに関する情報の提供【子ども家庭応援室】
	相談体制の充実	・ 児童福祉相談の充実【子ども家庭応援室】 ・ 家庭児童相談室の充実【子ども家庭応援室】
	子育て支援サービスの充実	・ 助産施設入所委託の実施【子ども家庭応援室】 ・ 子育て支援ホームヘルパー派遣の実施【子ども家庭応援室】 ・ 養育支援訪問事業の実施【子ども家庭応援室】 ・ ひとり親家庭等児童夜間養護事業の充実【子ども家庭応援室】
	地域における子育て支援体制の充実	・ ファミリー・サポート・センターの充実【子ども家庭応援室】 ・ 地域子育て支援拠点事業の実施【子ども家庭応援室】 ・ 赤ちゃんの駅の充実【子ども家庭応援室】 ・ お父さん応援隊の充実【子ども家庭応援室】 ・ 子育てサロンの実施【子ども家庭応援室】 ・ 子育てネットワークフェスティバルの実施【子ども家庭応援室】 ・ 児童センター業務の充実【子ども家庭応援室】
	関係機関との連携の推進	・ 関係機関との連携による次世代育成支援体制の充実【子ども家庭応援室】 ・ 事業者への啓発の実施【経済振興課】
(2) 保育サービスの充実	児童福祉施設の整備	・ 民間保育所の新設・建替えへの支援【保育課】 ・ 市立保育所の建替え【保育課】 ・ 放課後児童保育室施設の整備【保育課】
	家庭保育室への支援	・ 家庭保育室への助成【保育課】
	保育・放課後児童保育サービスの充実	・ 病後児保育の充実【保育課】 ・ 産休明け保育の充実【保育課】 ・ 一時保育の充実【保育課】 ・ 休日保育の充実【保育課】 ・ 延長保育の充実【保育課】 ・ 障がい児保育の充実【保育課】 ・ 幼稚園長時間預り保育への助成【保育課】 ・ 放課後児童保育室の運営【保育課】 ・ 保育士・指導員への研修【保育課】
	放射性物質測定の実施	・ 給食食材等の放射性物質測定（再掲）【保育課】
(3) 子どもの権利擁護の推進	児童虐待の防止	・ 関係機関との連携による児童虐待防止体制の充実【子ども家庭応援室】
	里親制度の普及啓発	・ 里親制度の普及啓発【子ども家庭応援室】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(4) ひとり親家庭福祉の充実	ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供、相談体制の充実【子ども家庭応援室】 ・ 母子生活支援施設への入所委託の実施【子ども家庭応援室】 ・ 母子自立支援プログラム策定事業の実施【子ども家庭応援室】 ・ 母子自立支援給付金事業の実施【子ども家庭応援室】
	交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭交流事業の実施【子ども家庭応援室】
(5) 経済的支援の充実	医療費助成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども医療費の充実【児童福祉課】 ・ ひとり親家庭等医療費の助成【児童福祉課】 ・ 乳幼児医療費支給に対する国・県への要望【児童福祉課】
	手当支給の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給【児童福祉課】 ・ 児童手当の支給【児童福祉課】

第4節 障がい者福祉 ～ノーマライゼーションのまちづくり～

1 障がい者福祉の充実 128 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) こころのバリアフリー化の推進	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノーマライゼーションの啓発【障がい者福祉課】 ・ 保育士及び教職員に対する啓発【障がい者福祉課】
	学校におけるこころのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校における福祉教育の推進【教育相談センター】 ・ 交流及び共同学習の充実【教育相談センター】
	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者福祉センター事業の充実【福祉の里】 ・ ボランティアの育成【障がい者福祉課】
(2) 生活環境のバリアフリー化の推進	バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設整備におけるバリアフリー化の推進【障がい者福祉課】 ・ 住宅のバリアフリー化への支援【障がい者福祉課】
(3) 保健とリハビリテーションの充実	早期発見と療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査の充実【保健センター】 ・ 家族に対する相談体制の充実【障がい者福祉課】
	リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーションの充実【障がい者福祉課】 ・ 保健・医療・福祉のネットワークの構築【障がい者福祉課】
(4) 福祉サービスのための環境整備	計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者等実態調査の実施【障がい者福祉課】 ・ 障がい者基本計画・障がい福祉計画の策定【障がい者福祉課】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供・相談体制の整備・充実【障がい者福祉課】
	介護給付等によるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護の充実【障がい者福祉課】 ・ 重度訪問介護の充実【障がい者福祉課】 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実【障がい者福祉課】 ・ 行動援護の充実【障がい者福祉課】 ・ 同行援護の充実【障がい者福祉課】 ・ 療養介護の充実【障がい者福祉課】 ・ 生活介護の充実【障がい者福祉課】 ・ 児童デイサービスの充実【障がい者福祉課】 ・ 障がい児通所支援の充実【障がい者福祉課】 ・ 短期入所の充実【障がい者福祉課】 ・ 施設入所支援の充実【障がい者福祉課】 ・ 共同生活介護（ケアホーム）の充実【障がい者福祉課】 ・ 共同生活援助（グループホーム）の充実【障がい者福祉課】
	生活への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣の実施【障がい者福祉課】 ・ 移動支援事業の実施【障がい者福祉課】 ・ 日常生活用具の給付【障がい者福祉課】 ・ 補装具の給付【障がい者福祉課】 ・ 社会参加促進事業の推進【障がい者福祉課】 ・ 訪問入浴サービスの充実【障がい者福祉課】 ・ 生活サポート事業登録団体の支援【障がい者福祉課】

項目	施策	事業名【担当課】
	拠点施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活介護（ケアホーム）の充実（再掲）【障がい者福祉課】 ・ 共同生活援助（グループホーム）の充実（再掲）【障がい者福祉課】 ・ 障がい福祉サービス事業所の設置【障がい者福祉課】 ・ 地域活動支援センターの設置【障がい者福祉課】 ・ 福祉型児童発達支援センターの整備【障がい者福祉課】 ・ こぶしの森の改修【障がい者福祉課】
(5) 自立と社会参加の支援	就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者就労支援センターの充実【障がい者福祉課】 ・ 就労継続支援の推進【障がい者福祉課】 ・ 就労移行支援の推進【障がい者福祉課】 ・ 障がい者福祉事業団の設置【障がい者福祉課】
	周知の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の周知【障がい者福祉課】 ・ 福祉サービス利用援助事業の周知【障がい者福祉課】
(6) 生活向上のための経済的支援	手当等支給の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障がい者手当・障がい児福祉手当の支給【障がい者福祉課】 ・ 重度心身障がい者福祉手当の支給【障がい者福祉課】 ・ 難病患者見舞金の支給【障がい者福祉課】
	医療費助成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障がい者医療費の支給【障がい者福祉課】 ・ 精神障がい者通院医療費の支給【障がい者福祉課】 ・ 自立支援医療費（更生医療費）の支給【障がい者福祉課】 ・ 自立支援医療費（育成医療費）の支給【障がい者福祉課】

第5節 低所得者福祉 ～生活の安定と自立を支える～

1 低所得者福祉の充実 134 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 相談体制の充実	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携体制の充実【生活福祉課】 ・ 相談体制の充実【生活福祉課】
(2) 自立と生活の支援	生活保護者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護費等の支給【生活福祉課】 ・ 生活保護の被保護者の就労支援【生活福祉課】 ・ 住宅手当の支給【生活福祉課】 ・ 子ども育成支援相談員の配置【生活福祉課】
	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護活動団体への支援【生活福祉課】
	中国残留邦人等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国残留邦人等への支援【生活福祉課】

第6節 健康づくり・保健衛生 ～市民が元気なまちづくり～

1 健康づくりの推進 136 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 健康づくり運動の推進	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民健康体操の普及【保健センター】 ・ 健康教室の実施（再掲）【保健センター】 ・ 食育の推進【保健センター】 ・ 健康手帳の普及・活用機会の拡大（再掲）【保健センター】 ・ 健康づくり講演会の実施（再掲）【保健センター】 ・ ワークショップの実施【保健センター】 ・ 健康に関する情報提供機会の充実【保健センター】
	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり活動団体への支援【保健センター】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 保健予防の推進	検診・健康診査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・30代までを対象とした健康診査の実施【保健センター】 ・肝炎ウイルス検診の実施【保健センター】 ・骨粗しょう症節目検診の実施【保健センター】 ・成人歯科検診・成人歯科節目検診の実施【保健センター】 ・がん検診の実施【保健センター】 ・保険未加入者に対する健康診査の実施【保健センター】
	予防事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施【保健センター】 ・結核予防事業の充実【保健センター】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・成人健康相談の実施【保健センター】 ・訪問指導の充実【保健センター】
	妊産婦及び乳幼児とその家族への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付【保健センター】 ・妊婦健康診査の充実【保健センター】 ・乳幼児健康診査の充実（再掲）【保健センター】 ・乳幼児歯科健康診査の充実（2歳児歯科・親子歯科健康診査）【保健センター】 ・乳幼児相談の実施【保健センター】 ・ころころクラブ（1歳6か月児健康診査事後グループ）の推進【保健センター】 ・乳幼児発達相談の充実【保健センター】 ・乳幼児・妊産婦訪問指導の実施【保健センター】 ・未熟児養育医療の給付【保健センター】 ・未熟児訪問指導の実施【保健センター】 ・アレルギー性疾患の知識の普及【保健センター】
	保健センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターの整備【保健センター】 ・（仮称）総合保健センターの建設【保健センター】
	精神保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談の実施【保健センター】 ・精神保健講座の実施【保健センター】 ・ソーシャルクラブの実施【保健センター】
	新たな感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症に関する啓発【保健センター】
(2) 保健・医療の連携強化	休日、夜間の診療への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制の実施【保健センター】 ・病院群輪番制の実施【保健センター】 ・小児救急医療支援事業の実施【保健センター】 ・休日歯科応急診療所の実施【保健センター】
	広域連携による人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞地区看護専門学校への助成【保健センター】

第7節 国民健康保険・国民年金 ～安心した生活のために～

1 国民健康保険の充実 140 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 保険制度の健全な運営	運営の健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費通知の充実【国保年金課】 ・第三者求償事務の実施【国保年金課】 ・レセプト点検の強化【国保年金課】 ・無資格受診者レセプト返戻の強化【国保年金課】 ・ジェネリック医薬品の普及啓発【国保年金課】 ・退職者医療制度適用適正化の実施【国保年金課】
	国民健康保険制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度の運営【国保年金課】 ・国民健康保険税の収納率の向上【納税課】 ・国民健康保険制度に係る国・県への要望【国保年金課】
(2) 健康増進活動の推進	特定健康診査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック検診費用への助成【国保年金課】 ・特定健康診査及び特定保健指導の充実【国保年金課】
	保養施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保養施設（健康入浴施設）利用への助成【国保年金課】 ・保養施設（宿泊施設）利用への助成【国保年金課】

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 制度の周知	理解の促進	・国民年金制度の周知【国保年金課】
(2) 相談業務の充実	相談体制の充実	・国民年金相談体制の充実【国保年金課】

第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ

第1節 就学前教育 ～幼児の健やかな成長のために～

1 就学前教育の充実 144 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 家庭教育のための学習機会の充実	学習機会の提供	・子育てに関する講座の実施（再掲）【子ども家庭応援室】【保健センター】【中央公民館】 ・子育て理解講座の実施（再掲）【子ども家庭応援室】【中央公民館】
(2) 幼稚園・保育園・小学校の連携の充実	交流の促進	・幼児・児童交流会【指導課】 ・全体研修会の実施【指導課】 ・5歳児保護者向けリーフレットの作成・配布【指導課】
(3) 幼稚園就園の支援	助成制度の充実	・入園費の助成【児童福祉課】 ・幼稚園就園費の助成【児童福祉課】 ・幼稚園就園奨励費の助成【児童福祉課】

第2節 学校教育 ～「生きる力」をはぐくむ～

1 教育内容の充実 146 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 児童生徒の学力向上	指導体制の充実	・小学校第1学年への副担任の配置【学務課】 ・小学校高学年教科担任制教員の配置【指導課】 ・中学校教科加配教員の配置【指導課】 ・土曜日授業の実施【指導課】 ・教育副読本の配布【指導課】
	国際理解教育・情報教育の推進	・英語指導助手（AET）の配置【指導課】 ・英会話の時間の実施【指導課】 ・情報教育の推進【指導課】
(2) 心の教育の充実	豊かな心の育成	・学校サポート推進事業（キャリア教育職場体験学習）の実施【指導課】 ・小・中学校音楽会の実施【指導課】 ・教育シンポジウムの実施【教育相談センター】
	相談体制の充実	・教育相談の実施【教育相談センター】 ・不登校対策の充実【教育相談センター】 ・ピアサポーターの派遣【教育相談センター】
(3) 児童生徒の健康増進・体力向上	体力向上の推進	・児童生徒の体力向上の推進【指導課】 ・健康教育の推進【指導課】
	学校給食の充実	・学校における食育の推進【指導課】 ・学校給食における地場産野菜の積極活用【学務課】 ・学校給食の運営【学務課】
	放射性物質測定の実施	・給食食材等の放射性物質測定（再掲）【学務課】
(4) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	・介助員、特別支援教育支援員の配置【教育相談センター】 ・交流及び共同学習の充実（再掲）【教育相談センター】 ・日本語学習支援の充実【教育相談センター】

2 教職員の資質の向上 149 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 指導力の向上	研修等の充実	・教育研究事業の実施【指導課】 ・教職員研修の実施【指導課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(2) 学校・地域・関係機関との連携による資質の向上	関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連携推進事業の推進【指導課】 ・小中連携推進事業【教育相談センター】 ・大学との連携による年次研修等の実施【指導課】

3 教育環境の整備・充実 149 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 教育施設・制度の充実	学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校校舎の改修【教育総務課】 ・小中学校体育館の改修【教育総務課】 ・小中学校給食室の改修【教育総務課】 ・小中学校プール施設の改修【教育総務課】 ・小中学校の冷暖房設備の整備【教育総務課】 ・中学校武道場の整備【教育総務課】 ・中学校校舎のエレベーターの整備【教育総務課】
	情報環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教育インターネットの整備【教育総務課】 ・コンピュータ教育環境の整備【教育総務課】 ・学校図書館の充実【教育総務課】
	各種制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ふるさと構想の推進【指導課】 ・学校獣医師制度の充実【指導課】
(2) 地域に開かれた学校の整備・充実	地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の開放【教育総務課】 ・ボランティア指導員の配置【指導課】 ・学校応援団の実施【指導課】 ・コミュニティ・スクールの指定【学務課】 ・にいざの輝く学校プランの実施【指導課】
	評価の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の充実【指導課】 ・学校評議員の設置【指導課】
(3) 学区の弾力的運用と学校の適正配置	適正な配置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区の見直し【学務課】 ・学校の適正配置【学務課】
(4) 就学・進学援助の充実	支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金・奨学金の貸付け【学務課】 ・就学費の助成【学務課】

第3節 青少年健全育成 ～豊かな人間性をはぐくむ～

1 青少年の健全育成の推進 154 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 青少年活動の充実	青少年への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育振興事業実施団体等への助成【生涯学習課】 ・新座っ子ばわーあつぷくらぶの実施【生涯学習課】 ・子どもの放課後居場所づくり事業の実施【生涯学習課】
	公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ティーンズコーナー図書の実施【中央図書館】 ・公民館・コミュニティセンターの改修【中央公民館】
(2) 青少年健全育成活動の支援	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成事業への支援【生涯学習課】 ・青少年健全育成団体への助成【生涯学習課】

第4節 生涯学習 ～学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも～

1 生涯学習の推進 156 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 生涯学習機会の充実	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座の充実【生涯学習課】 ・公民館・コミュニティセンター講座の充実【中央公民館】 ・能力開発に関する講座の実施【中央公民館】 ・芸術展の実施【生涯学習センター】 ・学習機会の提供【生涯学習センター】 ・元気の出るまちづくり出前講座の実施【生涯学習課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(2) 生涯学習施設の整備・充実	生涯学習施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと新座館の整備【（仮称）ふるさと新座館建設推進室】 ・公民館・コミュニティセンターの改修（再掲）【中央公民館】 ・中央図書館の改修【中央図書館】 ・生涯学習施設の充実【生涯学習課】【生涯学習センター】【中央公民館】【中央図書館】 ・公共施設予約システムの導入【市政情報課】【生涯学習課】【生涯学習センター】【中央公民館】
(3) 情報提供のシステム化と学習相談体制の充実	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいざの生涯学習」の充実【生涯学習課】 ・インターネット情報端末の設置【生涯学習センター】 ・ホームページの充実【教育総務課】【中央公民館】【中央図書館】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体への相談体制の充実【中央公民館】
	図書館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の充実【中央図書館】 ・レファレンス機能の充実【中央図書館】 ・図書館情報システムの充実【中央図書館】
(4) 学習の成果をいかす仕組みづくり	ボランティア活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成と活動の場の提供【中央公民館】【中央図書館】 ・生涯学習ボランティアバンクの充実【生涯学習課】 ・生涯学習ボランティア情報の提供【生涯学習課】
(5) 関係機関との連携・協力	関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の開放（再掲）【教育総務課】 ・市内大学・専門学校等公開講座の実施【生涯学習課】 ・市民総合大学の実施【生涯学習課】 ・成人式の実施【生涯学習課】 ・市立図書館と学校図書館のネットワークの構築【中央図書館】 ・子ども読書活動機会の充実【中央図書館】
	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体への支援【生涯学習課】

第5節 文化芸術 ～豊かな地域文化をはぐくむ～

1 文化芸術活動の振興 160 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 市民主体の文化芸術活動の振興	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体等への支援【生涯学習課】
	文化芸術に触れる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつり文化祭への支援【生涯学習課】 ・睡足軒の森文化事業の実施【生涯学習課】 ・森の音楽会の実施【生涯学習課】 ・“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施【生涯学習課】 ・子どもの文化芸術環境の充実【生涯学習課】 ・文化芸術分野の人材の登用【生涯学習課】
(2) 文化芸術活動の施設の充実	文化芸術活動施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・展示スペースの整備【中央公民館】 ・市民会館の整備【生涯学習課】 ・市民会館の改修【生涯学習課】 ・公共施設予約システムの導入（再掲）【市政情報課】【生涯学習課】【中央公民館】 ・ふるさと新座館の整備（再掲）【（仮称）ふるさと新座館建設推進室】
(3) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり	ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・文化交流事業への支援【生涯学習課】 ・文化芸術情報の提供【生涯学習課】 ・文化芸術活動に関するネットワークの構築【生涯学習課】 ・文化芸術推進体制の整備【生涯学習課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 文化財保護体制の充実	保存及び保護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺境内林保存対策事業への支援【生涯学習課】 ・指定文化財保存事業の実施【生涯学習課】 ・文化財映像記録保存事業の実施【生涯学習課】 ・地域伝承記録集の作成【生涯学習課】 ・市史編さん事業の実施【生涯学習課】 ・野火止用水文化的景観の保護【生涯学習課】
	調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡発掘調査の実施【生涯学習課】 ・遺跡地図・遺跡台帳の整備【生涯学習課】 ・文化財指定化調査の実施【生涯学習課】
(2) 文化財の活用と施設の整備	文化財活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財刊行物の配布【生涯学習課】 ・文化財資料のデータベース化【生涯学習課】 ・野火止用水クリーンキャンペーンの実施【生涯学習課】 ・睡足軒の森の活用【生涯学習課】 ・歴史民俗資料館の充実【生涯学習課（歴史民俗資料館）】
	公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・睡足軒の森の整備【生涯学習課】 ・（仮称）ふるさと歴史館の整備【生涯学習課】

第6節 スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～

1 スポーツ・レクリエーションの振興 166 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備	施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の設置【スポーツ振興課】 ・野火止用水の復元事業の実施【道路課】【新座駅南口第2土地区画整理事務所】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備【道路課】 ・河川・用水沿い遊歩道の維持管理【道路課】 ・遊歩道・親水空間の整備に関する県への要望【道路課】 ・スポーツ施設の整備・改修【スポーツ振興課】 ・公共施設予約システムの導入（再掲）【市政情報課】【みどり公園課】【スポーツ振興課】
(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーション事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ・レクリエーション教室の実施【スポーツ振興課】 ・市民総合体育大会の実施【スポーツ振興課】 ・体育協会への支援【スポーツ振興課】 ・シティウォーキングの実施【スポーツ振興課】 ・総合型地域スポーツクラブの推進【スポーツ振興課】
(3) スポーツ振興のための人材育成・活用	指導者の養成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講座の充実【スポーツ振興課】 ・ボランティア指導者の活用【スポーツ振興課】

第5章 都市整備

第1節 都市計画 ～計画的なまちづくり～

1 計画的なまちづくりの推進 170 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 有効な土地利用の推進	市街化調整区域の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域の有効活用【まちづくり計画課】 ・市街化調整区域の適切な土地利用の誘導【建築開発課】 ・（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進【まちづくり計画課】
	計画的な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査等の実施【まちづくり計画課】 ・地域地区の決定・変更【まちづくり計画課】 ・地区計画の変更【まちづくり計画課】 ・区域区分の変更【まちづくり計画課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
	土地区画整理事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・組合等土地区画整理事業への支援【まちづくり計画課】 ・東北土地区画整理事業の推進【まちづくり計画課】
(2) 都市拠点の整備	まちづくり構想の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・都市高速鉄道12号線の延伸実現に向けたまちづくり構想の策定【企画課】【まちづくり計画課】
	新座駅周辺の都市拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新座駅南口第2土地区画整理事業の実施【新座駅南口第2土地区画整理事務所】 ・新座駅北口土地区画整理事業の実施【新座駅北口土地区画整理事務所】
(3) 住民参画によるまちづくりの推進	住民参画制度の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり推進条例の制定と運用【まちづくり計画課】
(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	ユニバーサルデザインによる施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備におけるバリアフリー化の推進（再掲）【障がい者福祉課】 ・ユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針の策定【まちづくり計画課】

第2節 景観 ～魅力的な景観づくり～

1 景観に配慮したまちづくり 174 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 景観形成の推進	良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観づくり活動の推進・支援【まちづくり計画課】 ・景観づくりに関する情報提供の充実【まちづくり計画課】 ・協働による景観づくり体制の確立【まちづくり計画課】 ・新座市景観条例等に基づく規制の実施【まちづくり計画課】
(2) 屋外広告物の適正化	屋外広告物への規制	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の規制の実施【建築開発課】

第3節 道路 ～安全で快適な道づくり～

1 道路交通網の整備 176 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 生活道路の整備	道路の拡幅と歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の拡幅と歩道の整備【道路課】
(2) 幹線道路の整備	広域幹線道路整備に向けた関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路保谷・朝霞線の整備【まちづくり計画課】 ・都市計画道路放射7号線の早期整備の要望【まちづくり計画課】 ・都市計画道路東村山・足立線の早期整備の要望【道路課】
	幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路東久留米・志木線の整備【道路課】 ・都市計画道路ひばりが丘駅北口線の整備【道路課】
	スマートインターチェンジの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置【まちづくり計画課】
	快適な道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備の実施（幹線道路）【道路課】 ・道路の緑化の実施【道路課】 ・電線地中化の実施（府中清瀬線及びひばりが丘駅北口線）【道路課】
(3) ユニバーサルデザインによる道路整備	バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のバリアフリー化の実施【道路課】

2 道路管理の充実 178 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 道路の維持・補修	道路の維持・補修	<ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロールの実施【道路課】 ・市道の維持・補修工事の実施【道路課】 ・道路の草刈り、側溝等の清掃【道路課】 ・地域住民による道路維持管理体制の構築【道路課】 ・市職員による道路ボランティア清掃の実施【道路課】
(2) 橋りょうの維持・補修	橋りょうの適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょうの点検調査の実施【道路課】 ・橋りょうの修繕【道路課】 ・橋りょうの耐震補強【道路課】
(3) 私道整備への支援	整備への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・私道舗装整備への助成【道路課】

第4節 公共交通網 ～便利で快適な公共交通網～

1 公共交通網の充実 180 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 都市高速鉄道12号線の延伸	延伸活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都市高速鉄道12号線延伸の啓発【企画課】 ・関係機関への要望活動の実施【企画課】 ・延伸に向けた調査研究の実施【企画課】
(2) 鉄道利用環境の整備	鉄道会社への要望の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用環境整備に関する要望【企画課】
(3) バス輸送サービスの充実	自転車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の充実（再掲）【市民安全課】
	バス輸送力の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バス（にいバス）の充実【市民安全課】 ・バス輸送力強化に関する要望【市民安全課】
(4) バリアフリー化の推進	利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車置場の充実【市民安全課】 ・バス運行施設の整備に関する要望【市民安全課】
	駅周辺のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺施設のバリアフリー化の推進【道路課】【新座駅北口土地区画整理事務所】
	公共交通機関のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のバリアフリー化の推進【企画課】 ・ノンステップバス導入への助成【市民安全課】

第5節 公園・緑地 ～緑豊かなまちづくり～

1 良好な自然環境の保全、活用、創出 184 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 緑地の保全・活用の推進	保全・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備【みどりと公園課】 ・妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備【みどりと公園課】 ・憩いの森の保全・整備【みどりと公園課】 ・みどりのまちづくり基金の充実【みどりと公園課】 ・緑地協定制度の充実【みどりと公園課】
	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する啓発活動の推進【みどりと公園課】
	ボランティア活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体による緑地保全活動の実施【みどりと公園課】 ・新たなボランティア制度の確立【みどりと公園課】
	国・県への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に関する国・県への要望【みどりと公園課】
(2) 緑地空間の創出	緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者への緑化指導【みどりと公園課】 ・公共施設整備時の緑化の実施【みどりと公園課】 ・フラワーリメイク事業の実施【みどりと公園課】 ・生け垣設置費への助成【みどりと公園課】 ・緑化地域制度の導入【みどりと公園課】

2 憩いの場となる公園の充実 186 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 拠点となる公園の整備	都市公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園の整備【みどりと公園課】 ・（仮称）道場公園の整備【みどりと公園課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) 安全で安心して利用できる身近な公園・緑地の充実	公園の適正配置	・身近な公園・児童遊園の整備【みどりと公園課】 ・街区公園の整備【みどりと公園課】
	公園施設の維持管理	・遊具安全点検の実施【みどりと公園課】 ・ボランティア等による公園の管理【みどりと公園課】 ・幼児プールの助成【みどりと公園課】

第6節 河川・水路 ～水と親しむまちづくり～

1 河川・水路環境の整備 188 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 流域環境の整備	野火止用水親水空間の整備	・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】【新座駅南口第2土地区画整理事務所】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備（再掲）【道路課】
	河川・用水沿い遊歩道の維持管理	・河川・用水沿い遊歩道の維持管理（再掲）【道路課】 ・遊歩道・親水空間の整備に関する県への要望（再掲）【道路課】

2 治水対策の推進 189 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 治水安全対策の促進	県への要望	・河川の改修に関する県への要望【道路課】
(2) 雨水流出抑制の推進	雨水流出抑制への対応	・雨水浸透施設の整備【道路課】 ・開発事業者への雨水流出抑制の指導【道路課】

第7節 上水道・下水道 ～安全・安心な上水道・下水道づくり～

1 上水道の安定供給 190 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 供給体制の充実	公共施設の整備	・耐震管への更新【水道施設課】 ・浄水場施設の耐震化の実施【水道施設課】 ・浄水場施設設備の更新【水道施設課】 ・揚水ポンプの更新【水道施設課】 ・取水ポンプの更新【水道施設課】 ・ろ過施設等の整備【水道施設課】 ・浄水場施設の安全対策の実施【水道施設課】
	水質検査の実施	・水質検査の実施【水道施設課】
	放射性物質測定の実施	・水道水の放射性物質測定（再掲）【水道業務課】
(2) 経営基盤の強化	水道事業の効率化	・漏水調査の実施【水道施設課】 ・漏水箇所の修繕工事の実施【水道施設課】 ・配水流量計の更新【水道施設課】
	意識啓発の実施	・節水意識の啓発【水道業務課】

2 下水道の整備促進 192 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 汚水排水対策の推進	汚水排水施設の整備	・市街化区域汚水未整備区域の汚水整備事業【下水道課】 ・新たに拡大した認可区域の汚水整備事業【下水道課】 ・新座駅北口土地区画整理事業地内の汚水整備【下水道課】 ・下水道施設（汚水）の維持管理【下水道課】 ・第一次緊急輸送道路における下水道総合地震対策事業【下水道課】
	下水道事業の健全な運営	・水洗化率の向上【下水道課】 ・下水道使用料の適正化【下水道課】
	関係機関との連携の推進	・近隣自治体との連携による下水処理の実施【下水道課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) 雨水排水対策の推進	雨水排水施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地雨水管網の整備【下水道課】 ・新座駅北口土地区画整理事業地内の雨水整備【下水道課】 ・英幹線整備事業【下水道課】 ・溢水地域の改善【下水道課】 ・下水道施設（雨水）の維持管理【下水道課】 ・都市下水路施設の維持管理【下水道課】

第6章 観光

第1節 観光都市にいざづくり ～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～

1 誇りを持っていきいきと暮せるまちづくり 196 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 市民参加・交流システムの構築	ボランティア等が活躍できる場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアガイドの充実【観光推進課】 ・外国語ボランティアの充実【観光推進課】 ・ボランティア団体の交流機会の充実【観光推進課】 ・大学との連携の実施【観光推進課】 ・サロン等交流の場の設置【観光推進課】
	子どもたちに伝える郷土愛	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産野菜の積極活用（再掲）【学務課】

2 フィールドミュージアムの形成 197 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) ネットワークを支える「発見の径」づくり	「発見の径」づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】【新座駅南口第2土地区画整理事務所】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備（再掲）【道路課】 ・妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備（再掲）【みどり公園課】
(2) フィールドミュージアムの見どころづくり	花のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型自然散策ルートの設定【観光推進課】 ・地域別フラワーロードの整備【観光推進課】 ・空地・未利用地の花畑化の推進【観光推進課】 ・桜と菜の花の里づくりの推進【観光推進課】
(3) 「新座版グリーンツーリズム」のシステムづくり	推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・シイタケの里づくりの推進【観光推進課】 ・カブトムシの里づくりの推進【観光推進課】 ・ホテルの里づくりの推進（再掲）【コミュニティ推進課】 ・新座みかん園の整備【観光推進課】

3 地域イメージの浸透と新座ブランドの開発・育成 199 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 情報発信機能の強化	キャラクターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄腕アトムキャラクターの活用【観光推進課】 ・イメージキャラクターの活用【観光推進課】
	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの有効活用【観光推進課】 ・観光親善大使によるPR活動の推進【コミュニティ推進課】 ・観光マップ・ガイドブックの作成及び配布【観光推進課】 ・案内看板の整備【市政情報課】 ・外国人向け観光情報誌の配布【観光推進課】 ・外国語併記のリーフレット・案内板の作成【コミュニティ推進課】 ・観光インフォメーションコーナーの充実【観光推進課】
(2) イベント・祭りなどの振興	イベント・祭り等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・“すぐそこ新座”春まつりの実施【観光推進課】 ・市民まつりへの支援【経済振興課】 ・駅からハイキング事業の後援【観光推進課】 ・野火止用水サミット関連事業の推進【観光推進課】
(3) プロモーション戦略の推進	計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・年間プロモーション計画の策定【観光推進課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(4) 新座ブランドの開発・育成	新座の特産品づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・商品開発支援とブランド化【観光推進課】 ・農商工の協力体制の構築（再掲）【経済振興課】 ・新座みかん園の整備（再掲）【観光推進課】 ・わさび園の調査・研究【観光推進課】 ・ワイナリーの調査・研究【観光推進課】
	特色ある商店づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・名店づくりへの支援【観光推進課】

4 「ふるさと新座」イメージを支える交流拠点の整備 202 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 中核施設の整備検討	中核施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと新座館の整備（再掲）【（仮称）ふるさと新座館建設推進室】 ・（仮称）ふるさと歴史館の整備（再掲）【生涯学習課】
(2) スローライフを実現する公園等の整備	施設等の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）道場公園の整備（再掲）【みどりと公園課】 ・ワイナリーの整備（再掲）【観光推進課】 ・オープンカフェの整備【観光推進課】
(3) 魅力ある都市空間の実現	新座駅周辺の都市拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新座駅南口第2土地区画整理事業の実施（再掲）【新座駅南口第2土地区画整理事務所】 ・新座駅北口土地区画整理事業の実施（再掲）【新座駅北口土地区画整理事務所】
	志木駅南口周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・志木駅南口周辺の整備【環境対策課】【市民安全課】 【まちづくり計画課】
	魅力ある都市空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市高速鉄道12号線の延伸実現に向けたまちづくり構想の策定（再掲）【企画課】【まちづくり計画課】

基本構想の推進のために

行財政運営

※別に定める第5次新座市行財政改革大綱実施計画（見直し版）に記載

Ⅱ 特に力を入れて取り組む施策

- 1 ボランティア・市民活動への参加の促進
- 2 コミュニティ施設の整備
- 3 地域防災力の向上を目指した計画の策定
- 4 災害に強いまちづくり
- 5 放置自転車対策の推進
- 6 エコシティ新座の実現
- 7 市民の支え合いによる地域福祉の推進
- 8 高齢者生きがい対策の充実
- 9 保育所待機児童の解消
- 10 学校施設の整備
- 11 子どもの放課後等の居場所づくり
- 12 市街化調整区域の有効活用
- 13 都市高速鉄道 12 号線の延伸
- 14 新座駅周辺の都市拠点の整備
- 15 生活道路・都市計画道路の整備
- 16 緑地の保全・活用の推進
- 17 観光都市にいざづくりの推進

本編の見方

「Ⅱ 特に力を入れて取り組む施策」については、下記のように記載しています。

施策 12 新座駅周辺の都市拠点の整備

特に力を入れる施策名

JR武蔵野線新座駅周辺については、新座駅南口土地区画整理事業（施行年度：平成6年度～平成22年度、施行面積：約8.15ha）や新座駅南口第2土地区画整理事業（施行年度：平成11年度～平成24年度（予定）、施行面積：約10.5ha）により、利便性の高い良好な住環境となるよう段階的に整備を進めてきた。こうした土地区画整理事業の進捗により、ふさわしい活力とにぎわいのある都市空間を創出するた。まちづくりを進める本市においては、雑木林とせせらぎのあるまちなみの形成に配慮した整備を進める必要があるため、新座駅南口第2土地区画整理事業の実施に併せて、野火止用水の復元と歩行者

施策に関する現状と課題、今後の方向性など

事業計画表

※特筆すべき内容がある事業のみ記載

所有者の理解と協力の下で、新座駅南口地区と合わせて市の中核拠点となる新たな市街地形成を図るため、新座駅北口土地区画整理事業（平成20年度～平成33年度（予定）、施行面積：約31.6ha）を推進します。

主な成果

- 新座駅南口第2土地区画整理事業の進捗（前期基本計画の前半2年間（平成23年度及び平成24年）の主な事業実績）
- 新座駅北口土地区画整理事業の実施（平成23年度：地質調査、道路等予備設計、平成24年度：画地確定測量、仮換地指定、物件調査積算、道路等実施設計）

事業名	年度ごとの実施内容					担当課
新座駅南口第2土地区画整理事業の実施【新座駅南口第2土地区画整理事務所】	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地処分に向けた測量 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地処分 				
事業名	新座駅周辺施設のバリアフリー化の推進【新座駅北口土地区画整理事務所】					
	【企画課】					

特筆すべき内容がない場合は斜線

「Ⅲ 基本計画」における該当部分

➡ 「第5章 都市整備 第1節 都市計画 1 計画的なまちづくりの推進 (2) 都市拠点の整備」(151ページ)、第4節 公共交通網 1 公共交通網の充実 (4) バリアフリー化の推進 (161ページ)」

ここでは、第4次基本構想の将来都市像を実現するため、「I」計画の基本的な考え方で示した市政運営に係る主な課題を踏まえ、この5年間で特に力を入れて取り組む施策について、現状や課題、今後の方向性とそれに関わる事業を記載しています。

施策1 ボランティア・市民活動への参加の促進

市民のニーズや価値観の変化に伴い、より多様な行政サービスが求められる中、行政だけでそれらに対応していくには限界があるため、新たな公共の担い手として、ボランティアやNPOなどの果たす役割が大きくなってきています。

本市では、「自分たちのまちは自分たちの手で」という住民自治の意識が高く、既に多くの市民に福祉、教育、環境等の幅広い分野でボランティアとして活発に活動していただいているなど、あらゆる場面で市政の一翼を担っていただいております。市民との連帯と協働によるまちづくりを積極的に推進してきたところです。

また、ボランティア・地域活動支援室を設置し、各種講座・セミナーの開催や機関紙「にいざの地域活動だより」の発行等による情報提供を行うとともに、市民が安心して活動に参加できるように市民公益活動補償制度を開始するなど、様々な支援を行い、参加の促進を図ってきました。

しかし、一方では、こうした活動の中心的な担い手の固定化や高齢化等が進んでいることや、団塊世代が地域に戻ってきて新たな活躍の場を求めていることも課題となっており、こうした課題に配慮した取組を行っていく必要があります。

そこで、今後は、情報提供等を通じて、主体的に役割を担う新たなボランティアの育成や活動のきっかけづくりに引き続き取り組むとともに、ボランティア・市民活動に対する人的・物的・経済的支援を図るため、助成金等の新たな支援制度の確立に向け検討を行うなど、更なる活動の活性化を図ります。

また、新たな公共の担い手となる人材や団体、地域資源などを効果的につなぐ役割を担う「地域活動コーディネーター」との連携により、様々な分野で活動するボランティアやNPO等の団体相互の交流事業の実施に努めます。

主な成果

- 地域デビューセミナーの実施（平成23年度：10月23日開催、108人参加）
- ボランティア団体数（平成24年9月1日現在：602団体）

《主な事業》

- ・ 各種講座・セミナーの実施【コミュニティ推進課】
- ・ ボランティア・市民活動情報の収集・発信【コミュニティ推進課】
- ・ 「にいざの地域活動だより」の充実【コミュニティ推進課】
- ・ 市民公益活動補償制度の運用【コミュニティ推進課】
- ・ 市民活動支援制度の確立【コミュニティ推進課】
- ・ 団体交流事業の実施【コミュニティ推進課】

➡ 「第1章 市民協働 第2節 ボランティア・市民活動 1 ボランティア・市民活動の推進 (1) ボランティア・市民活動の支援、(2) ネットワーク化の推進」(72、73ページ)

施策 2 コミュニティ施設の整備

地域コミュニティの核となる町内会については、明るく住みよい地域社会をつくる上で重要な役割を担うものであり、本市では、近隣市と比べても高い加入率を誇っており、活発なコミュニティ活動が展開されているところです。

その活動の拠点となる集会所については、町内会活動を始め、サークル活動や研究会、懇談会等を行う場としても広く、気軽に利用され、市民の交流やコミュニティ活動を図る上で重要な役割を果たしていることから、これまで 61 町内会に対し 41 施設（ふれあいの家を含む。）の整備を行ってきたところです。

今後も、引き続き、地域住民の要望を勘案しながら、計画的に集会所の新設を進めるとともに、既存の集会所の中には、施設の老朽化に伴う建替えや、利用者の利便性の向上を図るための改修が必要なものもあるため、建替えや改修についても、計画的に推進します。

また、町内会等が実施する地域会館の整備に対して助成を行うこととし、こうした支援を通じて、地域のコミュニティ活動の更なる活性化に努めます。

主な成果

- 集会所の建替え・改修（平成 23 年度：1 棟）
- 集会所の新設（平成 23 年度：2 棟、平成 24 年度：1 棟）

《主な事業》

・ 集会所の建替え・改修【コミュニティ推進課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	【建替え】 ・石神	/	【建替え】 ・野寺、北野、 栗原六丁目	【建替え】 ・新座	/

・ 集会所の新設【コミュニティ推進課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・野火止中、 栄五丁目※	・野火止四丁目	/	/	・（仮称）野 火止一丁目 ・（仮称）東 三丁目

※平成 22 年度予算事業の繰越し

・ 地域会館等の整備への助成【コミュニティ推進課】

➡ 「第 1 章 市民協働 第 3 節 コミュニティ 1 コミュニティ活動の推進 (3) コミュニティ施設の充実」(75 ページ)

施策 3 地域防災力の向上を目指した計画の策定

未曾有の大災害となった東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故は、甚大な被害と共に、これまでの災害対策の中では想定していない事態を多くもたらしました。

加えて、近年、大規模な地震や集中豪雨による水害の発生のほか、猛暑やゲリラ豪

雨などといった異常気象が原因と思われる新たな災害など、自然災害の発生により人々の生活が脅かされることが多くなっています。

また、近年の社会及び産業の高度化、複雑化、多様化等の社会的要因による大規模な事故の発生に伴い、人々の事故災害に対する不安は高まっています。

このような自然災害や事故災害が発生した場合には、できる限り被害を最小限にとどめるとともに、人々の生活を維持していくことが求められます。そのため、災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を定めた地域防災計画を始めとした防災に関する諸計画の策定や見直しを進め、市として円滑な対応が可能な体制を整えることにより、地域防災力を向上していきます。

そこで、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画である地域防災計画について、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により課題として浮き彫りとなった帰宅困難者の発生や放射線関係事故を始めとしたあらゆる事態に対して適切な対応が可能となる分かりやすい計画に見直すとともに、災害発生直後の初動期における市職員の実践的な活動マニュアルを策定します。

また、災害などの緊急事態に遭遇した場合に被害を最小限にとどめ、市の業務の継続又は早期復旧を図るための方法などを定める業務継続計画（BCP）を策定します。

さらに、各地域において高齢者や障がい者などといった災害時に自力で避難することが困難な「災害時要援護者」の避難活動を支援するため、平成23年度には災害時要援護者支援制度実施要綱を制定し、平成24年度には要援護者個々人の個別計画を作成しました。今後は、毎年登録者の更新を行っていきます。

主な成果

- 地域防災計画の見直し（平成24年度）
- 災害時活動マニュアルの策定（平成24年度）
- 業務継続計画の策定（平成24年度：ICT部門）
- 災害時要援護者支援制度実施要綱の制定及び個別計画の作成（平成23年度：要綱の制定、平成24年度：個別計画の作成）

《主な事業》

・ 地域防災計画の見直し【市民安全課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の見直し ・活動マニュアルの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて一部修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて一部修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて一部修正

・ 業務継続計画の策定【市政情報課】【市民安全課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT（情報通信技術）部門の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT部門の策定 ・市業務全般の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市業務全般の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市業務全般の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて一部修正

・ 災害時要援護者避難支援プランの作成及び更新【長寿支援課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者の更新

施策 4 災害に強いまちづくり

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成 23 年の春に実施された計画停電の際には、市内各地区の停電の予定について防災行政無線による周知を図りましたが、放送内容が十分に聞こえないという声が多く寄せられました。このため、防災行政無線については、受信所等の増設により、災害時に市民が等しく、正確な情報を入手できるよう難聴地域の解消を図る必要があります。

また、東日本大震災の発生を受け、昭和 56 年の建築基準法の改正に伴う新耐震基準の適用以前に建設された市役所本庁舎、第三庁舎、老人福祉センター、みどり学園及び東北コミュニティセンターについて耐震診断を行ったところ、いずれも震度 6 強以上の地震が発生した際には倒壊又は崩壊のおそれがあるとの判定結果が出ましたので、利用する方の安全確保と、有事の際の避難所機能の維持のため、耐震化に向けた対応を行います。

さらに、震災発生時等にライフラインの要である飲料水等の供給を確保するため、水道管の耐震化を進めるとともに、火災時の水源の一つである消火栓が地震で被害を受けて使用できなくなった場合に備え、耐震性のある防火水槽の整備を図ります。

一方、災害に強いまちづくりは市のみで進められるものではありません。災害時には、自分の安全は、自分で守るというのが、防災対策の基本であるため、こうした市民の皆様それぞれの防災対策を支援することで、被害を最小限に抑えるとともに、早期の復旧・復興につなげる必要があります。市では、これまでも地震による住宅の倒壊や家具の転倒を防止するため、住宅の耐震診断及び耐震改修に係る費用の助成や家具の転倒を防止する器具の配布を行っていますが、特に、耐震診断及び耐震改修費用の助成については、住宅リフォームの費用の助成と相談・申請窓口を一本化し、更に利用しやすい制度へと見直しを図るとともに、補助額を拡大し、耐震化を始めとした市民の住宅環境の改善を支援していきます。

また、総合防災訓練を実施するなど、市民、地域、市の 3 者が協働することで災害への対応力を高め、災害に強いまちづくりを目指します。

主な成果

- 災害時情報システムの整備（平成 24 年度：防災行政無線親卓操作卓改修 1 か所、既存受信所改修 1 か所、受信所増設 8 か所、戸別受信機設置 25 か所、戸別受信機改修 1 か所）
- 耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】（平成 24 年度：分譲マンション耐震改修、耐震シェルター設置を追加）
- 消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】（平成 24 年度：耐震性防火水槽新設 2 基）

《主な事業》

・ 災害時情報システムの整備【市民安全課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・防災無線（受信所改修1か所）	・防災無線（親卓操作卓改修1か所、既存受信所改修1か所、受信所増設8か所） ・戸別受信機（設置25か所、改修1か所）	・防災無線（受信所増設4か所、改修14か所） ・戸別受信機（設置27か所）	・防災無線（受信所増設4か所、改修5か所） ・戸別受信機（設置12か所）	・防災無線（受信所増設4か所、改修5か所）

・ 耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・助成の実施（分譲マンション耐震診断を追加）	・助成の実施（分譲マンション耐震改修、耐震シエルト設置を追加） ・更なる充実に向けた検討	・助成の拡充	・更なる充実に向けた検討	・更なる充実に向けた検討

・ 家具転倒防止対策の推進【市民安全課】

・ 消防団活動の充実【市民安全課】

・ 女性消防団の分団化【市民安全課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容			・設置		

・ 消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		・耐震性防火水槽新設（2基）	・耐震性防火水槽新設（2基）	・耐震性防火水槽新設（2基）	・耐震性防火水槽新設（2基）

・ 老人福祉センターの改修【長寿支援課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		・空調設備改修（第二老福）	・空調設備改修（老福）	・耐震補強（老福）	

・ 公民館・コミュニティセンターの改修【中央公民館】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		・野火止公民館のふるさと新座館への移転		・東北コミュニティセンター耐震補強	

・ 耐震管への更新【水道施設課】

・ 浄水場施設の耐震化の実施【水道施設課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・水道管理センター耐震診断		・水道管理センター耐震補強工事 ・新座団地高架水槽解体		

・ 第一次緊急輸送道路における下水道総合地震対策事業【下水道課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道総合地震対策事業計画の策定 ・マンホール浮上防止工(3か所) 			

➡ 「第2章 市民生活 第1節 防災・消防 1 地域総合防災力の充実 (2) 防災体制の整備」(86 ページ)、「第3章 福祉・健康 第2節 高齢者福祉 1 高齢者福祉の充実 (4) 社会参加と健康づくりの推進」(119 ページ)、「第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ 第4節 生涯学習 1 生涯学習の推進 (2) 生涯学習施設の整備・充実」(157 ページ)、「第5章 都市整備 第7節 上水道・下水道 1 上水道の安定供給 (1) 供給体制の充実」(190 ページ)、2 下水道の整備促進 (1) 汚水排水対策の推進」(192 ページ)

施策5 放置自転車対策の推進

駅周辺の放置自転車は、歩行者や車両の通行の妨げになるだけでなく、本市の玄関口である駅の景観を阻害する要因となるため、その解消が必要となっています。

本市では、志木駅周辺に6か所、新座駅南口に1か所、野火止四丁目に暫定施設として1か所、ひばりヶ丘駅北口に1か所の計9か所の自転車駐車を整備するとともに、平成23年度には、志木駅南口の駅前広場内に暫定自転車駐車を設置しました。

また、志木駅及び新座駅周辺を放置自転車等禁止区域に指定し、誘導員の配置や撤去活動の強化などの対策を進めました。これらの対策により、放置自転車台数は減少しましたが、なお解消には至っていない状況です。

そのため、引き続き徹底した放置自転車の撤去活動を実施するとともに、放置自転車を未然に防止するため、誘導業務の推進や周辺の商業施設等との連携により、自転車駐車の利用を促進します。

また、地域団体や交通安全団体等と連携し、交通安全運動などを通じて自転車利用マナーの啓発活動を行い、放置自転車の解消を図ります。

さらに、志木駅南口については、利用者の利便性向上を図るため、周辺地域の現状及び課題を整理するとともに、自転車駐車を始めとした各施設の適切な配置について検討します。

主な成果

- 自転車駐車の整備(平成23年度:志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車の整備(140台))
- 放置自転車撤去活動の推進(撤去自転車数 平成23年度:志木駅周辺2,978台、新座駅周辺1,021台、平成24年度:志木駅周辺1,359台、新座駅周辺542台(平成24年10月末現在))
- 自転車利用マナーの啓発(交通安全運動 年4回、自転車運転免許試験 平成23年12回実施、親と子の自転車マナー向上運動 平成23年2回実施、交通安全教室 平成23年19回実施)

《主な事業》

・ 自転車駐車場の充実【市民安全課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車場の整備(140台)	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討

・ 志木駅南口周辺の整備【環境対策課】【市民安全課】【まちづくり計画課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車場の整備(140台)	・志木駅南口周辺の整備方針の検討	・公衆トイレの改築* ・外部委員を含む検討会議の設置、検討	・基本計画作成	・実施設計

※平成24年度予算事業の繰越しを予定するもの

- ・ 放置自転車撤去活動の推進【市民安全課】
- ・ 自転車駐車場利用の推進【市民安全課】
- ・ 自転車利用マナーの啓発【市民安全課】

➡ 「第2章 市民生活 第2節 交通安全 1 交通安全の確立 (2) 安全な交通環境の整備」(92ページ)、「第6章 観光 第1節 観光都市にいざづくり 4 「ふるさと新座」イメージを支える交流拠点の整備 (3) 魅力ある都市空間の実現 (203ページ)

施策6 エコシティ新座の実現

本市では、環境に関する市民の意識の高揚を図るため、打ち水大作戦やエコライフデーといった「もったいない運動」を実施するほか、市庁舎及び小中学校において「緑のカーテン」を設置するなど、省エネルギーや地球温暖化の防止、環境保全の取組を行ってきました。

そのような状況の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発したエネルギーの在り方の問題については、国における議論と並行して、地方自治体でもそれぞれエコタウン構想等を発表し、取組が進められようとしています。

本市においては、市民、事業者及び市の三者が協働して省エネルギーやごみの減量等の環境保全施策を推進するとともに、太陽光発電などの新エネルギー設備やLED照明などの省エネルギー設備といった環境配慮型設備の家庭等での普及を促進し、環境への負荷の少ないまち「エコシティ新座」を目指します。

主な成果

- 太陽光発電システム設置への助成内容の拡充（平成24年度 補助金額の引上げ、対象枠の拡大）
- LED照明購入への助成（平成24年度開始）
- 公共施設への太陽光発電システムの設置（平成23年度：栄五丁目集会所、野火止中集会所、石神集会所 平成24年度：野火止四丁目集会所、第一保育園、西堀保育園、市民会館*、野寺小学校、八石小学校、市営墓園、ふるさと新座館）

※ 平成24年度予算事業の繰越しを予定するもの

《主な事業》

- ・ 公共交通機関や自転車の積極的な利用の推進【環境対策課】
- ・ 低公害車・低燃費車の利用の推進【環境対策課】
- ・ 「エコ・カジュアル」、「WARM BIZ（ウォームビズ）」の実施【環境対策課】
- ・ 公共施設への太陽光発電システムの設置【環境対策課】
- ・ 街路灯のLED化の推進【市民安全課】
- ・ 太陽光発電システム設置への助成【環境対策課】
- ・ LED照明購入への助成【環境対策課】
- ・ 高効率給湯器設置への助成【環境対策課】
- ・ 雨水貯留槽設置への助成【環境対策課】
- ・ もったいない運動の実施【環境対策課】

➡ 「第 2 章 市民生活 第 4 節 環境対策 1 環境への負荷の少ないまちづくりの推進 (1) 環境の保全に関する仕組みの構築及び推進、(2) 環境負荷の低減の意識の高揚」(96、97 ページ)

施策 7 市民の支え合いによる地域福祉の推進

地方分権の進展により自治体の裁量権が拡大する一方で、自治体には地域の特色に応じた独自の行政運営が求められています。また、少子化等により行政サービスの範囲が拡大の一途をたどる中で、多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、市民と市がより一層連携を深め、連帯と協働によるまちづくりを進める必要があります。

このような中で、地域には高齢者や障がい者、言葉や文化の違う外国人など、日常生活において支援を必要とする様々な人が暮らしています。特に、ひとり暮らしの高齢者等からは、ごみ出しや買い物、庭木の手入れなどといった日常生活における支援についての要望が多く寄せられています。

こうした様々な人たちの多様な生活上の悩みや問題については、市が中心となって行う既存の福祉制度のみならず、地域のことは地域で支え合う、市民同士の共助の取組に大きな期待が寄せられています。

一方で、市民同士の支え合いの活動の中には、病院への送迎など、無償で行うことが難しいものもあるため、有償でのボランティア活動を制度として構築し、手助けを必要とする人と意欲のあるボランティアを結び付けていくなど、市にはこれまでの福祉施策に加え、地域等での支え合いを積極的に支援する、いわゆる「支え合いを支える」ことが求められています。

そこで、地域福祉の取組・活動を計画的に進めていくため、平成 23 年度には社会福祉協議会と共に第 2 次新座市地域福祉計画及び社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定しました。この計画では、市は責任ある立場で地域福祉を包括的に推進することを、社会福祉協議会は地域福祉活動団体等の育成や支援をすることを、地域は既存の福祉制度では対処できない身近な問題の解決に向けた地域福祉活動を主体的に実施することを、それぞれの役割として明確化するとともに、3 者で協働して地域福祉を推進していくことを定めています。

中でも、地域においては、市内 6 地区のうち、3 地区において市民や各種団体に組織

する地域福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）が設立され、活動方針となる地域福祉地区活動計画を作成し、活動を始めています。

今後は、未設立地区における推進協議会の設立を支援するとともに、地域における福祉ネットワークを更に強化し、住み慣れた地域において、市民が共に支え合い、誰もがいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、社会福祉協議会、地域と協働して、その仕組みづくりを進めます。

主な成果

➤ 第2次地域福祉計画の策定【生活福祉課】（平成23年度）

《主な事業》

- ・ 地域福祉計画の策定【生活福祉課】
- ・ 総合的な情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】
- ・ 地域における情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】
- ・ 地域福祉ネットワークの構築【生活福祉課】
- ・ 地域支え合いの仕組みづくり【生活福祉課】

➡ 「第3章 福祉・健康 第1節 地域福祉 1 地域福祉の充実 (1) 情報提供機能・相談体制の充実 (114 ページ)、(2) 地域福祉活動への支援」(115 ページ)

施策8 高齢者生きがい対策の充実

本市の高齢化率は20.5%（平成24年1月1日現在）と全国平均（23.4%）を下回っていますが、55～64歳の人口割合が13.5%を占めており、今後急速に高齢化が進んでいくものと見込まれます。また、団塊の世代が地域に戻り始め、地域で過ごす機会や時間が増えていることから、高齢者が健康を保持しながら地域で生きがいを持って過ごすことのできる場の提供が求められています。

本市では、高齢者いきいき広場や老人福祉センターを拠点として、高齢者による趣味や生涯学習、健康づくりなどの多様な活動が行われており、今後も、こうした高齢者の社会参加の機会を充実させていく必要があります。

これまで小学校の余裕教室等を活用して5か所に設置してきた高齢者いきいき広場については、身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流ができるとともに、健康相談、介護相談等の場としても活用されており、今後も、事業の充実や施設の修繕等に努め、より多くの高齢者が気軽に憩える場として提供していきます。

また、老人福祉センター及び第二老人福祉センターについては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用したサービスの向上に努めるとともに、平成21年度には大規模な改修工事を行い、施設の利便性向上を図ってきたところですが、今後も各種相談への対応や、利用者の要望を踏まえた魅力ある事業を展開することで、健康の増進、教養の向上を図るとともに、仲間づくりの場を提供します。

さらに、地域の高齢者が集まり、様々な文化活動や社会参加活動を展開している老人クラブについては、今後、定年退職後の若い会員の増加により、世代間交流の拡充が期待されるところであり、引き続きその活動に対して助成を行うことで、活動の活

性化を図ります。

主な成果

- 高齢者いきいき広場の充実（平成 23 年度：5 か所の延べ利用者 41,578 人）
- 老人福祉センターの充実（平成 23 年度：3 か所の延べ利用者 132,296 人）

《主な事業》

- ・ 高齢者いきいき広場の充実【長寿支援課】
- ・ 老人福祉センターの充実【長寿支援課】
- ・ 老人福祉センターの改修【長寿支援課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容		・空調設備改修（第二老福）	・空調設備改修（老福）	・耐震補強（老福）	

- ・ 老人クラブ活動への支援【長寿支援課】

➔ 「第3章 福祉・健康 第2節 高齢者福祉 1 高齢者福祉の充実 (4) 社会参加と健康づくりの推進」(119 ページ)

施策 9 保育所待機児童の解消

本市では、これまでも、民間保育所の新設や増築に対し積極的な助成を行うなど、保育所の待機児童の解消に取り組んできました。しかしながら、少子化が進行する中にもかかわらず、長引く不況や女性の社会進出、核家族化等の影響により、子どもを保育所に預けて就労を希望する世帯は今後も増加すると考えられることから、待機児童対策の必要性はますます高まるものと見込まれます。

本市では、保育所への入所を待つ待機児童が 360 人を超え（平成 24 年 11 月 1 日現在）、県内の他市町村と比べても多い状況が続いており、保育所の新設や建替えによる定員拡大が喫緊の課題となっています。そのため、民間保育所の新設や建替えに対し整備費の助成を行うなど、定員の拡大に向けた取組を進めており、平成 24 年度には、全国で初めてとなる定期借地権による国有地貸付制度を活用した保育所を 2 園開設しました。

さらに、市立保育所については、老朽化が進んでいる西堀保育園を平成 23 年度に、第一保育園を平成 24 年度に建て替えるとともに、定員拡大を行いました。北野保育園及び第二保育園についても、建替えに向けた準備を進め、併せて定員拡大に努めます。

また、保育所の増設・定員拡大と並行して、主に 0 歳児から 2 歳児までの受け皿となる家庭保育室に対する助成を拡大することにより、保護者の負担軽減を図り、利用を促進するとともに、新設を予定している事業者に対し支援を行います。

これらの取組により、待機児童の解消を図ることで、子どもを預けて働きたい人が、子育てと仕事を無理なく安心して両立できる環境づくりと、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

主な成果

- 保育園の新設（平成 23 年 4 月 1 日開所：みき（定員 60 名）、妙音沢もみじ（定員 60 名）、平成 24 年 4 月 1 日開所：白梅第二（定員 72 名）、竹の子（定員 60 名））

- 建替えによる定員増（平成 23 年 4 月 1 日：アヤ 60 名増、平成 24 年 4 月 1 日：西堀 10 名増、平成 25 年 4 月 1 日予定：第一 10 名増）
- 家庭保育室補助の拡大（平成 24 年度：保護者負担に対する補助額の拡大、新たに事業を開設する際の施設整備等に関する補助額の拡大）
- 幼稚園長時間預り保育への補助の拡大（平成 24 年度：実施園に対する補助の拡大）

《主な事業》

・ 民間保育所の新設・建替えへの支援【保育課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	【新設】 ・白梅第二、 竹の子	【新設】 ・殿山 【耐震】 ・まきば	【建替えによる定員増】 ・光 【増築による定員増】 ・栗原、すぎのこ 【耐震】 ・まきば第二、白梅	【建替えによる定員増】 ・山びこ	・新設及び建替えに向けた法人との協議

※実施内容は工事年度に記載

・ 市立保育所の建替え【保育課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・西堀*	・第一	・北野		・第二

※平成 22 年度予算事業の繰越し

・ 家庭保育室への助成【保育課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・新設3か所 ・助成額の拡大	・新設2か所 ・助成内容の検討	・助成内容の検討	・助成内容の検討	・助成内容の検討

➡ 「第3章 福祉・健康 第3節 児童福祉 1 子どもと子育て家庭の福祉の充実 (2) 保育サービスの充実」(124 ページ)

施策 10 学校施設の整備

教育環境の充実を図るため、本市では、他市に先駆けて全小中学校の耐震補強工事を平成 17 年度に完了させるとともに、平成 22 年度には全普通教室等へ、平成 24 年度には特別教室等へのエアコン整備に取り組むなど、次代を担う子どもたちが安心して学べる学校づくりに努めてきました。

しかしながら、昭和 40 年代から 50 年代までの人口急増期に建設した学校施設の老朽化が大きな課題となっていることから、適正な教育環境を維持していくためには、対象施設が多く、財政負担も大きい校舎の大規模改修工事を計画的に進めていく必要があります。

そこで、改修内容の見直しにより 1 校当たりの事業費を抑制することで、可能な限り早期に全小中学校の改修を終えることを目指します。

また、要望も高く、課題となっていた学校トイレの改善については、これまでトイレ単独での改修工事を実施していましたが、より効率的に進めるため、校舎の大規模

改修と併せて実施していきます。

さらに、給食調理業務の委託化に合わせた給食室の改修や学習指導要領の改訂に伴う必要な施設整備、校舎のバリアフリー化を行うなど、計画的な改修・整備を図ることで、児童生徒が安心して学べる快適な教育環境の整備を推進します。

また、東日本大震災の発生を受け、窓ガラスや照明器具などの非構造部材の耐震化といった新たな課題が顕在化しているため、適切な対応を図り、児童生徒が安心して学べる教育環境の整備を推進します。

主な成果

- 校舎大規模改修の実施（平成 24 年度：野寺小、八石小）
- 給食室の改修（平成 23 年度：第四小）
- 冷暖房施設の整備（平成 23 年度：全普通教室等）
- 中学校武道場の整備（平成 23 年度：第三中 ※ 全中学校で整備完了）

《主な事業》

・ 小中学校校舎の改修【教育総務課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容		・野寺小、 八石小	・新堀小、第 四中	・新座中	・石神小、 大和田小 (増築)

・ 小中学校体育館の改修【教育総務課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容			・新座中	・西堀小	・池田小

・ 小中学校給食室の改修【教育総務課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・第四小		・東北小		・1校

・ 小中学校の冷暖房設備の整備【教育総務課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・全小中学校 (普通教室等) ^{※1}		・全小中学校 (特別教室等) ^{※2}		

※1 平成 22 年度予算事業の繰越し

※2 平成 24 年度予算事業の繰越しを予定するもの

・ 中学校武道場の整備【教育総務課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・第三中				

・ 中学校校舎のエレベーターの整備【教育総務課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・第五中		・第四中		

➡ 「第 4 章 教育・生涯学習・文化・スポーツ 第 2 節 学校教育 3 教育環境の整備・充実 (1) 教育施設・制度の充実」(149 ページ)

本市では、毎月第1・3土曜日に、青少年健全育成団体や地域のボランティアが指導者となって文化、スポーツ、学習等、様々な活動を実施する「新座っ子ばわーあっぷくらぶ」事業を実施しています。また、放課後については、各小学校区に放課後児童保育室を設置し、保護者の就労等により家庭が常時留守になっている子どもを対象に受入れを行っています。

しかしながら、核家族化の進行や女性の社会進出、共働き世帯の増加等に伴い、子どもたちの生活環境も変化しており、全ての子どもが、大人の見守りの下、安全に過ごせる環境を確保することは、今後、ますますその必要性が高まるものと見込まれます。

特に、放課後については、放課後児童保育室の多くが狭あい化・大規模化している現状を踏まえ、体育館、図書室や音楽室等の学校施設を活用し、家庭や地域の方々の参画を得て、子どもたちに遊びや体験・交流の場を提供する新たな制度の構築が求められています。

そこで、平成24年6月から東野小学校と石神小学校で新座市子どもの放課後居場所づくり事業を開始しました。今後も、放課後児童保育室の狭あい化・大規模化の解消を図るとともに、更なる子どもたちの安全・安心な居場所の確保に向け、実施校の拡大に努めます。

主な成果
➤ 子どもの放課後場所づくり事業の実施（平成24年度：東野小、石神小）

《主な事業》

・ **子どもの放課後居場所づくり事業の実施【生涯学習課】**

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・庁内検討委員会の開催	・2校開設(東野小、石神小)	・新規2校(東北小、新堀小) ・延べ4校	・新規2校 ・延べ6校	・新規2校 ・延べ8校

・ **放課後児童保育室施設の整備【保育課】**

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	【増築】 ・野火止				

➡ 「第3章 福祉・健康 第3節 児童福祉 1 子どもと子育て家庭の福祉の充実 (2) 保育サービスの充実」(124ページ)、「第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ 第3節 青少年健全育成 1 青少年の健全育成の推進 (1) 青少年活動の充実」(154ページ)

施策12 市街化調整区域の有効活用

本市は、首都近郊に位置する住宅都市として、南北端を通る鉄道の駅を中心に市街化が進む中、住宅街においても農地や雑木林などの貴重な自然が残されており、市内における街並みや景観を形成する重要な要素となっています。

その一方で、市の中央部には市域の約42%を占める市街化調整区域が広がっており、豊かな自然が残されてはいますが、土地所有者の相続の発生などにより、やむを得ず駐車場や資材置場等に転用されるなど、計画性を欠いた市街化が進んでいる現状があ

ります。

そのため、この「市街化調整区域の有効活用」については、第4次基本構想に位置付けた重点戦略の「新たな視点による都市づくり」を実現するための最も重要な施策の一つとして位置付け、この5年間に於いては地区ごとの特性を踏まえながら土地の有効活用を進め、市域全体が自然と都市機能が調和したまちとなることを目指します。

具体的には、国道254号沿道の大和田二・三丁目地区について、地権者の意向を踏まえ、土地区画整理事業を実施し、市街化区域への編入を目指すとともに、産業系土地利用への転換に合わせて企業誘致活動を推進します。

また、その他の市街化調整区域についても、土地区画整理事業や開発許可制度等の都市計画に関する様々な手法の活用を検討し、新たな視点によりそれぞれの区域の実情等を勘案した土地利用への誘導を図ります。

主な成果

- (仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進(平成23年度:地権者との合意形成、平成24年度:地区界測量の実施、環境影響評価調査計画書作成、誘致企業の検討)

《主な事業》

・ 市街化調整区域の有効活用【まちづくり計画課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 大和田二・三丁目地区地権者の合意形成 調査、検討(都市高速鉄道12号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) 調査、検討(都市高速鉄道12号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) 調査、検討(都市高速鉄道12号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) 調査、検討(都市高速鉄道12号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査、検討(都市高速鉄道12号線関係等)

・ 市街化調整区域の適切な土地利用の誘導【建築開発課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度の研究 	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度の運用検討 	<ul style="list-style-type: none"> 区域の実情に応じた開発許可制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> 区域の実情に応じた開発許可制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> 区域の実情に応じた開発許可制度の運用

・ (仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進【まちづくり計画課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 合意形成 県等関係機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 地区界測量 環境影響評価調査計画書作成 県等関係機関との調整 誘致企業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価(調査) 現況測量(権利調査含む。) 事業計画案作成 土地評価 換地設計 企業誘致等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価(準備書及び評価書作成) 実施計画書作成等 事業認可 換地設計 企業誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 換地設計(補足) 街区確定測量 路線測量 詳細設計 仮換地指定 埋蔵文化財調査 保留地処分予約契約等

- ・ 区域区分の変更【まちづくり計画課】
- ・ 企業誘致の推進【まちづくり計画課】

➡ 「第2章 市民生活 第6節 地域経済活動 1 地域産業の振興 (1) 地域産業の育成・支援体制の充実」(104 ページ)、「第5章 都市整備 第1節 都市計画 1 計画的なまちづくりの推進 (1) 有効な土地利用の推進」(170 ページ)

施策 13 都市高速鉄道 12 号線の延伸

都市高速鉄道 12 号線（都営大江戸線）の延伸については、平成 12 年に当時の運輸省の諮問機関である運輸政策審議会からの答申があり、練馬区光が丘から大泉学園町までの区間が「目標年次（2015 年）までに整備着手することが適当である路線（A2 路線）」に、大泉学園町以西の武蔵野線方面については「今後整備について検討すべき路線（B 路線）」に位置付けられています。

この答申の目標年次である平成 27 年頃には国土交通省の諮問機関である交通政策審議会からの答申があると想定されており、この答申において、練馬区光が丘から大泉学園町までの区間にとどまらず、その先の武蔵野線方面までの区間が一体的に整備されるよう位置付けられるためには、延伸に向けた地元の気運の醸成や延伸地域における鉄道需要の創出等が課題となっています。

この都市高速鉄道 12 号線の延伸の実現に向けた取組として、新座市、清瀬市、所沢市及び練馬区で構成する都市高速鉄道 12 号線延伸促進協議会を通じて、乗降客数の見込みや地域整備等の在り方を検証するための調査・研究等を実施しました。今後は、この調査結果もアピール材料の一つとしながら、引き続き関係機関への要望活動等を実施します。

本市独自の取組としては、町内会や関係団体の代表者等で構成する新座市都市高速鉄道 12 号線延伸促進期成同盟会において、先進地の視察や市民等への啓発活動に取り組むなど、地元の気運の醸成を図っていきます。

また、新座市都市高速鉄道 12 号線建設促進基金への積増しを行い、延伸地域の整備等に充てる財源の確保に努めるとともに、延伸実現に向けた市の強い姿勢を市内外に示します。

さらに、12 号線が延伸される場合の本市における新駅予定地は市街化調整区域が想定されますが、第 4 次基本構想においても、市街化調整区域については、一部を市街化区域へ編入することも視野に入れた有効活用を図ることを想定しています。このため、当該鉄道の延伸予定区域についてもその一環として、鉄道需要創出のための新たな都市拠点の整備を目標としたまちづくり構想を策定し、集客力のある施設を誘致するなど、鉄道の延伸に見合ったまちづくりの整備を検討していきます。

これらの取組を通じて、交通政策審議会からの次期答申において、練馬区光が丘から大泉学園町までの区間と合わせて武蔵野線方面までの区間が一体的に整備されるよう位置付けられ、早期に延伸が実現されることを目指します。

主な成果

- 協議会における調査研究の実施（平成 24 年度）
- 新座市都市高速鉄道 12 号線延伸促進期成同盟会の設立（平成 23 年 10 月 23 日）

➤ 期成同盟会による啓発品の作成（平成 24 年度：看板、横断幕、懸垂幕、チラシの全戸配布）

《主な事業》

・ 都市高速鉄道 12 号線の延伸の啓発【企画課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・期成同盟会の設立 ・P R 活動の推進	・P R 活動の推進 ・基金への積増し	・P R 活動の推進 ・基金への積増し	・P R 活動の推進 ・基金への積増し	・P R 活動の推進 ・基金への積増し

・ 関係機関への要望活動の実施【企画課】

・ 延伸に向けた調査研究の実施【企画課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・調査・研究の実施	・期成同盟会を通じた視察 ・延伸促進協議会を通じた調査・研究の実施	・調査・研究の実施 ・期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察	・調査・研究の実施 ・期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察	・調査・研究の実施 ・期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察

・ 都市高速鉄道 12 号線の延伸実現に向けたまちづくり構想の策定【企画課】【まちづくり計画課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	・イメージ案の作成	・策定			

➡ 「第 5 章 都市整備 第 1 節 都市計画 1 計画的なまちづくりの推進 (2) 都市拠点の整備」(172 ページ)、「第 4 節 公共交通網 1 公共交通網の充実 (1) 都市高速鉄道 12 号線の延伸」(180 ページ)

施策 14 新座駅周辺の都市拠点の整備

J R 武蔵野線新座駅周辺については、新座駅南口土地区画整理事業（施行年度：平成 6 年度～平成 22 年度、施行面積：約 8.15ha）や新座駅南口第 2 土地区画整理事業（施行年度：平成 11 年度～平成 26 年度、施行面積：約 37.4ha）により、利便性の高い良好な住環境となるよう段階的に整備を進めてきました。

こうした土地区画整理事業の推進に当たっては、拠点としてふさわしい活力とにぎわいのある都市空間を創出するだけでなく、観光都市にいざづくりを進める本市にあつては、雑木林とせせらぎのあるまちなみの形成に配慮した整備を進める必要があるため、新座駅南口第 2 土地区画整理事業の実施に併せて、野火止用水の復元と歩行者専用道路や公園の整備を行いました。

また、新座駅北口地区については、関係地権者の理解と協力の下で、新座駅南口地区と合わせて市の中核拠点となる新たな市街地形成を図るため、新座駅北口土地区画整理事業（平成 20 年度～平成 33 年度（予定）、施行面積：約 31.6ha）を推進します。

主な成果

➤ 新座駅南口第 2 土地区画整理事業の実施（平成 23 年度：保留地処分、野火止用水の

復元、街区公園の整備、平成 24 年度：道路・公園整備、建物等移転除去、保留地処分)
 ➤ 新座駅北口土地区画整理事業の実施（平成 23 年度：地質調査、道路等予備設計、平成 24 年度：画地確定測量、仮換地指定、物件調査積算、道路等実施設計）

《主な事業》

・ 新座駅南口第 2 土地区画整理事業の実施【新座駅南口第 2 土地区画整理事務所】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 道路・公園整備 建物等移転除去 保留地処分 換地処分に向けた測量 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園整備 建物等移転除去 保留地処分 換地計画書作成 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等移転除去 保留地処分 	<ul style="list-style-type: none"> 換地処分 	

・ 野火止用水の復元事業の実施【新座駅南口第 2 土地区画整理事務所】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 特殊道路整備（水路含む。） 5 号公園水路整備（完了） 				

・ 街区公園の整備【みどりと公園課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 4 か所 		<ul style="list-style-type: none"> 栄・池田土地区画整理事業区域内（2 か所） 		

・ 新座駅北口土地区画整理事業の実施【新座駅北口土地区画整理事務所】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 地質調査 道路等予備設計 	<ul style="list-style-type: none"> 画地確定測量 仮換地指定 物件調査積算 道路等実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> 物件調査積算 物件移転補償 道路等実施設計 道路等工事 	<ul style="list-style-type: none"> 物件調査積算 物件移転補償 道路等実施設計 道路等工事 	<ul style="list-style-type: none"> 物件調査積算 物件移転補償 道路等実施設計 道路等工事

・ 駅周辺施設のバリアフリー化の推進【新座駅北口土地区画整理事務所】

➡ 「第 5 章 都市整備 第 1 節 都市計画 1 計画的なまちづくりの推進 (2) 都市拠点の整備」(172 ページ)、「第 4 節 公共交通網 1 公共交通網の充実 (4) バリアフリー化の推進」(182 ページ)、「第 5 節 公園・緑地 2 憩いの場となる公園の充実 (2) 安全で安心して利用できる身近な公園・緑地の充実」(186 ページ)、「第 6 節 河川・水路 1 河川・水路環境の整備 (1) 流域環境の整備」(188 ページ)

施策 15 生活道路・都市計画道路の整備

本市では、「まちづくりは道路から」を基本に、市民や市民団体の協力を得て道路の危険箇所等を調査し、それに基づいて年次整備計画を策定するなど、安全で快適な市道の整備を図ってきました。

平成 23 年 2 月には、道路改良 10 か年基本計画パートⅢを策定し、この計画に基づ

き、安全性、快適性に配慮した通行空間の確保を図るため、道路拡幅や交差点の隅切り、歩道設置などの整備を実施しています。

特に生活道路については、地域住民の日常生活に利用される道路として、歩行者や自転車の安全確保を優先すべき道路ですが、幹線道路の混雑時には抜け道として利用される場合もあることから、朝夕の登下校時における児童の安全対策も含め、歩行者等の安全確保に重点を置いた計画的な整備に努めます。

幹線道路については、市民の交通の主軸として利用されるだけでなく、緊急車両の通行等、市民の生命や財産を守るためにも利用される重要なものであるため、円滑な通行が確保されなければなりません。

そのため、都市計画道路東久留米・志木線については、市域南北縦軸のネットワークの形成に向け、未整備区間約 175m の整備を進め、また、新座市方面からひばりが丘駅へのアクセス道路である都市計画道路ひばりが丘駅北口線については、新座市域の整備費の負担を始め、施行主体である西東京市と緊密に連携し、両路線とも早期の開通を目指します。

また、都市間交通の骨格となる広域幹線道路については、安全かつ安心な交通環境や快適な道路空間の確保に向け、地権者の理解と協力の下、関係自治体と連携を図りながら整備を進める必要があります。東村山・足立線（志木街道）については、東村山都市計画道路府中清瀬線の清瀬立体（西武池袋線との交差点）の開通に伴い、交通量が大幅に増加したことから、安全対策や渋滞の解消を図るため現在、清瀬市境から国道 254 号の野火止角交差点までの間の拡幅工事が埼玉県により進められていますが、早期の整備完了について引き続き県に対し強く要望します。

都市計画道路保谷・朝霞線については、接続する東京都の調布保谷線の完成が平成 26 年度末に迫っていることから、東京都側からの車両の流入による交通渋滞、住環境への影響等が懸念されます。このため、埼玉県に早期の整備方針の決定、事業化を要望するとともに、これらの決定後には連携して整備を進めます。加えて、都市計画道路放射 7 号線についても調布保谷線からの車両流入の受け皿となる路線であることから、埼玉県に対して早期の整備を要望します。

加えて、地球温暖化防止に対する意識や健康志向の高まりなどにより、今後は自転車の利用者が増加することが予想されるため、とりわけ幹線道路については、自転車及び歩行者が共に安全に通行できる歩道の整備に努めます。

＜参考＞都市計画道路の実施主体

実施主体	新座市	埼玉県	新座市及び関係自治体
都市計画道路名	・東久留米・志木線	・放射 7 号線 ・東村山・足立線	・ひばりが丘駅北口線 （西東京市） ・保谷・朝霞線 （埼玉県）

主な成果

- 道路拡幅（平成 23 年度：3 か所、平成 24 年度：5 か所）
- 歩道整備（平成 23 年度：3 か所、平成 24 年度：7 か所）
- 交差点隅切り（平成 23 年度：2 か所）
- 都市計画道路東久留米・志木線の整備（平成 23 年度：265m 道路築造、平成 24 年度：不動産鑑定、物件調査）

《主な事業》

- ・ 道路の拡幅と歩道の整備【道路課】
- ・ 自転車の利用に配慮した歩道の整備【道路課】
- ・ 都市計画道路東久留米・志木線の整備【道路課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・道路築造工事	・不動産鑑定 ・時点修正 ・物件調査 ・再物件調査	・用地取得 ・物件補償 ・道路築造工事		

- ・ 都市計画道路ひばりが丘駅北口線の整備【道路課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・用地取得及び補償に係る負担金の支出	・道路築造工事、用地取得及び補償に係る負担金の支出	・道路築造事に係る負担金の支出		

- ・ 都市計画道路保谷・朝霞線の整備【まちづくり計画課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供（通知）	・県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供（通知） ・方針検討	・県施行区間（都県境～県道保谷志木線）の事業化に関する住民説明及び予備調査	・県施行区間（都県境～県道保谷志木線）の事業化に関する住民説明 ・市施行区間（県道保谷志木線～産業道路）の設計等の実施	・県施行区間の事業に対する負担金の支出

- ・ 都市計画道路放射7号線の早期整備の要望【まちづくり計画課】
- ・ 都市計画道路東村山・足立線の早期整備の要望【道路課】
- ・ 歩道整備の実施（幹線道路）【道路課】

➡ 「第2章 市民生活 第2節 交通安全 1 交通安全の確立 (2) 安全な交通環境の整備」(92ページ)、「第5章 都市整備 第3節 道路 1 道路交通網の整備 (1) 生活道路の整備、(2) 幹線道路の整備」(176ページ)

施策16 緑地の保全・活用の推進

本市には、平林寺や野火止用水の周辺を始め、武蔵野の面影を色濃く残す雑木林が数多く存在し、本市の特徴的な景観を形成する象徴的な存在となっています。また、市内には黒目川や柳瀬川沿いの斜面林、まとまりのある農地や屋敷林など、現在でも豊かな自然環境が形成されており、こうした緑地は居住者のみならず、来訪者の心に潤いと安らぎを与えてくれる大変貴重な存在となっています。

市内の緑地は市街化の進展とともに減少傾向にありますが、依然として多く残されている豊かな自然環境を保持し、次代に継承していくため、保存樹木の指定やみどりの保全協定などの仕組みづくりに加え、グリーンサポーター・緑の保全巡視員などの市民ボランティアとの連携による取組を進めてきました。このほかにも、市内に残る貴重な緑地を市で計画的に取得し、緑化を推進するため、みどりのまちづくり基金制度を設けています。

今後も市民の理解と協力を得ながら、市内の緑地の保全・整備に向けた取組を充実させていく必要があります。

そこで、近郊緑地特別保全地区に指定されている平林寺境内林の雑木林を保全するための助成を行うとともに、妙音沢特別緑地保全地区について、民有地の購入、動植物に配慮した保全・整備を進めます。

また、緑地の所有者等とのみどりの保全協定の締結により、市内 11 か所に設置している憩いの森については、雑木林の保全に加え、市民や来訪者が気軽に自然と緑にふれあえる場所となっており、今後もこうした雑木林の保全と活用を積極的に進めていくため、緑地の所有者等に保全協定に関する周知を図り、更なる整備の拡大に努めます。

さらに、これまでも成果を上げてきた市民ボランティアとの連携による緑地保全活動を引き続き推進するとともに、市民・事業者・市が一体となって実施する妙音沢特別緑地保全地区の清掃や雑木林で開催する森の音楽会などの機会を通じて、緑の保全に関する意識啓発活動に取り組みます。

主な成果

- 妙音沢特別緑地保全地区の整備（平成 24 年度：木道整備工事）
- 憩いの森の整備（平成 23 年度：野火止恵山通り憩いの森、平成 24 年度：野寺三丁目憩いの森）
- 妙音沢緑地クリーンアップ作戦の実施（平成 23 年度、平成 24 年度）

《主な事業》

- ・ 平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備【みどりと公園課】
- ・ 妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備【みどりと公園課】

実施年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施内容		・木道整備工事	・調査	・調査	・修景施設整備工事 ・土地購入

- ・ 憩いの森の保全・整備【みどりと公園課】
- ・ みどりのまちづくり基金の充実【みどりと公園課】
- ・ 緑地協定制度の充実【みどりと公園課】
- ・ 緑に関する啓発活動の推進【みどりと公園課】
- ・ ボランティア団体による緑地保全活動の実施【みどりと公園課】
- ・ 新たなボランティア制度の確立【みどりと公園課】
- ・ 緑地保全に関する国・県への要望【みどりと公園課】

➡ 「第 5 章 都市整備 第 5 節 公園・緑地 1 緑地の保全、活用、創出 (1) 緑地の保全・活用の推進」(184 ページ)

施策 17 観光都市にいざづくりの推進

首都近郊にありながら緑豊かで、野火止用水や平林寺等の歴史的文化的資産も多く残されているという本市の特性をいかし、そこに暮らす人々が自分たちのまちの魅力を再発見し、愛着や誇りを持っていきいきと豊かに暮らし、訪れる人を温かくもてなし交流する、「住んでよし、訪れてよし」の観光都市にいざづくりを推進しています。

特に、市域全体を屋根のない博物館「フィールドミュージアム」と捉え、武蔵野の自然や歴史的文化資産等、市内に点在する地域資源に、ウォーキングを楽しみながら訪れることのできるまちづくりに取り組んでいます。

平成18年度を「観光都市づくり元年」と位置付けて取組を開始して以来、観光都市づくり推進市民会議や観光都市づくりサポーターを始めとした数多くの市民との連帯と協働により、“すぐそこ新座”春まつりの開催、観光ボランティアガイドの設立を行うとともに、観光マップ・ガイドブックの作成や、自然との触れ合いをテーマとしたホテル観賞、タケノコ掘り体験、シイタケ栽培等の新座版グリーンツーリズム事業等を実施してきました。

こうした取組に加え、「住んでよし、訪れてよし」のふるさと新座、更には税収の伸びる豊かなまちを実現するため、販売を視野に入れたシイタケ栽培の仕組みづくりや、わさび園、ワイナリーの整備についての検討、栽培を進めているミカンの活用等、市の内外に魅力を伝えるための特産品づくりを進めるとともに、市民や来訪者が楽しめるオープンカフェを実施するなど、本格的な施策の展開を始めました。

また、イメージキャラクター「ゾウキリン」の活用や観光親善大使によるPR活動、デザインを統一化した案内看板の設置を進めることで観光都市にいざとしてのイメージの発信を強化し、更なる浸透化に努めます。

さらに、フィールドミュージアムの各見どころを訪れる人が立ち寄ることができる施設として、観光情報案内機能や農産物等直売機能を併せ持ったふるさと新座館を平成24年11月1日に開館しました。今後はこのふるさと新座館を、「ふるさと新座」の魅力伝える情報発信の拠点とするとともに、公民館機能や小規模のホールを併設することで、市民の多様な学習ニーズに応え、学習やその成果の発表のための場を提供することにより、人々の交流や地域の活性化を図ります。

加えて、野火止用水浴い及び平林寺周辺の遊歩道について、整備を検討するとともに、野火止用水の復元について検討を行います。

主な成果	
➤	オープンカフェの実施（平成23年度：試験実施8日間で延べ10,800人来場、平成24年度：春・秋の2回実施）
➤	案内看板の整備（平成24年度：新座駅から平林寺周辺及び清瀬駅方面への散策ルートに43か所設置）
➤	ふるさと新座館の整備（平成24年11月1日開館）

《主な事業》

- ・ シイタケの里づくりの推進【観光推進課】
- ・ わさび園の整備【観光推進課】
- ・ ワイナリーの整備【観光推進課】
- ・ 新座みかん園の整備【観光推進課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営制度の構築 ・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施 ・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施

- ・ カブトムシの里づくりの推進【観光推進課】
- ・ オープンカフェの整備【観光推進課】
- ・ 案内看板の整備【市政情報課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・デザインガイドラインの策定	・設置(43か所)	・設置場所の検討	・設置	・設置

- ・ ふるさと新座館の整備【(仮称)ふるさと新座館建設推進室】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・建設	・開館			

- ・ 商品開発支援とブランド化【観光推進課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・地域ブランドの研究・検討(にんじん、うどん、その他地場産品の研究)	・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発

- ・ 野火止用水の復元事業の実施【道路課】【新座駅南口第2土地区画整理事務所】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	【新座駅南口第2土地区画整理地内】 ・特殊道路整備(水路含む。) ・5号公園水路整備(完了)		・復元の検討	・復元の検討	・復元の検討

- ・ 野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備【道路課】

実施年度	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施内容	・野火止用水平林寺堀遊歩道の整備※(完了)		・新たな整備場所の検討	・新たな整備場所の検討	・新たな整備場所の検討

※平成22年度予算事業の繰越し

➡ 「第6章 観光 第1節 観光都市にいざづくり」(196ページ)

Ⅲ 基本計画

第1章 市民協働

第2章 市民生活

第3章 福祉・健康

第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ

第5章 都市整備

第6章 観光

本編の見方

「Ⅲ 基本計画」については、下記のように記載しています。

第1章 市民協働

第4次基本構想の章と節名

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～

基本方針

第4次基本構想
の基本方針

- 1 市民の国際感覚・国際認識・国際理解を深め、一人ひとりが国際化を推進する主体であるとの認識の下に、国籍を問わず、だれもが協働して地域づくりに取り組む多文化共生のまちづくりを進めます。
- 2 「新座市健康平和都市宣言」の趣旨にのっとり、平和で明るい社会を築くため、市民の平和意識の高揚に努めます。

1 国際化の推進

第4次基本構想
の施策の方向

(1) 国際交流の推進

- 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、国際交流機会の拡充を図ります。
- 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化にふれあう場や、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会を設けます。
- 3か国の友好（姉妹）都市との間において、青少年の交流を始めとした市民レベルの相互交流の拡充を図ります。

施策名	事業名	施策の内容	担当課
学習機会の提供	国際意識を高めるため、図書館等で開催するなど	に対する学習意欲の高揚を図るため	拡充に努めます。
	・国際化に関する講座の実施【コミュニティ推進課】		
	・外国語講座の実施【コミュニティ推進課】		

交流の促進	事業計画表	年度ごとの実施内容				
	※特筆すべき内容がある事業のみ記載	年の国際感覚及び国際認識を高めるため、中学生の海外派遣を実施するとともに、市民レベルでの交流が深まるよう、交流分野の拡大に				
	・国際交流団 ・国際交流デー実施への支援【コミュニティ推進課】 ・青少年海外派遣の実施【コミュニティ推進課】	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度 ・青少年海外派	平成26年度	平成27年度 ・青少年海外派遣事業の実施
・友好（姉妹）都市及び他国					【コミュニティ推進課】	

特筆すべき内容がない場合は斜線

第1章 市民協働

第1節 市民参画 ～みんなで作るまち～

第2節 ボランティア・市民活動 ～ともに元気な力を発揮して～

第3節 コミュニティ ～地域でつながる人と人～

第4節 人権 ～差別のない明るいまちに～

第5節 男女共同参画 ～女性と男性のよりよいパートナーシップをめざして～

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～

第1章 市民協働

第1節 市民参画 ～みんなでつくるまち～

基本方針

- 1 広報活動の充実により市民との情報共有を進めるとともに、市民の主体的な市政への参画を可能とする仕組みを整備し、市民との協働によるまちづくりに取り組みます。

1 市民参画による市政の推進

(1) 市民参画制度の確立

- 条例制定や各種計画策定時など、政策形成過程における市政参画に関する各種制度の充実を図るとともに、市民が主体的に参画できる手法を確立します。
- 各種施策や事業の実施・評価段階における市民参画の制度を確立します。

市民参画制度の充実	政策に市民ニーズを反映させるため、条例の制定や各種計画の策定時などには、審議会における市民委員の選任やパブリック・コメントの募集等を行い、市民が市政に参画する機会や制度の充実を図ります。				
	・政策形成過程における市民参画制度の充実【企画課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	・市民公募の実施 ・無作為抽出による市民参画制度の検討	・市民公募の実施 ・無作為抽出による市民参画制度の検討	・市民公募の実施 ・無作為抽出による市民参画制度の検討	・市民公募の実施 ・無作為抽出による市民参画制度の検討(試行)	・市民公募の実施 ・無作為抽出による市民参画制度の検討(試行)
	・パブリック・コメント制度の推進【秘書広聴課】				

意識啓発の実施	市民の権利・責務や市民の市政参画の保障などを定めた自治憲章条例について、広く周知を図るため、啓発を行います。				
	・自治憲章条例の啓発【企画課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・啓発品の作成	・学生等との協働による啓発用スライドの作成 ・条例施行後の評価	・啓発活動	・啓発活動	・啓発活動	

(2) 開かれた行政の推進

- 個人情報の保護に配慮し、情報公開制度の適切な運用に努めます。
- 市の行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るため、市が実施する会議を原則として公開するとともに、行政手続に関して共通する事項を定め、公表します。

行政情報の公開	<p>公文書の開示請求権を市民に保障するとともに、個人情報の適正な管理を行うことで、開かれた市政の一層の推進と個人の権利利益の保護を図ります。</p> <p>また、附属機関等の会議を原則として公開するとともに、許認可等の申請に対する処分の審査基準及び標準的な処理期間を設定し、公表します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度・個人情報保護制度の充実【市政情報課】 ・市長の資産公開【市政情報課】 ・会議公開制度の推進【市政情報課】 ・行政手続に係る基準の公表【総務課】

(3) 広聴・広報活動の充実

- 市政に対する要望や意見を気軽に市に寄せられることができるよう、市長への手紙・ファックス・メールなどによる広聴制度の充実を図ります。
- 幅広い年代・階層における市政に関する意見・提言を把握するため、懇談会など直接市民と対話できる機会の充実を図ります。
- 各種施策や事業の進捗状況、結果などについて、年次報告書などにより市民に対する説明の機会の創出に努めます。
- 多数の市民の意向を把握するため、市民意識調査を定期的実施します。
- 広報紙、ホームページについて、様々な世代にとって読みやすく分かりやすいものとなるように配慮しながら、内容の充実に努めます。
- インターネットの活用や報道機関への情報提供など、様々な方法での市政情報の提供に努めます。
- 市民が日常の暮らしの中で身近に抱えている心配ごとや悩みごと等について安心して相談ができるよう、専門の相談員による各種相談窓口の充実に努めます。

市民意識の把握	<p>市長への手紙・ファックス・メール、小中学生や学生による議会、市長市政懇談会の開催等により、幅広い年代・階層の市民から意見・提言を伺う機会や制度の充実を図ります。</p> <p>また、市民意識調査を実施し、市民意識の把握及び調査結果の市政への反映に努めます。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への手紙、ファックス、メール制度の充実【秘書広聴課】 ・小学生議会・中学生議会、学生議会の実施【秘書広聴課】 ・市長市政懇談会の充実【秘書広聴課】 ・市民意識調査の実施【秘書広聴課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・実施	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
		・実施								

説明機会の創出	<p>市の主要事業の内容及び推進状況について、広報紙、ホームページ、年次報告書などにより公表し、市民に対する説明の機会の創出に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗状況の公表【企画課】

情報提供の充実	<p>読みやすく親しみやすい広報紙や利用しやすいホームページとなるよう努めるとともに、掲載情報の充実及び情報更新の迅速化を図ります。</p> <p>また、市勢要覧や市民便利帳・市民便利地図、市PRビデオの作成、一日市長の実施、マスコミ各社に対する情報提供等様々な方法により、市政に関する情報の積極的な提供と充実を図ります。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の充実【市政情報課】 ・ホームページの充実【市政情報課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年	平成26年度	平成27年度
	・掲載情報の充実 ・全面リニューアルに向けた調査及び研究	・掲載情報の充実 ・全面リニューアルの実施	・掲載情報の充実	・掲載情報の充実	・掲載情報の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・市勢要覧の発行【市政情報課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・発行				・発行	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民便利帳及び市民便利地図の発行【市政情報課】 					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・市民便利帳の発行	・市民便利帳の発行 ・市民便利地図の発行	・市民便利帳の発行	・市民便利帳の発行 ・市民便利地図の発行	・市民便利帳の発行	
<ul style="list-style-type: none"> ・市PRビデオの作成【市政情報課】 ・一日市長の実施【コミュニティ推進課】 ・報道機関への情報提供【市政情報課】 ・市政情報提供の充実【生涯学習センター】 ・情報公開総合窓口閲覧コーナーの充実【市政情報課】 					

相談体制の充実	<p>日常の暮らしの中で抱えている心配ごとや悩みごと等を安心して相談できるよう、弁護士や税理士等の専門の相談員による無料相談を定期的に行います。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談の充実【人権推進課】 				

基本方針

- 1 ボランティアやNPOなどによる市民の自主的な活動が活発に展開されるよう支援を進めます。

1 ボランティア・市民活動の推進

(1) ボランティア・市民活動の支援

- 講座やセミナーの開催により、新たなボランティアなどの発掘・育成に努めます。
- ボランティア・市民活動に関する情報の効果的な収集と発信の仕組みづくりを進めます。
- 活動中の事故を救済し、安心して活動に参加できるように、公益的な活動を行う市民団体を対象とする補償制度の運用を進めます。
- 市民の参加意欲を促進するため、ボランティア・市民活動に対する新たな人的・物的・経済的な支援制度について検討します。

人材の育成	<p>ボランティア・市民活動に市民が自主的に参加できるよう、地域デビュー応援セミナーの開催等を通じて、活動のきっかけとなる場を創出し、新たな人材の発掘・育成を図ります。</p> <p>・各種講座・セミナーの実施【コミュニティ推進課】</p>
情報提供の充実	<p>ボランティア・市民活動に関する情報を効果的に収集する仕組みの構築に努めるとともに、機関紙「にいざの地域活動だより」の発行など、収集した情報の発信に努めます。</p> <p>・ボランティア・市民活動情報の収集・発信【コミュニティ推進課】 ・「にいざの地域活動だより」の充実【コミュニティ推進課】</p>
活動支援体制の確立	<p>ボランティアを始めとした公益的な市民活動を行う団体が、活動中に事故が発生した場合に負担を強いられないよう、安心して活動に参加できるような環境づくりを推進します。</p> <p>また、団体の活動が活性化するよう、助成金等の新たな支援制度の確立を目指します。</p> <p>・市民公益活動補償制度の運用【コミュニティ推進課】 ・市民活動支援制度の確立【コミュニティ推進課】</p>

(2) ネットワーク化の推進

- 活動のネットワークづくりや活性化のため、ボランティア・市民活動団体の相互交流の機会の拡充に努めます。
- 様々な分野で活動するボランティアやNPOなどと市が連携して、地域の課題解決や公的サービスの提供に取り組めるよう、仕組みづくりを進めます。

交流の促進	様々な分野で活動するボランティアやNPO等の地域活動団体同士の相互交流が図れるよう、新たな公共の担い手となる人材や団体、地域資源などを効果的につなぐ役割を担う地域活動コーディネーターと連携し、団体交流事業を実施します。 ・団体交流事業の実施【コミュニティ推進課】
-------	--

第3節 コミュニティ ～地域でつながる人と人～

基本方針

- 1 「自らが住む地域は、自らが参加し、相互の立場を尊重しながら協力してつくっていく」という気運の醸成を図るため、町内会・自治会などを中心とした地域住民によるコミュニティづくりの支援に努めます。

1 コミュニティ活動の推進

(1) 住民自治意識の高揚

- 町内会などの地域コミュニティ活動の支援を通じて、地域で子どもや高齢者を見守るといった住民の自治意識や地域における連帯意識の高揚を図ります。
- 大規模な集合住宅等が新たに建設された場合には、コミュニティの形成について支援を行います。

<p>コミュニティ活動への支援の充実</p>	<p>自治と連帯の意識高揚を目指し、町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行うとともに、町内会が実施するホタル飼育事業への支援を行います。</p> <p>また、広報紙の配布などを町内会に依頼し、町内会活動の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動団体への支援【コミュニティ推進課】 ・ホタルの里づくりの推進【コミュニティ推進課】 ・町内会による広報紙の配布【コミュニティ推進課】 										
<p>コミュニティ形成への支援</p>	<p>大規模な集合住宅等が新たに建設された場合など、市民が新たなコミュニティの形成を目指す際には、関連情報の提供等の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなコミュニティの形成への支援【コミュニティ推進課】 										
<p>都市間交流の促進</p>	<p>コミュニティ活動の一環として、友好姉妹都市である栃木県那須塩原市及び新潟県十日町市との都市間交流を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内友好姉妹都市との交流【コミュニティ推進課】 <table border="1" data-bbox="491 1787 1369 1951"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)</td> <td>・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(訪問)</td> <td>・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)</td> <td>・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(訪問)</td> <td>・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(訪問)	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(訪問)	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(訪問)	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(訪問)	・「ちびっこふるさと探検隊」の実施(受入)							

(2) コミュニティ活動の促進

- 転入者への案内や町内会における活動などを通じ、地域コミュニティの核である町内会への加入を促進します。
- 市立集会所の管理、公園の清掃など、自らが使用する地域における施設の管理等を通じて自治意識の高揚を図るとともに、自主的な活動の活性化に努めます。

町内会活動の促進	<p>地域コミュニティの核である町内会への加入を促進するため、転入者に対して町内会加入の案内を行います。</p> <p>また、住民の自治意識の高揚を図るため、地域の施設である公園等の管理について、地元の町内会への委託を進めるとともに、町内会が主催するイベントなどの地域の活動に対する支援に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会への加入促進【コミュニティ推進課】 ・町内会による集会所管理の実施【コミュニティ推進課】 ・町内会による公園管理の実施【みどりと公園課】 ・町内会活動への支援【コミュニティ推進課】

(3) コミュニティ施設の充実

- 市立集会所の補修・改修を行うとともに、建築経過年数などを踏まえ、新設・建替えに取り組むほか、地域会館の整備を支援します。

活動拠点の整備	<p>老朽化への対応や利用者等の利便性の向上を図るため、地域住民の要望を勘案し、集会所の建替え、改良改修工事を推進するとともに、集会所の新設を計画的に行います。</p> <p>また、地域コミュニティ活動の推進を図るため、町内会等が実施する地域会館・小公園等の整備に対し助成を行います。</p>										
	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の建替え・改修【コミュニティ推進課】 										
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【建替え】 ・石神</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>【建替え】 ・野寺、北野、 栗原六丁目</td> <td>【建替え】 ・新座</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	【建替え】 ・石神	/	【建替え】 ・野寺、北野、 栗原六丁目	【建替え】 ・新座	/
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
【建替え】 ・石神	/	【建替え】 ・野寺、北野、 栗原六丁目	【建替え】 ・新座	/							
<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の新設【コミュニティ推進課】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・野火止中、栄 五丁目※</td> <td>・野火止四丁目</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>・(仮称)野火 止一丁目 ・(仮称)東三 丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度予算事業の繰越し</p>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・野火止中、栄 五丁目※	・野火止四丁目	/	/	・(仮称)野火 止一丁目 ・(仮称)東三 丁目	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・野火止中、栄 五丁目※	・野火止四丁目	/	/	・(仮称)野火 止一丁目 ・(仮称)東三 丁目							
<ul style="list-style-type: none"> ・地域会館等の整備への助成【コミュニティ推進課】 											

第4節 人権 ～差別のない明るいまちに～

基本方針

- 1 だれもが住みよいまちづくりを目指し、人権意識の高揚を図るとともに、相談・支援体制の充実に努め、差別のない明るい地域社会を築きます。

1 人権尊重社会の構築

(1) 人権教育の推進

- 学校教育や社会教育において、人権尊重の意識を高めるための学習機会を拡充し、市民一人ひとりの人権意識の高揚が図られるよう、人権教育を推進します。

学習機会の提供	同和問題を始めとする様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、情報収集や調査・研究を行うとともに、関係機関と連携し、市民、事業者、市職員等を対象とした研修会や講座、講演会等を実施します。 また、学校における児童生徒への人権教育や教職員に対する研修会、研究会を実施します。
	<ul style="list-style-type: none">・市民・企業への人権問題研修の実施【人権推進課】・職員への人権問題研修の実施【人権推進課】・人権に関する講座・講演会の実施【生涯学習課】・学校教育における人権教育の実施【指導課】

(2) 人権啓発・交流の推進

- 同和問題を始めとした様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、より効果的な人権啓発活動を推進するとともに、市民と人権関係団体との交流を深める機会を設けます。

意識啓発の実施	「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間（8月）」や「人権週間（12月）」に合わせた広報による周知や啓発物品の配布、小中学生からの人権標語・ポスターの募集等を通じて人権意識の高揚を図ります。
	<ul style="list-style-type: none">・人権問題に関する啓発【人権推進課】【生涯学習課】・人権標語・ポスター展の実施【生涯学習課】
団体への支援の充実	北足立郡市町人権フェスティバルなどにより、同和問題を始めとする様々な人権問題の当事者との交流を深める機会を設けます。 また、人権教育団体との連携を図るとともに、団体への支援を行います。
	<ul style="list-style-type: none">・人権フェスティバルへの参加・協力【人権推進課】・人権教育団体への支援【生涯学習課】

(3) 相談・支援体制の充実

- 社会生活や家庭生活における様々な人権問題の解決を図るため、庁内関係部署や関係機関との連携により市民が相談しやすい体制を構築するとともに、各種情報の提供や人権被害者に対する支援体制の充実を図ります。

相談体制の充実	人権問題に関する市民からの相談に対し、市及び関係機関が設置する各種相談窓口等と連携し、人権侵害被害者の救済や支援に努めます。
	・人権相談の実施【人権推進課】

第1章 市民協働

第5節 男女共同参画

～女性と男性のよりよいパートナーシップをめざして～

基本方針

- 1 男女の性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発と環境整備に努めます。
- 2 女性の政策・方針決定過程への参画を進めます。

1 男女共同参画社会の形成

(1) 男女共同参画意識づくりの推進

- 男女平等意識の向上を促すとともに、DVなどの人権侵害をなくすため、幼児教育や学校教育、生涯学習など、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。
- 女性困りごと相談などの相談・支援体制の充実に努めます。

意識啓発の実施	男女共同参画情報紙の発行や、講演会・講座の開催など、関係機関との連携により、性別役割分業意識などの解消を目指した意識啓発を図ります。 ・男女共同参画意識の啓発【人権推進課】 ・家庭における男女共同参画意識の啓発【人権推進課】 ・男女共同参画のための生活環境づくりの推進【人権推進課】
学習機会の提供	社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）や固定的な性別役割分業意識を解消するため、幼児教育、学校教育、生涯学習において男女平等教育を推進します。 ・男女平等教育・学習の推進【人権推進課】
相談体制の充実	男女共同参画社会の推進を阻害する要因である性別による差別的取扱いや配偶者からの暴力等に対する相談体制の充実に努めます。 ・男女共同参画に関する相談体制の充実【人権推進課】

(2) 性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶

- 男女がそれぞれ持つ身体的な特性を理解し、尊重し合うことができるよう、啓発活動や相談体制の充実に努めます。
- 重大な人権侵害である配偶者等からの暴力の根絶を目指し、広く市民に対して、意識の啓発や関連法規の理解の促進を図るとともに、被害者の救済体制の整備に努めます。

性を尊重する意識の高揚	<p>男女共同参画社会を実現するため、男女がそれぞれ持つ身体的な特性を理解し、尊重することができるよう、啓発を行うとともに、女性困りごと相談員による相談体制の充実を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発【人権推進課】 ・性と生殖に関する健康と権利についての相談体制の充実【人権推進課】

配偶者等からの暴力の根絶	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）を根絶するため、広報等により、意識の啓発や関連法規の理解の促進を図ります。</p> <p>また、DV被害を早期に把握し関係機関との連携を図るため、女性困りごと相談員による相談体制を充実させるとともに、DV被害者の保護や支援を行うための救済体制を整備します。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・DV根絶のための意識啓発【人権推進課】 ・DVに関する相談体制の充実【人権推進課】 ・DV被害者の救済体制の整備【人権推進課】 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定</td> <td>・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進</td> <td>・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進</td> <td>・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進</td> <td>・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進及び見直し</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定	・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進	・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進	・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定	・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進	・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進	・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進	・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進及び見直し						

(3) 男女共同参画のための環境整備

- 男女が共に社会的な活動に参加できるよう、育児や介護などに対する支援の充実に努めるとともに、働きやすい職場づくりについて事業者に対する啓発を行います。
- 職場における男女共同参画を推進するため、女性の就業機会の拡大、均等待遇の整備などについての啓発活動を行います。

就業における男女共同参画の推進	<p>男女が共に働きやすい職場環境の整備を促進するため、事業所に対する男女共同参画に関するアンケートの実施や男女雇用機会均等法などの関係法規の周知等を行います。</p> <p>また、市においても職場研修を実施するとともに、市が「事業者」として職員の子育てを職場全体として応援するために定めた特定事業主行動計画を推進していきます。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場づくりの推進【人権推進課】 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・啓発活動</td> <td>・啓発活動 ・事業所アンケートの実施</td> <td>・啓発活動</td> <td>・啓発活動 ・事業所アンケートの実施</td> <td>・啓発活動</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・就業における男女共同参画の推進【人権推進課】 ・職場における男女共同参画の推進【人事課】 	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・啓発活動	・啓発活動 ・事業所アンケートの実施	・啓発活動	・啓発活動 ・事業所アンケートの実施
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
・啓発活動	・啓発活動 ・事業所アンケートの実施	・啓発活動	・啓発活動 ・事業所アンケートの実施	・啓発活動						

(4) まちづくりへの男女共同参画

- 審議会における女性の登用の促進など、女性の政策・方針決定過程への参画を促進します。
- 男女共同参画推進プラザを拠点として、女性の社会的な活動の更なる活性化を図ります。また、男女共同参画推進プラザの利用者の拡大を図るため、機能の充実及び施設の周知に努めます。

社会活動への女性の参画促進	市の政策・方針決定過程における参画を進めるため、審議会等における女性委員の構成比率の目標を定め、積極的に女性の登用を進めます。 また、ボランティア・市民活動への女性参画を促進する仕組みを構築します。
	<ul style="list-style-type: none">・政策・方針決定の場への参画促進【人権推進課】・地域・社会活動への参画推進【人権推進課】
拠点施設の充実	男女共同参画社会の形成に係る拠点施設である男女共同参画推進プラザについて、講座・講演会の充実などを図ります。
	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画推進プラザの充実【人権推進課】

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～

基本方針

- 1 市民の国際感覚・国際認識・国際理解を深め、一人ひとりが国際化を推進する主体であるとの認識の下に、国籍を問わず、だれもが協働して地域づくりに取り組む多文化共生のまちづくりを進めます。
- 2 「新座市健康平和都市宣言」の趣旨にのっとり、平和で明るい社会を築くため、市民の平和意識の高揚に努めます。

1 国際化の推進

(1) 国際交流の推進

- 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、国際交流機会の拡充を図ります。
- 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化にふれあう場や、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会を設けます。
- 3か国の友好（姉妹）都市との間において、青少年の交流を始めとした市民レベルの相互交流の拡充を図ります。

学習機会の提供	<p>市民の国際意識を高めるための講座や、外国語に対する学習意欲の高揚を図るための講座を公民館等で開催するなど、異文化理解のための学習機会の拡充に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際化に関する講座の実施【コミュニティ推進課】 ・外国語講座の実施【コミュニティ推進課】 										
交流の促進	<p>外国人市民との異文化交流の場である国際交流協会主催の国際交流デーなどの支援を行います。</p> <p>また、友好（姉妹）都市との交流では、青少年の国際感覚及び国際認識を高めるため、中学生の海外派遣を実施するとともに、市民レベルでの交流が深まるよう、交流分野の拡大について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流団体への支援【コミュニティ推進課】 ・国際交流デー実施への支援【コミュニティ推進課】 ・青少年海外派遣の実施【コミュニティ推進課】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">/</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td>・実施</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td>・実施</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・友好（姉妹）都市及び他国の都市との交流の推進【コミュニティ推進課】 	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	/	・実施	/	・実施
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
/	/	・実施	/	・実施							

(2) 多文化共生のまちづくり

- 外国人市民が日本人市民と同等の行政サービスが受けられるよう、市における体制づくりを推進するとともに、外国人市民が必要な情報を入手できるよう努めます。また、関係機関と連携し、外国人市民に対する相談体制の充実に努めます。
- 市長と外国人市民との懇談会などの機会をとらえて、日本で生活する上での問題点などの把握に努めることにより、国籍を問わず、市民一人ひとりが安心して快適に生活できるよう、施設設備の整備などとサービスの充実に向けた体制づくりなどの両面において外国文化を意識した基盤整備を進めます。
- 市民レベルでの国際協力、国際貢献活動を実現していくため、関係機関・団体とのネットワーク化を図るとともに、その活動の支援に努めます。

外国人市民への支援の充実	外国人市民に日常生活に必要な情報を提供するため、外国語を併記した生活ガイドブックの配布やホームページでの情報提供を行うとともに、外国人市民が日本人市民と同等の行政サービスを受けられるようにするため、関係機関と連携し、外国人市民の相談に対応できる体制を整えます。				
	・外国人市民のための生活ガイドブックの配布【コミュニティ推進課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・配布	・作成、配布 ・ホームページ情報の更新	・配布	・配布	・作成、配布 ・ホームページ情報の更新	
・外国人市民に対する相談体制の充実【コミュニティ推進課】					

ネットワークの構築	外国人市民が抱える問題点等の把握に努めるため、国、県及び国際交流団体等の関連機関・団体とのネットワーク化を図ります。				
	・国際化関係団体のネットワーク化の推進【コミュニティ推進課】				

2 平和意識の高揚

(1) 平和意識の高揚

- 「新座市健康平和都市宣言」の趣旨にのっとり、多くの方に平和の尊さや大切さを考える機会を提供し、市民の平和意識の高揚に努めます。

学習機会の提供	市民の平和意識の高揚を図るため、パネル展や講演会等を開催するなど、平和の尊さを考える機会の提供に努めます。				
	・平和展の実施【人権推進課】 ・平和講演会の実施【人権推進課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
				・戦後70年記念行事(平和講演会)の実施	

第2章 市民生活

- 第1節 防災・消防 ～災害に強いまちをめざして～
- 第2節 交通安全 ～交通事故ゼロのまちをめざして～
- 第3節 防犯 ～安全で安心して暮らせるまち～
- 第4節 環境対策 ～やすらぎのある生活を守るために～
- 第5節 ごみ対策 ～ごみの減量と再資源化に向けて～
- 第6節 地域経済活動 ～活力ある暮らしを支えるために～
- 第7節 消費生活 ～消費者が安心できるまち～

第2章 市民生活

第1節 防災・消防 ～災害に強いまちをめざして～

基本方針

- 1 「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民の防災意識の高揚に努めるとともに、多様な災害に対応できる防災体制の整備・強化を進めます。

1 地域総合防災力の充実

(1) 防災意識の高揚

- 防災に関する情報提供に努め、啓発活動や防災訓練などを通じて市民一人ひとりの防災意識の高揚を図りながら、自主防災組織の活動及び防災リーダーの育成を支援します。

市民の防災力の向上	市民に対し、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップやパンフレット等を配布することにより、防災意識の啓発を図り、大規模災害時の対応に備えます。 また、防災体制の強化を図るため、各防災ブロックでの総合防災訓練の実施及び防災リーダーの育成を始めとした自主防災会への支援を推進します。				
	・防災マップ等の配布【市民安全課】 ・総合防災訓練の実施【市民安全課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	・実施(2回)	・実施(2回)	・実施(2回)	・実施(2回)	
・自主防災会の充実【市民安全課】					

(2) 防災体制の整備

- 災害時の食料や資機材の計画的な備蓄を推進するとともに、避難場所の整備や防災設備の充実を図ります。
- 災害時における応援体制の強化のため、自治体や事業者などと災害時応援協定の締結を推進します。
- 建築物の耐震診断や耐震改修を促進し、防災性の高い住環境づくりに努めます。
- 災害時要援護者に対する避難支援プランの作成に向けて検討するとともに、市が所有する情報等の共有化、自主防災会や消防団への情報提供などについて検討し、避難体制を整備します。

防災体制の整備	<p>災害時に備え、一般の避難施設の整備に加えて、災害時要援護者などへの対応が可能な福祉避難所の指定を進めるとともに、防災倉庫や防災備蓄品の整備・充実を図ります。</p> <p>また、災害時において情報収集、発信を円滑に行うために防災行政無線や戸別受信機などの災害時情報システムの整備を進めます。</p> <p>さらに、災害時の応急給水体制の充実を図るため、災害用指定井戸や応急給水資機材の確保を進めます。</p>										
	<p>・防災拠点施設の整備【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(4基)</td> <td>・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(17基)</td> <td>・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(10基)</td> <td>・必要に応じて整備</td> <td>・必要に応じて整備</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(4基)	・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(17基)	・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(10基)	・必要に応じて整備	・必要に応じて整備
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(4基)	・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(17基)	・自主防災会への防災備蓄資機材倉庫の増設(10基)	・必要に応じて整備	・必要に応じて整備						
<p>・災害時情報システムの整備【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・防災無線(受信所改修1か所)</td> <td>・防災無線(親卓操作卓改修1か所、既存受信所改修1か所、受信所増設8か所) ・戸別受信機(設置25か所、改修1か所)</td> <td>・防災無線(受信所増設4か所、改修14か所) ・戸別受信機(設置27か所)</td> <td>・防災無線(受信所増設4か所、改修5か所) ・戸別受信機(設置12か所)</td> <td>・防災無線(受信所増設4か所、改修5か所)</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・防災無線(受信所改修1か所)	・防災無線(親卓操作卓改修1か所、既存受信所改修1か所、受信所増設8か所) ・戸別受信機(設置25か所、改修1か所)	・防災無線(受信所増設4か所、改修14か所) ・戸別受信機(設置27か所)	・防災無線(受信所増設4か所、改修5か所) ・戸別受信機(設置12か所)	・防災無線(受信所増設4か所、改修5か所)	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・防災無線(受信所改修1か所)	・防災無線(親卓操作卓改修1か所、既存受信所改修1か所、受信所増設8か所) ・戸別受信機(設置25か所、改修1か所)	・防災無線(受信所増設4か所、改修14か所) ・戸別受信機(設置27か所)	・防災無線(受信所増設4か所、改修5か所) ・戸別受信機(設置12か所)	・防災無線(受信所増設4か所、改修5か所)							
<p>・災害時の給水体制の充実【市民安全課】【水道業務課】【水道施設課】</p>											
協力体制の確立	<p>災害時における応援協力体制を強化するため、既に締結した他自治体や事業者との災害時応援協定の見直しを行うとともに、新たな災害時応援協定の締結に努めます。</p> <p>・災害時応援協定の整備【市民安全課】</p>										
防災性の高い住環境づくり	<p>民間の建築物の耐震診断や耐震改修に対して助成するとともに、家具転倒防止対策を推進することにより、防災性の高い住環境づくりを進めます。</p> <p>・耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・助成の実施(分譲マンション耐震診断を追加)</td> <td>・助成の実施(分譲マンション耐震改修、耐震シェルター設置を追加) ・更なる充実に向けた検討</td> <td>・助成の拡充</td> <td>・更なる充実に向けた検討</td> <td>・更なる充実に向けた検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>・家具転倒防止対策の推進【市民安全課】</p>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・助成の実施(分譲マンション耐震診断を追加)	・助成の実施(分譲マンション耐震改修、耐震シェルター設置を追加) ・更なる充実に向けた検討	・助成の拡充	・更なる充実に向けた検討	・更なる充実に向けた検討
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・助成の実施(分譲マンション耐震診断を追加)	・助成の実施(分譲マンション耐震改修、耐震シェルター設置を追加) ・更なる充実に向けた検討	・助成の拡充	・更なる充実に向けた検討	・更なる充実に向けた検討							

計画の策定	<p>災害に対処するための基本的かつ総合的な計画である地域防災計画について、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により課題として浮き彫りとなった帰宅困難者の発生や放射線関係事故などを始めとした、あらゆる事態に対して適切な対応が可能となる分かりやすい計画に見直すとともに、災害発生直後の初動期における市職員の実践的な活動マニュアルを策定します。</p> <p>また、災害などの緊急事態に遭遇した場合に被害を最小限にとどめ、市の業務の継続又は早期復旧を図るための方法などを定める業務継続計画（BCP）を策定します。</p> <p>さらに、災害時に自力での避難が困難な「災害時要援護者」の避難活動を支援するため、災害時要援護者支援制度実施要綱を制定し、要援護者個々人の個別計画を作成します。</p>														
	<p>・地域防災計画の見直し【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画の見直し 活動マニュアルの策定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 </td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画の見直し 活動マニュアルの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
	/	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画の見直し 活動マニュアルの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 										
<p>・業務継続計画の策定【市政情報課】 【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ICT（情報通信技術）部門の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ICT部門の策定 市業務全般の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市業務全般の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市業務全般の策定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 </td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ICT（情報通信技術）部門の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ICT部門の策定 市業務全般の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市業務全般の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市業務全般の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
<ul style="list-style-type: none"> ICT（情報通信技術）部門の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ICT部門の策定 市業務全般の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市業務全般の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市業務全般の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて一部修正 											
<p>・災害時要援護者避難支援プランの作成及び更新【長寿支援課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要綱の制定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 個別計画の作成 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 </td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 要綱の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
<ul style="list-style-type: none"> 要綱の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の更新 											

(3) 消防体制の拡充

- 埼玉県南西部消防本部と連携して、消防団の設備や装備品の整備、情報の伝達体制の確保に努めます。
- 消防団員の確保及び資質の向上を図ります。
- 消防水利の充足を図るため、水利が不足している地域に消火栓の設置を推進するとともに、耐震性防火水槽の設置を進めます。

消防団の活動体制の充実	<p>地域における消防体制の強化を図るため、消防団の拠点施設である分団車庫を順次建て替えるとともに、消防車両、装備品や無線機の点検・更新を行います。</p> <p>また、消防団員の確保や資質の向上を図るため、消防団が行う消火活動や訓練等を充実させるとともに、消防団車庫の維持管理などを行います。</p> <p>さらに、消防団の組織力の強化と男女共同参画を進めるため、女性消防団の分団化を行います。</p>				
	<p>・消防団分団車庫の建替え【市民安全課】</p>				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	/	・第三分団	/	/	・第五分団
	<p>・消防団の装備品の整備【市民安全課】</p>				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ車両更新（第二分団） ・消防ポンプ車両及び可搬動力ポンプの点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ車両及び可搬動力ポンプの点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ車両及び可搬動力ポンプの点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬動力ポンプ2基購入 ・消防ポンプ車両及び可搬動力ポンプの点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬動力ポンプ2基購入 ・消防ポンプ車両及び可搬動力ポンプの点検等の実施 	
<p>・消防団の無線機の整備【市民安全課】</p>					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検等及び買替え（8機） 	
<p>・消防団活動の充実【市民安全課】</p>					
<p>・女性消防団の分団化【市民安全課】</p>					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
/	/	・設置	/	/	

消防用設備の整備	<p>災害発生時における円滑な消防活動を推進するため、消火栓及び耐震性防火水槽の整備を進めます。</p> <p>また、火災時に備え、街角消火器の整備と管理を推進します。</p>				
	<p>・消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】</p>				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	/	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽新設（2基） 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽新設（2基） 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽新設（2基） 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽新設（2基）
<p>・街角消火器の整備【市民安全課】</p>					

2 危機管理体制の充実

(1) 危機管理体制の充実

- 市民の生命、身体、財産に被害・損失が生じるおそれのある様々な危機を可能な限り想定し、それぞれに対応し得るシステムの構築を検討し、体制を整備します。

危機管理体制の整備	<p>武力攻撃事態等から市民の生命・財産等を保護するため、必要な事項を定めた国民保護に関する新座市計画について、社会情勢の変化等に応じて内容の見直しを行います。</p> <p>また、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、震災や放射線関係事故等の大規模な災害や事故が発生した場合に迅速かつ適切な対応が可能となるよう地域防災計画の見直しを行うとともに、様々な危機に対応し得る体制の整備に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する新座市計画の見直し【市民安全課】・地域防災計画の見直し（再掲）【市民安全課】

第2節 交通安全 ～交通事故ゼロのまちをめざして～

基本方針

- 1 市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るため、交通安全運動を通じた啓発活動を推進します。
- 2 関係機関と連携し、交通安全推進体制の充実に努めるとともに、交通危険箇所の解消に向け、交通安全施設の整備に取り組みます。

1 交通安全の確立

(1) 交通安全意識の高揚

- 関係機関との連携の下、交通安全運動及び小学生や高齢者を対象とした交通安全教室を実施し、交通ルールの遵守、マナーの向上や交通安全意識の啓発を図ります。

意識啓発の実施	交通ルールの遵守や交通安全意識の啓発、自転車や歩行者の通行マナーの向上を図るため、交通安全団体等と連携し、交通安全運動や交通事故防止運動を定期的実施するとともに、小学生や高齢者等を対象とした交通安全教室を随時開催します。
	・交通安全運動の実施【市民安全課】 ・交通安全教室の実施【市民安全課】

(2) 安全な交通環境の整備

- 放置自転車等のない安全な交通環境を確保するため、駅周辺の自転車駐車場の整備を進めるとともに、地域との連携を図りながら、撤去活動や利用マナーの啓発活動などを行います。
- 関係機関との連携の下、違法駐車等の防止に向けての意識啓発などの活動を推進します。
- 道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、道路反射鏡（カーブミラー）、安全標識、街路灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 小学生の通学路で、危険と思われる交差点等に交通指導員を配置し、児童の登下校時等の安全確保に努めます。
- 歩行者や自転車等が安全に通行できる歩道の整備に向けて、それぞれの通行空間を確保できるよう検討するとともに、通行者の意識の啓発に努めます。

自転車利用環境の整備	<p>安全な交通環境を確保するため、特に駅周辺における自転車駐車場の充実や放置自転車の撤去を実施するとともに、自転車の通行に配慮した歩道整備を検討します。</p> <p>また、放置自転車を未然に防止するため、誘導業務の推進や周辺の商業施設等との連携により自転車駐車場の利用を促進します。</p> <p>さらに、地域や交通安全団体等と連携し、自転車マナーの向上のため、交通安全運動などによる啓発を行います。</p>									
	<p>・自転車駐車場の充実【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車場の整備(140台)</td> <td>・志木駅南口周辺整備と併せて検討</td> <td>・志木駅南口周辺整備と併せて検討</td> <td>・志木駅南口周辺整備と併せて検討</td> <td>・志木駅南口周辺整備と併せて検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>・放置自転車撤去活動の推進【市民安全課】</p> <p>・自転車の利用に配慮した歩道の整備【道路課】</p> <p>・自転車駐車場利用の推進【市民安全課】</p> <p>・自転車利用マナーの啓発【市民安全課】</p>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車場の整備(140台)	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
・志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車場の整備(140台)	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討						
自動車違法駐車対策の推進	<p>関係機関との連携の下、違法駐車等の防止に向けた啓発を行うとともに、必要に応じて廃物判定委員会を開催し、放置自動車の適切な処理を実施します。</p> <p>・違法駐車等の防止【市民安全課】</p> <p>・自動車駐車場の管理【市民安全課】</p>									
施設・人員の整備の充実	<p>交通危険箇所の解消に向け、道路反射鏡、道路照明灯、道路警戒標識等の交通安全施設の適切な管理・整備を推進します。</p> <p>また、児童・生徒の安全確保を目的として、通学路で危険と思われる交差点に交通指導員を配置するとともに、研修の実施など、指導員の資質向上を図ります。</p> <p>・交通安全施設（道路反射鏡、道路照明灯、道路警戒標識など）の整備【市民安全課】</p> <p>・交通指導員の配置【市民安全課】</p>									

第3節 防犯 ～安全で安心して暮らせるまち～

基本方針

- 1 市民が安全で安心して暮らせる「住みよいふるさと新座づくり」の実現に向け、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯体制の整備を図ります。

1 防犯体制の充実

(1) 防犯意識の高揚

- 各種研修会や市民大会の開催など、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るための啓発活動を実施します。

意識啓発の実施	市民の防犯意識の高揚を図るため、新座警察署や新座市防犯協会などの防犯関係団体と連携して研修会や市民大会などを開催するとともに、啓発物資の配布や街頭キャンペーンなどによる防犯運動を実施します。
	<ul style="list-style-type: none">・ 防犯研修会の充実【市民安全課】・ 防犯情報の提供【市民安全課】

(2) 防犯体制の整備

- 新座警察署と連携して犯罪情報を把握し、学校・防犯関係団体などへ速やかに情報提供できるよう、体制を整備します。
- 防犯パトロールなど、市民及び事業者による自主的な防犯活動を促すため、防犯資機材の貸与などを通じ、防犯関係団体の活動を支援します。
- 道路照明灯の設置など、防犯設備の整備を推進します。

関係機関との連携の推進	新座警察署と連携して、速やかな犯罪発生情報等の収集及び市民への提供体制の整備を検討します。 また、防犯パトロールを行っている市民団体等に対し、ベストや腕章といった資機材の貸与などの支援を行います。 さらに、防犯、暴力排除、犯罪被害者支援を推進している団体への助成を行います。
	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪情報提供体制の整備【市民安全課】・ 犯罪被害者への支援【市民安全課】・ 防犯関係団体の活動支援【市民安全課】・ 関係機関との連携による防犯体制の整備【市民安全課】

防犯設備の整備	夜間における通行の安全を確保するため、私道に防犯灯を設置し、管理する町内会等に対して、設置費及び管理費の助成を行います。
	・防犯灯整備への助成【コミュニティ推進課】

第4節 環境対策 ～やすらぎのある生活を守るために～

基本方針

- 1 環境への負荷の少ないまちづくりを目指して、新座市環境基本条例の理念に基づき、環境の保全、回復及び創出に向けた取組を推進します。
- 2 豊かな水と緑を守り、やすらぎのある生活環境を保全するため、市民・事業者・市が連携しながら、環境保全に向けた取組や環境美化運動などを推進します。

1 環境への負荷の少ないまちづくりの推進

(1) 環境の保全に関する仕組みの構築及び推進

- 「新座市環境基本条例」に基づき、環境の保全などに関する施策を総合的に推進します。
- 国が新たに示した温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえ、引き続き市域における温室効果ガス排出量の削減を目指して、各種事業を推進します。
- 環境マネジメントシステムを運用し、市の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。

総合的な環境保全 施策の推進	<p>環境基本計画に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その進捗状況を年次報告書により公表します。</p> <p>また、環境マネジメントシステムの適切な運用により、市の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を総合的かつ系統的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・環境施策の進捗状況の公表【環境対策課】・環境マネジメントシステムの運用【環境対策課】
地球温暖化対策の 推進	<p>地球温暖化対策を推進するため、公共交通機関や自転車の積極的な利用、電力消費の多い夏季・冬季における「エコ・カジュアル」・「WARM BIZ（ウォームビズ）」の実施などにより、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。</p> <p>また、公共施設の新設・改修等の際には、太陽光発電システムの設置を行うとともに、街路灯のLED照明への切替えについて検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・公共交通機関や自転車の積極的な利用の推進【環境対策課】・低公害車・低燃費車の利用の推進【環境対策課】・「エコ・カジュアル」、「WARM BIZ（ウォームビズ）」の実施【環境対策課】・公共施設への太陽光発電システムの設置【環境対策課】・街路灯のLED化の推進【市民安全課】

市民の環境配慮の取組への支援	太陽光等の新エネルギー設備やLED照明、高効率給湯器、雨水貯留槽の設置等に対して助成することにより、市民が行う環境配慮の取組を促進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置への助成【環境対策課】 ・LED照明購入への助成【環境対策課】 ・高効率給湯器設置への助成【環境対策課】 ・雨水貯留槽設置への助成【環境対策課】

(2) 環境負荷の低減の意識の高揚

- 市民の環境に関する意識の高揚を目的として、環境保全のための講座、イベントなどを開催し、各種啓発活動を推進します。
- こどもエコクラブ事業や出前講座などを活用して、子ども向けの環境学習事業を推進します。

市民活動の推進	環境に関する市民意識の高揚を図るため、「もったいない運動」を実施するとともに、環境保全協力員などのボランティアによるまち美化活動、わんわんマナーパトロール等の環境保全活動を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいない運動の実施【環境対策課】 ・環境保全協力員等による環境保全活動の推進【環境対策課】

学習機会の提供	こどもエコクラブなどの子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動を支援します。
	<p>また、環境保全に係る市民意識の向上を図るため、環境講座を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブ事業【環境対策課】 ・環境講座の実施【環境対策課】

2 やすらぎのある生活環境の整備

(1) 公害対策の推進

- 大気汚染、水質汚濁を防止するため、定期的な環境測定を実施するとともに、県と連携し、事業者に対する規制・指導を実施します。
- 騒音、振動、悪臭を防止するため、事業者に対する規制・指導を実施します。

大気汚染防止の推進	大気汚染の防止を図るため、定期的に市内における二酸化窒素やダイオキシン類の濃度測定を行います。
	<p>また、廃棄物の焼却に伴い発生するダイオキシン類の排出を抑制するため、基準を満たさない焼却炉の回収や定期的なパトロールの実施など、不適切な焼却への指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素濃度の測定【環境対策課】 ・ダイオキシン類濃度の測定【環境対策課】 ・小型焼却炉の無料回収【環境対策課】 ・不適切焼却防止パトロールの実施【環境対策課】

水質汚濁防止の推進	<p>水質汚濁の防止や環境行政の基礎資料とすることを目的として、柳瀬川及び野火止用水において水質検査を行うとともに、市内にある代表的な湧水について水質検査・流量測定を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の水質測定【環境対策課】

騒音・振動防止の推進	<p>J R武蔵野線の運行に伴って発生する騒音・振動の状況を把握するため、貨車・客車別に測定を実施し、必要に応じて東日本旅客鉄道（株）及び日本貨物鉄道（株）へ要望を行います。</p> <p>また、主要幹線道路における騒音の実態を把握するため、関越自動車道、国道254号、県道さいたま東村山線及び県道保谷志木線の沿道の騒音測定を実施します。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野線の騒音・振動の測定【環境対策課】 ・幹線道路の騒音測定【環境対策課】 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・国道254号 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 </td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・国道254号 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・国道254号 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・県道さいたま東村山線 ・県道保谷志木線 						

相談体制の充実	<p>市民の生活環境を保全するため、工場・事業所等から発生する騒音、振動、悪臭等に係る市民からの苦情・相談に随時対応します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・公害に対する苦情・相談の対応【環境対策課】

(2) 環境美化の推進

- 市民の環境美化意識を高め、不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害などの防止や駅前環境の美化を図ります。

環境美化への取組の推進	<p>不法投棄物の回収や不法投棄防止のためのパトロールの実施、駅前公衆トイレの清掃・管理等により、道路上や駅前を始めとした市内の環境美化に取り組みます。</p> <p>また、市民ボランティアによる違反簡易広告物の除却やふん害防止啓発活動（わんわんマナーパトロール）、野外焼却の監視活動などを実施するとともに、市職員による駅前周辺の清掃や違反簡易広告物の撤去等を通じ、環境美化を推進します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止パトロールの実施【環境対策課】 ・駅前公衆トイレの管理【環境対策課】 ・違反簡易広告物除却の推進【環境対策課】 ・飼い犬のふん害等防止の啓発【環境対策課】 ・野外焼却の監視活動の実施【環境対策課】 ・市職員による環境美化活動の実施【環境対策課】

市民によるまち美化の推進	<p>市内の町内会で構成する新座市民清掃の日推進協議会が中心となった、市民清掃の日を年2回実施するとともに、ボランティア団体による道路等の定期的な清掃活動の支援を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民清掃の日の実施【環境対策課】 ・ボランティア団体による清掃活動の実施【環境対策課】

(3) 快適な生活環境の実現

- 有害鳥獣の捕獲及び特定外来生物等の駆除などを行い、生態系の保全を図ります。
- 無秩序な土砂等のたい積や路上喫煙の防止、空き地の適正な管理などを推進します。
- 畜犬登録・狂犬病予防注射の届出を促進し、狂犬病予防対策の充実を図ります。
- 建築物の温度上昇を抑制し、省エネルギーを推進するとともに、市街地における緑地空間の創出を図るため、屋上緑化や壁面緑化などについての啓発及び支援に努めます。
- 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道認可区域外における合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理の啓発・推進に努めます。

<p>快適な生活環境の保持</p>	<p>文化財や農作物、更には人への被害を防止するため、有害鳥獣や害虫（カラス、スズメ蜂等）の駆除を行います。</p> <p>また、生物多様性地域戦略の策定について検討を行います。</p> <p>さらに、生活環境の安全確保を図るため、無秩序な土砂等のたい積について、監視・指導を実施するとともに、土地所有者からの申請に基づく空き地の雑草等除去を行います。</p> <p>志木駅及び新座駅の路上喫煙禁止地区について、広報等を通じて啓発に努めるとともに、新たにひばり通りを路上喫煙禁止地区に指定します。</p> <p>また、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の接種を呼びかけ、狂犬病予防対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の推進【環境対策課】 ・スズメ蜂の駆除【環境対策課】 ・生物多様性地域戦略の策定【環境対策課】 ・無秩序な土砂等のたい積の防止【環境対策課】 ・空き地の雑草等除去事業の実施【環境対策課】 ・路上喫煙防止の推進【環境対策課】 ・畜犬登録及び狂犬病予防の推進【環境対策課】
<p>屋上・壁面緑化の推進</p>	<p>地球温暖化対策とともに快適な生活環境の創出を図るため、公共施設における「緑のカーテン」の設置及び屋上・壁面緑化の普及・促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテンの設置【環境対策課】
<p>浄化槽の適正使用の推進</p>	<p>生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道供用開始区域外及び事業計画予定処理区域外の地域における浄化槽の設置に対する助成を行うとともに、浄化槽の適正な維持管理の啓発・推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置の推進【環境対策課】 ・浄化槽の適正な維持管理の啓発【環境対策課】
<p>放射線等対策の推進</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、公共施設における空間放射線量の測定を実施するとともに、市民及び市内在勤者に対して放射線測定機器を貸し出します。</p> <p>また、市内産農産物や給食食材、水道水等の放射性物質測定を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における空間放射線量測定【環境対策課】 ・放射線測定機器の貸出し【環境対策課】 ・市内産農産物の放射性物質測定【経済振興課】 ・給食食材等の放射性物質測定【保育課】【学務課】 ・水道水の放射性物質測定【水道業務課】

(4) 墓園・斎場等の整備

- 市営墓園については、市民のニーズにこたえられるよう、斎場の計画的な整備を進めるとともに、新たな形式の墓地の設置に向けて検討します。
- 民間墓地については、周辺環境に配慮した整備を指導します。

市営墓園の充実	<p>利用者のニーズに対応するため、バリアフリー化を含めた施設の計画的な改修を実施するとともに、新たな形式の墓地の設置について調査研究を行い関係機関と協議を行います。</p>									
	<p>・市営墓園の整備【市営墓園】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">・改修</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	・改修	/	/
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
/	・改修	/	/	/						
市民葬への助成	<p>亡くなった方に礼を尽くし、心のこもった葬儀ができるよう、市民が葬儀を行うに当たり、葬儀費用の一部を助成します。</p>									
	<p>・市民葬祭助成【市民課】</p>									
民間墓地の適正な整備	<p>墓地等の経営許可申請を行う事業者に対し、周辺環境に配慮した整備を行うよう指導します。</p>									
	<p>・墓地等の経営許可に関する指導【環境対策課】</p>									

(5) 防衛施設・基地周辺環境整備の推進

- 周辺住民の不安の解消・軽減を図るため、航空機等の安全な運行や訓練等の事故防止の徹底などについて、関係機関に対し要望します。
- 周辺環境の保全などを目的とした住民組織の活動を支援します。

環境整備の推進	<p>航空機等の安全な運行や訓練等における事故防止の徹底などについて、防衛省などの関係機関に対し、あらゆる機会を捉えて要望を実施します。</p> <p>また、住民と基地との円滑な関係を構築するため、周辺環境の保全などを目的とした住民組織による要望などの活動を支援します。</p>
	<p>・関係機関への要望【企画課】</p> <p>・防衛施設・基地周辺住民活動への支援【企画課】</p>

第5節 ごみ対策 ～ごみの減量と再資源化に向けて～

基本方針

- 1 市民・事業者に対しごみ減量意識の啓発を図るとともに、循環型社会の構築に向けて、分別の徹底と集団資源回収事業を中心とした再資源化によるごみの減量を推進し、全国一ごみの少ないまちを目指します。

1 ごみ対策の推進

(1) ごみ減量化対策の充実

- ごみの減量化、再資源化を促進するため、ごみ分別の徹底やごみを出さない生活への転換などについて、啓発活動を行います。
- 市民や町内会などの市民団体によるごみの再資源化に向けた取組に対し支援します。
- 事業者に対し、廃棄物の適正処理を促すとともに、リサイクル資源の適正な排出や分別など、資源化・減量化に向けた啓発活動を行います。
- 更なるごみの減量化を目指し、家庭ごみの有料化などについて検討します。

ごみ減量化の推進	<p>ごみ処理の現状や3R（発生抑制・再使用・再生利用）の実践について周知を図ります。家庭から排出される可燃ごみ（生ごみ）については、減量及び堆肥化を推進するため、生ごみ処理容器購入費への助成を行うとともに、堆肥化施設の整備について検討します。</p> <p>また、事業者に対しては、ごみ減量・再資源化協力店制度の実施や、広報等を通じたごみの適正処理の啓発を行います。</p> <p>さらに、家庭ごみの有料化などの新たな手法によるごみの減量化について検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみ減量活動の啓発【リサイクル推進課】・生ごみ処理容器購入への助成【リサイクル推進課】・生ごみ堆肥化施設の整備【リサイクル推進課】・事業系ごみの適正処理及び減量化・再資源化の推進【リサイクル推進課】・新たなごみ減量化対策【リサイクル推進課】
団体への支援の充実	<p>ごみの減量化及び再資源化の促進を図るため、市民への啓発活動やリサイクルマーケット等を推進している市民会議に対して支援を行います。</p> <p>また、廃食用油を利用した再生せっけんの製造販売を行う（社）新座市シルバー人材センターに対し、事業経費の助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議への活動支援【リサイクル推進課】・廃食用油再生せっけん製造への支援【リサイクル推進課】

再利用、再資源化の推進	ごみの減量・再資源化を図るため、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチックなどの分別収集を行うとともに、登録団体による集団資源回収事業に対して支援を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル資源分別収集の推進【リサイクル推進課】 ・集団資源回収の推進【リサイクル推進課】

(2) ごみ処理体制の整備

- ごみの焼却に伴う環境への負荷の低減や最終処分場の延命化を図るため、志木地区衛生組合と連携し、ごみの分別収集、再資源化、中間処理及び最終処分などについて、適正かつ効率的な収集・運搬体制の整備を進めます。

計画の策定	一般廃棄物処理の推進を図るために平成 14 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の目標年度が平成 23 年度であることから、平成 24 年度から平成 33 年度までを期間とする新たな計画を策定します。									
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の策定【リサイクル推進課】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度実績</th> <th>平成 24 年度見込み</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次一般廃棄物処理基本計画の策定 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次一般廃棄物処理基本計画の策定 			
平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次一般廃棄物処理基本計画の策定 										

効率的なごみ収集の推進	志木地区衛生組合と連携し、一般家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ等の確実な収集を実施するとともに、収集体制の効率化を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・志木地区衛生組合との連携による効率的なごみ収集の推進【リサイクル推進課】

(3) し尿処理対策

- 老朽化したし尿処理施設の在り方などについて、朝霞地区一部事務組合の構成 4 市により検討し、処理体制の見直しを図ります。

適正なし尿処理の推進	朝霞地区一部事務組合と連携し、適正なし尿処理を推進するとともに、その体制の見直しについて検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞地区一部事務組合との連携による適正なし尿処理の推進【リサイクル推進課】

第6節 地域経済活動 ～活力ある暮らしを支えるために～

基本方針

- 1 自然環境に恵まれた首都近郊都市という立地条件をいかし、地域産業の育成と支援に努めます。
- 2 市民の働く場としての産業振興に努めるとともに、雇用の安定など、勤労者の福祉向上に努めます。

1 地域産業の振興

(1) 地域産業の育成・支援体制の充実

- 融資制度、経営相談の充実などを商工会と連携して進めていくことにより、中小事業者の経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。
- 起業・創業を目指す人に対するセミナーの実施や開業資金の融資などの支援に努めます。
- 地域の活性化と雇用機会の拡大を目指した企業誘致を進めるため、その受け皿となる用地の確保に努めます。

中小企業への支援の充実	<p>市内の中小企業者の振興を図るため、金融機関と協議しながら、融資制度や中小企業融資利子補給制度の充実に努めます。</p> <p>また、中小企業診断士による商店の経営診断や起業家等に対する経営相談事業や事業者、市民の資格取得を目標として実施する中小企業生涯学習事業、景気状況等調査事業を行う商工会に対する支援を行います。</p> <p>さらに、地域経済対策として、市内施工業者を利用して住宅リフォームを行う市民に対し、その経費の一部を助成します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none">・融資制度の充実【経済振興課】・中小企業融資利子補給制度の充実【経済振興課】・経営相談に対する支援【経済振興課】・中小企業生涯学習事業への助成【経済振興課】・景気状況等調査事業への助成【経済振興課】・個人住宅リフォーム資金の助成【経済振興課】
地域経済の振興	<p>商店街等による地域活性化を図るため、地域通貨（アトム通貨）事業を行う商工会に対して助成を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none">・地域通貨（アトム通貨）事業への助成【経済振興課】

起業者への支援の充実	起業者を目指す市民を支援するため、商工会等と連携した育成支援セミナーの実施及び起業者に対する開業資金の融資制度の導入について検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・起業者等育成支援セミナーの実施【経済振興課】 ・起業者等への融資制度の確立【経済振興課】

企業誘致の推進	国道 254 号沿道の市街化調整区域における産業系土地利用への転換などに合わせて、企業誘致活動を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進【まちづくり計画課】

(2) 農商工の連携

- 農商工の連携による新商品の開発や販路の開拓に取り組むとともに、各種イベントや祭りなどで商品のPRを進め、産業観光の振興に努めます。

関係機関との連携の推進	本市の産業と観光の振興を図り、郷土の文化向上に寄与することを目的として、新座市産業観光協会への支援を行います。
	<p>また、物産品の地産地消・スローフードの理念をキーワードに、農・商・工が連携した地元消費型の商品開発及びPR方法等について調査研究を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業観光協会への支援【観光推進課】 ・農商工の協力体制の構築【経済振興課】

2 農業基盤の充実

(1) 農地の保全

- 都市農業の基盤である農地を計画的に保全し、都市における緑地空間の確保に努めます。
- 農家の意向を踏まえ、生産緑地の指定解除を極力抑え農地として継続できるよう、体験型農業などの新たな手法について、関係者と連携して検討し、導入に努めます。

農地の保全の推進	農地を保全するため、都市計画との整合性を図りながら、生産緑地制度について啓発します。
	<p>また、生産緑地の有効活用を図るため、体験型農園としての活用を推進するとともに、農業の観光農園化について農業団体と連携しながら推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地指定の推進【経済振興課】 ・体験型農園等の設置【経済振興課】

(2) 都市近郊型農業の振興

- 農業経営基盤の強化のための支援や、新たな農業技術、環境保全型農業の導入に対する支援の充実を図ります。
- 農業生産者団体との連携を密にし、後継者を含む青年農業者の交流の場の設定や、担い手の育成、団体組織としての資質の向上を図るとともに、自主的な団体活動を促進します。

<p>農業経営基盤の強化</p>	<p>農業近代化資金利子補給の実施や新たな農業技術・環境保全型農業の導入に対する補助制度の充実を図るとともに、有機農業に係る認証制度の啓発を行います。</p> <p>また、先端技術による生産システム等について、新座市農業振興協議会と連携し、調査研究を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業近代化資金利子等補給金制度の充実【経済振興課】 ・都市農業推進対策事業への助成【経済振興課】 ・有機農業に係る認証制度の啓発【経済振興課】 ・先端技術生産システムの導入【経済振興課】
<p>周辺地域との調和を目指した農業の推進</p>	<p>周辺地域と調和した畜舎経営の確立のため、ふん尿処理施設等の環境整備に対して助成します。</p> <p>また、土埃の防止や土壌改良を推奨するため、土埃防止ネット設置の助成、緑肥種子の配布、新たな緑肥作物の調査研究を行うとともに、不用となった農業用ビニール等の適正な収集処理を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産環境整備に対する助成【経済振興課】 ・土埃防止対策の推進【経済振興課】 ・農業用廃棄物の収集処理の推進【経済振興課】
<p>新たな就農者への支援</p>	<p>新規就農者及び農業後継者を育成するため、自主的な活動を支援するとともに、埼玉県や農業協同組合と連携の下、農業技術等に関する研修会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者及び後継者組織の育成【経済振興課】
<p>団体への支援の充実</p>	<p>農業団体の組織強化を図るため、総合的に市の農業を推進することを目的とした新座市農業振興協議会に対し、補助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業団体への支援【経済振興課】

(3) 身近な農業の推進

- 市民に身近な農業と地産地消を推進していくため、農産物直売施設の充実を図るとともに、レジャー農園、農業体験農園などについて支援します。
- 関係機関と連携し、農産物の加工・直売、レクリエーション施設を組み合わせた観光農業を支援します。

<p>直売施設の充実</p>	<p>地場農産物を地域で消費する環境を提供するため、関係機関との連携により、農産物直売所施設の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設の充実【経済振興課】
<p>農地の有効活用</p>	<p>農業に対する理解を深めるために新座市農業振興協議会が設置するレジャー農園について、給水施設及び仮設トイレの適正な維持管理を行い、利用者の利便性向上を図ります。</p> <p>また、レジャー農園や体験農業など、新たな利用による休耕地の有効活用について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジャー農園の充実【経済振興課】 ・休耕地の新たな有効活用【経済振興課】

観光農業の推進	都市農業を推進するため、新座市農業振興協議会や関係団体と連携し、果樹・花卉園芸・野菜等生産農家などの協力の下、農業の観光化を図ります。
	・観光農業の推進【経済振興課】
放射性物質測定の実施	東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、市内産農産物の放射性物質測定を実施します。
	・市内産農産物の放射性物質測定（再掲）【経済振興課】

3 商業基盤の充実

(1) にぎわいのある駅周辺の商業地域づくり

- 新座駅周辺の土地区画整理事業の進捗に合わせて、新たな商業集積地や商店街の形成に向けた支援に努めます。
- 志木駅やひばりヶ丘駅周辺地区における商業地域の更なる活性化に努めます。

駅周辺の商店への支援	新座駅周辺においては、土地区画整理事業の進捗に合わせて駅周辺に進出した商業施設に対し、商店街の組織化を促すとともに、商店街共同施設・活性化推進事業の補助制度の活用を図り、新たな創業環境を整備します。 また、志木駅やひばりヶ丘駅周辺地区においては、更なる活性化を促すため、既存の補助制度の活用を含め、駅周辺の商店街に対する支援を図ります。
	・商店街の形成への支援【経済振興課】 ・駅前商店街への支援【経済振興課】

(2) にぎわいのある商店街づくり

- 商店街の活性化を図るため、市内商店会との連携を図り、各商店会が行う共同施設事業（施設設備の整備など）や活性化推進事業（商店街への集客に向けた催しの開催など）に対し支援します。
- 地域の方々が気軽に立ち寄り、交流できる拠点施設整備など、空き店舗の有効活用の方策について検討し、実現に努めます。
- 大型店の出店に当たっては、地域と連携し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう促します。
- 産学官の連携により、新たな視点からの商業活性化を推進します。

<p>商店街の活性化</p>	<p>商店街の活性化を図るため、街路灯、買物案内看板などの共同施設の設置への補助や、商店街の運営改善、コミュニティ活動等への助成や歳末の販売促進事業等への支援を行うとともに、商店街連絡会議において、県や市が実施する商店街活性化策などに関する情報提供等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街共同施設（街路灯、案内看板等）への助成【経済振興課】 ・商店街活性化推進事業への助成【経済振興課】 ・商店街歳末一斉セールへの助成【経済振興課】
<p>空き店舗対策の推進</p>	<p>空き店舗対策として、商店街活性化や地域のふれあいの拠点施設であるすこやか広場の活用を図るとともに、空き店舗を利用した事業に関する助成など、空き店舗の新たな有効活用について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか広場の充実【経済振興課】 ・空き店舗の新たな有効活用【経済振興課】
<p>関係機関との連携の推進</p>	<p>にぎわいのある地域づくりを推進するため、大型店の出店に当たっては、商店会や商工会など地域と連携した協働によるまちづくりへの積極的な参加を促します。</p> <p>また、産学官の連携の推進を図るため、商工会や市内 3 大学に対し、特産品等の研究や地域振興事業等を始めとするイベントの開催に対する協力を呼び掛けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型店との連携による地域活性化の推進【経済振興課】 ・産学官の連携の推進【経済振興課】

4 工業基盤の充実

(1) 工業振興対策の充実

- 工業経営の近代化のため、商工会への支援を通じて、各種研修・講習会や経営等に関する相談などを実施します。

<p>経営への支援の充実</p>	<p>工業経営の近代化と安定化を図るため、事業所に対する経営相談を行う商工会に対し、支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営講習への支援【経済振興課】 ・経営相談への支援【経済振興課】
------------------	---

5 勤労者福祉の向上

(1) 雇用の安定

- 就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞などと連携し、効果的な求人情報の提供を行います。また、在宅での就労希望者に対し、内職の相談やあっせんを行います。
- 関係機関と連携し、新卒者・中高年者の雇用促進に努めるとともに、就労希望者のためのセミナーなどを開催します。

就労希望者への支援の充実	<p>就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞等と連携し、ふるさとハローワークを活用した効果的な求人情報の提供を行うとともに、市内企業との連携により、内職希望者に対する相談及び内職のあっせんや、ホームページによる内職情報の提供に努めます。</p> <p>また、若年者、高齢者等の就業機会の確保を図るため、埼玉労働局等と連携しながら定期的に雇用セミナーを開催します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとハローワークの設置【経済振興課】 ・内職相談の実施【経済振興課】 ・就労支援セミナーの実施【経済振興課】

(2) 勤労者福祉の推進

- 若年者のための就業・悩みごと相談を実施するとともに、勤労者の余暇活動の増進のため、各種講座などの充実を図ります。
- 市内中小企業の福利厚生事業の充実のため、商工会を通じた支援を行います。また、勤労者の住宅取得を促進していくため、各種助成制度の充実を図ります。

勤労者福祉の推進	<p>就業又はスキルアップにつながる各種講座や就職相談を実施し、未就職者等への支援を進めます。</p> <p>また、商工会と連携し、勤労者福祉の向上を図るため、特定退職金共済加入促進事業及び福利厚生対策総合支援システム事業への助成を行います。</p> <p>さらに、勤労者の持家取得を促進するため、住宅資金の融資のあっせんや利子補給を実施します。</p> <p>なお、勤労青少年ホームについては、スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づく周辺施設との統廃合を進めるため、廃止します。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者向けの講座の実施【経済振興課】 ・勤労者向けの相談業務の実施【経済振興課】 ・勤労者福祉事業への助成【経済振興課】 ・勤労者住宅融資利子補給制度の充実【経済振興課】 ・勤労青少年ホームの運営【経済振興課】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 15%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 15%;">平成25年度</th> <th style="width: 15%;">平成26年度</th> <th style="width: 15%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・施設の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の充実 ・施設の在り方の検討 ・廃止 </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の充実 ・施設の在り方の検討 ・廃止 	/	/
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
・施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の充実 ・施設の在り方の検討 ・廃止 	/	/	/						

第7節 消費生活 ～消費者が安心できるまち～

基本方針

- 1 消費者自らが判断し、主体的に行動できるよう支援し、安全で豊かな消費生活の実現に向けた取組を推進します。

1 安全で豊かな消費生活

(1) 消費生活の向上

- 消費生活における被害の発生や拡大の防止を図るため、相談体制を充実します。
- 消費者団体などと連携を図り、学習活動や自主的活動を支援します。
- 特定製品の製造又は販売を行う事業者に対して立入検査などを実施します。

相談体制の充実	悪質商法や振り込め詐欺等の被害の防止及び消費者支援のため、多重債務相談窓口・消費生活相談窓口を開設し、相談体制の充実を図ります。 ・消費生活相談の充実【経済振興課】
意識啓発の実施	悪質商法や振り込め詐欺等の被害の防止及び消費者支援のため、消費生活に関する情報収集・提供を進めるとともに、啓発品やリーフレットの配布、消費者展の開催などにより、意識啓発を図ります。 ・啓発用リーフレットの配布【経済振興課】 ・消費者展の実施【経済振興課】
団体への支援の充実	消費者団体の自主活動を促進するため、団体への助成を行い、育成を図るとともに、団体間のネットワーク構築に向けた支援を行い、相互に協力し合う環境づくりに努めます。 ・消費者団体への助成【経済振興課】 ・消費者団体ネットワークの構築【経済振興課】
立入検査等の実施	消費者の生命・身体に対する危害の発生を防止するため、事業者に対し、商品等に法で定められた適正な表示がされているかなどについて立入検査等を実施します。 ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】 ・電気用品安全法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】

(2) 消費者への支援

- 消費生活講座や消費生活通信講座を開催するとともに、消費生活情報の提供を行います。

学習機会の提供	<p>消費生活に関する知識の普及により、豊かで安全な生活を送るため、消費生活講座（対象：一般、高齢者）や消費生活通信講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none">・消費生活講座の実施【経済振興課】・消費生活通信講座の実施【経済振興課】
消費生活への支援の充実	<p>各家庭で不用となったが使用可能な物品について、譲りたい市民と譲り受けたい市民を相互に紹介し、資源の節約を図ります。</p> <p>また、地域消費者への還元や地域経済の促進のために、地元の小売業者や農家が行う朝市への助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・再利用あっせん事業の実施【経済振興課】・朝市の奨励【経済振興課】

第3章 福祉・健康

- 第1節 地域福祉 ～共に支え合う地域社会をめざして～
- 第2節 高齢者福祉 ～安心を支えるまち～
- 第3節 児童福祉 ～健やかに子どもが育つまちづくり～
- 第4節 障がい者福祉 ～ノーマライゼーションのまちづくり～
- 第5節 低所得者福祉 ～生活の安定と自立を支える～
- 第6節 健康づくり・保健衛生 ～市民が元気なまちづくり～
- 第7節 国民健康保険・国民年金 ～安心した生活のために～

第1節 地域福祉 ～共に支え合う地域社会をめざして～

基本方針

- 1 高齢者、子育て家庭、障がい者など、福祉を必要としているすべての人が、様々な福祉サービスや社会保障制度の中から、自分に合ったサービスを適切に利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、総合的な情報提供機能・相談体制の充実に努めます。
- 2 市民が共に支え合い、孤立することのない地域社会の実現に向け、地域における福祉の担い手の育成を進めるとともに、地域住民などによる自主的な福祉活動の活性化、ネットワーク化を図ります。

1 地域福祉の充実

(1) 情報提供機能・相談体制の充実

- 複雑・多様な社会保障制度や福祉サービスを市民が適切に利用できるよう、福祉に関する総合的な情報提供機能・相談体制の整備を図ります。
- 関係機関などと連携し、地域の中で気軽に利用できる情報提供機能・相談体制の確立を目指します。
- 地域福祉を展開するための活動拠点として、整備が予定されている（仮称）総合福祉センターについては、その機能や在り方の検討を進めます。

計画の策定	個別の福祉計画を横断的にとらえる総合的な計画である第2次地域福祉計画を策定します。				
	・地域福祉計画の策定【生活福祉課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	・第2次地域福祉計画の策定				

情報提供機能・相談体制の整備	複雑・多様な福祉の制度やサービスに関する総合的な情報提供や相談を行う福祉総合窓口及び地域の中で気軽に利用することができる窓口の整備・確立を目指し、調査研究を行います。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】 ・地域における情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】 				

拠点施設の整備	総合的な福祉施設として建設を予定している（仮称）総合福祉センターについて、市民ニーズ等を勘察し、その機能や在り方、建設規模などについて検討を進めます。				
	・（仮称）総合福祉センターの建設【生活福祉課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	・行財政改革推進本部（仮称）総合福祉センター建設検討部会による検討	・検討	・検討	・検討	

(2) 地域福祉活動への支援

- 民生委員・児童委員の増員や研修の拡充など、民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- 地域福祉団体、福祉施設や事業所などが交流を深め、連携して地域福祉活動に取り組めるよう、地域福祉ネットワークづくりを進めます。

民生・児童委員活動への支援	地域におけるよき相談者として国から委嘱された民生・児童委員について、委員改選時（3年ごと）には、必要に応じて、国に対して増員要望を行うとともに、委員の研修会等を実施します。				
	また、委員改選後には、氏名・活動区域・職務などを記載した「民生・児童委員だより」を配布し、地域住民に活動の周知を図ります。				
	・民生・児童委員活動への支援【生活福祉課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	・研修会等の実施 ・「民生・児童委員だより」の配布	・研修会等の実施	・研修会等の実施 ・委員の増員要望	・研修会等の実施 ・「民生・児童委員だより」の配布	・研修会等の実施

ネットワークの構築	新座市社会福祉協議会と連携し、福祉フェスティバルを実施します。				
	また、地域福祉団体や福祉施設等への情報提供、会議の開催などによる交流を支援するとともに、特に一人暮らしの高齢者のごみ出しや買い物、庭木の手入れといった日常生活の困りごとを近隣の住民で支援する仕組みづくりを進め、地域福祉におけるネットワークづくりを進めます。				
	・福祉フェスティバルの実施【生活福祉課】 ・地域福祉ネットワークの構築【生活福祉課】 ・地域支え合いの仕組みづくり【生活福祉課】				

(3) 地域における担い手の育成と支援

- 社会福祉協議会と連携して、町内会や地域福祉団体など、地域社会で活動する団体間の交流機会を充実するとともに、幅広い年代に対する福祉意識の啓発に努めます。
- 社会福祉協議会などと連携して、地域福祉ボランティア、NPOの育成に努めるとともに、活動を支援します。

団体等への支援の充実	市民との協働による地域福祉を推進するため、その中心的役割を担う新座市社会福祉協議会へ助成を行い、ボランティアの育成や地域福祉活動の取組を支援します。				
	また、新座市社会福祉協議会と連携して、地域福祉ボランティアやNPOの育成の支援を行います。				
	・社会福祉協議会への助成【生活福祉課】 ・地域福祉ボランティア及びNPOの育成支援【生活福祉課】				

第2節 高齢者福祉 ～安心を支えるまち～

基本方針

- 1 すべての高齢者が心身の健康を保ち、住み慣れた地域社会の一員として自立した生活を送れるよう、介護予防に重点を置きながら、介護支援、在宅福祉などの高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- 2 高齢者が生きがいを持って暮らしていけるよう、社会参加の機会の充実を図ります。

1 高齢者福祉の充実

(1) 暮らしやすい地域づくりと高齢者の権利擁護の推進

- 地域ケア会議の充実、地域住民などによる地域福祉活動との連携の強化、保健・医療・福祉の連携強化など、地域包括支援センターを核として、地域ケア体制の充実に努めます。
- 判断力の低下した高齢者が安心して地域で暮らしていけるよう、社会福祉協議会が行っている福祉サービスへの利用援助や成年後見制度の周知及び利用の促進に努めるとともに、権利擁護が必要な高齢者に対する相談の充実を図ります。
- 高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域における関係者のネットワークづくりを進めます。
- 家族介護者に対して、介護の知識や技術を提供する機会を設けるとともに、介護疲れの解消などの支援に努めます。

地域ケア体制の充実	日常生活圏域ごとに設置し、総合相談・支援、介護予防ケアマネジメントなどを行う高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制を充実し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活を継続できるよう支援の充実を図ります。 ・高齢者相談センターの充実【長寿支援課】
-----------	---

権利擁護の推進	配偶者や二親等内の親族がいない場合等における認知症高齢者等の保護を図るため、市長申立による成年後見等の審判申立を行った場合に、その一連の費用等を助成します。 また、高齢者の権利擁護に関する相談を充実し、認知症高齢者等の日常生活自立支援事業利用料の助成や緊急ショートステイといった虐待等からの保護や関係機関等とのネットワークの構築などにより、高齢者の尊厳や権利の保護を図ります。 ・成年後見制度審判申立費用の助成【長寿支援課】 ・権利擁護事業の実施【長寿支援課】
---------	---

介護者に対する支援の充実	認知症等により徘徊癖 <small>はいかい</small> のある高齢者の家族に対する位置探索機の貸出しや家族介護者教室、認知症サポーター養成講座の開催など、家族介護者に対する支援を行います。
	・家族介護者に対する支援【長寿支援課】

(2) 介護予防システムの充実

- 健康手帳の普及・活用機会の拡大、健康教育の充実など、高齢者の健康管理の充実を図るとともに、介護予防の普及啓発に努めます。
- 要支援・要介護状態になる危険性の高い高齢者を適切に把握し、通所や訪問による介護予防の重点的な取組を進めます。

介護予防システムの充実	<p>高齢者のねたきりや認知症発生を予防するため、介護予防講演会や介護予防教室等を開催し、介護予防の普及啓発を図ります。</p> <p>また、各種検診・健康診査や、医療機関の履歴等を記録することができる健康手帳を40歳以上の市民に交付します。</p> <p>さらに、18歳以上の市民及びその家族を対象に、保健師、看護師、栄養士、助産師などによる健康に関する相談を実施します。</p> <p>また、健康に関する正しい知識の普及を図るため、成人や高齢者、母子等を対象とした講演会を行うとともに、生活習慣改善等を目的とした健康教室を開催します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者に対する介護一次予防事業の実施【長寿支援課】 ・健康手帳の普及・活用機会の拡大【保健センター】 ・健康相談の充実【保健センター】 ・健康づくり講演会の実施【保健センター】 ・健康教室の実施【保健センター】

二次予防事業対象高齢者への支援の充実	<p>介護予防基本チェックリストの実施等により、要支援・要介護状態になるおそれの高い二次予防事業対象高齢者を把握するとともに、介護予防のための通所型・訪問型介護予防事業を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・二次予防事業対象高齢者の把握【長寿支援課】 ・二次予防事業対象高齢者に対する介護予防事業の実施【長寿支援課】

(3) サービス基盤の整備

- 支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていけるよう、在宅介護サービスを始めとする多様なサービスを提供できる基盤整備を進めます。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対するサービスの充実のため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの充実に努めます。
- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設を運営する事業者に対する支援を進めます。

計画の策定	<p>保健・医療・福祉を始めとする高齢者施策に関する総合計画である、高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、日常生活圏域高齢者ニーズ調査を基に、介護保険事業計画等策定委員会による審議を経て、策定します。</p>														
	<p>・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定【介護保険課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定</td> <td></td> <td></td> <td>・第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定			・第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定	
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
・第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定			・第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定												
<p>・日常生活圏域高齢者ニーズ調査の実施【長寿支援課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・日常生活圏域高齢者ニーズ調査の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・日常生活圏域高齢者ニーズ調査の実施			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
		・日常生活圏域高齢者ニーズ調査の実施													

情報提供・相談体制の充実	<p>介護保険制度関連パンフレットの配布等を通じて制度の趣旨普及を図るとともに、制度に関する相談体制の充実を図ります。</p> <p>・介護保険に関する市民への情報提供、相談体制の充実【長寿支援課】【介護保険課】</p>
--------------	--

介護サービスへの支援の充実	<p>居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具給付費、高額介護サービス給付費など、要介護者・要支援者が利用した介護（予防）サービスに係る費用の法定負担分を給付します。</p> <p>また、居宅介護サービス及び施設介護サービスの利用料を支払うことが困難な低所得者に対しては、サービスを利用しやすくするため、利用料の一部を助成します。</p> <p>さらに、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができるよう支援を行うとともに、介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るため、日常生活に必要な様々なサービスの提供又は手当の支給を行います。</p> <p>・介護給付費の給付【介護保険課】 ・介護サービス利用料への助成【長寿支援課】 ・在宅福祉サービスの充実【長寿支援課】</p>
---------------	--

施設サービスの充実	<p>地域密着型サービスを行う施設及び特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の整備に対し、事業費の一部を助成します。</p> <p>また、居宅において適切な養護を受けることが困難な高齢者が適切な養護を受けられるよう、養護老人ホーム等又は老人短期入所施設等への入所の支援を行います。</p> <p>・地域密着型サービス基盤整備への支援【介護保険課】 ・高齢者福祉施設整備等への支援【介護保険課】 ・養護老人ホーム入所への支援【長寿支援課】</p>
-----------	---

住宅への支援の充実	<p>要介護者が、住宅改修の際にケアマネジャー以外の方に申請理由書の作成を依頼した場合は、作成費用について助成を行います。</p> <p>また、住宅に困窮しているひとり暮らしの高齢者の生活の安定を図るため、高齢者住宅を提供します。</p> <p>さらに、居室の増改築など住宅環境の改善に係る整備費用について、助成又は貸付けを行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修申請理由書作成手数料の助成【介護保険課】 ・高齢者住宅管理【長寿支援課】 ・住宅整備支援【長寿支援課】

研修機会の充実	<p>ケアマネジャー等に対しては、研修会等を開催し、その資質向上を支援することにより、良質なサービス提供に寄与します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー等研修会の実施【長寿支援課】【介護保険課】

(4) 社会参加と健康づくりの推進

- 高齢者がその経験や知識などをいかし、地域社会に積極的に参加し、活動していけるよう、ボランティア活動などの機会の提供を更に進めます。
- 市内大学などとも連携しながら生涯学習・スポーツ活動や多様な交流活動の機会の充実に努めます。
- シルバー人材センターの機能の充実を積極的に支援し、高齢者への就業機会の提供を強化するとともに、女性も就業しやすい環境の整備を図ります。
- 世代間交流機会の拡充や高齢者の心身の健康保持を図るため、老人クラブの活動を支援します。
- 高齢者を対象とする医療制度の円滑な運営に努めるとともに、予防医療の充実を図ります。

交流の促進と生きがい対策	<p>介護予防・健康づくり・世代間交流を図るため、高齢者いきいき広場の充実を図ります。</p> <p>また、様々な文化活動や社会参加活動を通じて教養の向上や健康増進を図るため老人クラブや高齢者の就業の場を提供することを目的とした（社）新座市シルバー人材センターに対し、助成を行います。</p> <p>さらに、高齢者の各種相談への対応を行うとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のサービスを総合的に提供するため、老人福祉センターの充実を図ります。</p> <p>また、高齢者の長寿を祝うとともに敬老の意を表し、併せて福祉の増進を図るため、敬老祝金を支給します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者いきいき広場の充実【長寿支援課】 ・老人クラブ活動への支援【長寿支援課】 ・シルバー人材センターへの支援【長寿支援課】 ・老人福祉センターの充実【長寿支援課】 ・敬老祝金の支給【長寿支援課】

後期高齢者医療制度の運営	<p>埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。</p> <p>また、後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進を図るため、健康診査、人間ドック検診に対する助成、保養施設利用に対する助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の運営【長寿支援課】 ・後期高齢者医療制度加入者への助成【長寿支援課】

高齢者福祉施設の整備	<p>老人福祉センターの老朽化に伴い、改修工事を実施します。</p> <p>また、耐震診断の結果を受け、耐震補強工事を実施します。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの改修【長寿支援課】 									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">・空調設備改修 (第二老福)</td> <td style="text-align: center;">・空調設備改修 (老福)</td> <td style="text-align: center;">・耐震補強 (老福)</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	・空調設備改修 (第二老福)	・空調設備改修 (老福)	・耐震補強 (老福)
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
/	・空調設備改修 (第二老福)	・空調設備改修 (老福)	・耐震補強 (老福)	/						

第3節 児童福祉 ～健やかに子どもが育つまちづくり～

基本方針

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、環境づくりを進めます。
- 2 子育て家庭に対する支援や保育サービスの充実など、市民の自主的な活動との連携を図りながら、子育てしやすい環境づくりを進めます。

1 子どもと子育て家庭の福祉の充実

(1) 子育て支援の推進

- 子どもたちの健やかな成長、発達を促すため、子育てに関する学習機会の提供と情報提供機能・相談体制の充実を図ります。
- 母子保健事業、子育て支援ホームヘルパーの派遣など、子育て家庭への支援を推進します。
- 地域子育て支援拠点事業の実施、ファミリー・サポート・センターの運営など、身近な地域社会における子育て支援体制の充実を図ります。
- 市民による子育てサークル、子育てボランティア、NPOなどの活動の更なる支援に努めるとともに、そのネットワークづくりを進めます。
- 児童の健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的として、親子で楽しく健全に遊べる場としての児童センターの充実を図ります。
- 子育て女性の再就職支援に努めるとともに、関係機関と連携して、父親も母親も子育てと仕事の両立ができる就労環境の整備について、事業者への働きかけを進めます。

学習機会の提供	<p>家庭における教育力の向上や育児不安の解消、地域での仲間づくりを進めるため、保護者に対する子育て講座を実施します。</p> <p>また、高齢者やこれから親になる世代等を対象として、子育て理解講座を実施し、家庭教育の大切さの啓発に努めます。</p> <p>さらに、子育て中の親が必要な様々な情報（子育て支援サービス、幼稚園・保育園情報等）を集めた「子育て情報誌」を発行するとともに、その内容をホームページに掲載します。</p> <ul style="list-style-type: none">・子育てに関する講座の実施【子ども家庭応援室】【保健センター】【中央公民館】・子育て理解講座の実施【子ども家庭応援室】【中央公民館】・子育てに関する情報の提供【子ども家庭応援室】
---------	--

相談体制の充実	<p>家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉相談の充実【子ども家庭応援室】・家庭児童相談室の充実【子ども家庭応援室】
---------	--

子育て支援サービスの充実	<p>経済的理由により入院して出産することができない妊婦について、出産できる施設への入所と出産費用の助成を行います。</p> <p>また、出産直後の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助を行います。</p> <p>さらに、保護者の養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言又は育児や家事の援助を実施し、支援を回る養育支援訪問事業を実施します。</p> <p>仕事などの都合で保護者の帰宅が遅い家庭の児童を夕方から夜にかけて預かり、夕食や入浴を提供します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設入所委託の実施【子ども家庭応援室】 ・子育て支援ホームヘルパー派遣の実施【子ども家庭応援室】 ・養育支援訪問事業の実施【子ども家庭応援室】 ・ひとり親家庭等児童夜間養護事業の充実【子ども家庭応援室】

地域における子育て支援体制の充実	<p>あらかじめ登録された会員同士が、保育園への送迎や一時的な預かり等育児について、相互に助け合いの活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を図ります。</p> <p>また、地域子育て支援センター及びつどいの広場などの地域子育て支援拠点では、親子の交流の場を提供し、子育て家庭の支援活動の企画・調整、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の提供等を実施し、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ります。</p> <p>さらに、授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を赤ちゃんの駅として指定し、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を進めます。</p> <p>また、父親の子育てへの意識啓発を図ることを目的にしたお父さん応援隊、乳幼児を持つ保護者が子育てサポーターと交流しながら、楽しく仲間づくりや情報交換、交流のできる場である子育てサロン、子育てネットワークフェスティバルを実施するとともに、児童センター業務の充実を図ります。</p>														
	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センターの充実【子ども家庭応援室】 ・地域子育て支援拠点事業の実施【子ども家庭応援室】 														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ひろば型 (1 か所)</td> <td>・ひろば型 (1 か所)</td> <td>・ひろば型 (1 か所)</td> <td>・ひろば型 (1 か所)</td> <td>・ひろば型 (1 か所)</td> </tr> <tr> <td>・センター型 (8 か所)</td> <td>・センター型 (10 か所)</td> <td>・センター型 (11 か所)</td> <td>・センター型 (13 か所)</td> <td>・センター型 (13 か所)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの駅の充実【子ども家庭応援室】 ・お父さん応援隊の充実【子ども家庭応援室】 ・子育てサロンの実施【子ども家庭応援室】 ・子育てネットワークフェスティバルの実施【子ども家庭応援室】 ・児童センター業務の充実【子ども家庭応援室】 	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・ひろば型 (1 か所)	・ひろば型 (1 か所)	・ひろば型 (1 か所)	・ひろば型 (1 か所)	・ひろば型 (1 か所)	・センター型 (8 か所)	・センター型 (10 か所)	・センター型 (11 か所)	・センター型 (13 か所)
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
・ひろば型 (1 か所)	・ひろば型 (1 か所)	・ひろば型 (1 か所)	・ひろば型 (1 か所)	・ひろば型 (1 か所)											
・センター型 (8 か所)	・センター型 (10 か所)	・センター型 (11 か所)	・センター型 (13 か所)	・センター型 (13 か所)											

関係機関との連携の推進	<p>市民、学識経験者、地域活動団体等の各種関係機関が連携した次世代育成支援対策地域協議会により、次世代育成支援対策の充実を図ります。</p> <p>また、子育て女性の再就職を支援するため、関係機関と連携して、子育てと仕事の両立ができる就労環境の整備について、事業者への働きかけを進めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による次世代育成支援体制の充実【子ども家庭応援室】 ・事業者への啓発の実施【経済振興課】

(2) 保育サービスの充実

- 入所待機児童の解消を図るため、社会福祉法人などによる認可保育園の整備を支援するとともに、家庭保育室に対する支援の充実に努めます。
また、市立保育所については、園舎の建替えなどによる入所定員の拡大を検討します。
- 一時保育、障がい児保育、休日保育や延長保育など、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育士・指導員の資質向上に努めます。
- 放課後児童保育室について、利用者の増加によって狭あい化、大規模化した施設への対応を進めます。
- 適切な保育環境を確保するため、老朽化した保育所の建替えや改修を計画的に進めます。

児童福祉施設の整備	<p>待機児童の解消を図るため、民間保育所の新設及び増築等の施設整備事業に対し、整備費の助成を行います。</p> <p>また、老朽化した市立保育所は、建替えを進め、併せて定員拡大に努めます。</p> <p>さらに、放課後児童保育室の狭あい化への対応を図るため、施設の整備を行います。</p>				
	<p>・民間保育所の新設・建替えへの支援【保育課】</p>				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白梅第二、竹の子 	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殿山 <p>【耐震】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まきば 	<p>【建替えによる定員増】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光 <p>【増築による定員増】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗原、すぎのこ <p>【耐震】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まきば第二、白梅 	<p>【建替えによる定員増】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山びこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設及び建替えに向けた法人との協議
<p>※実施内容は工事年度に記載</p>					
<p>・市立保育所の建替え【保育課】</p>					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・西堀* 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一 	<ul style="list-style-type: none"> ・北野 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・第二 	
<p>※平成22年度予算事業の繰越し</p>					
<p>・放課後児童保育室施設の整備【保育課】</p>					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
<p>【増築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野火止 	/	/	/	/	

家庭保育室への支援	<p>家庭保育室に子どもを預ける保護者の負担軽減を図るため、保育室に対し助成を行うとともに、保育料軽減額の見直しを検討します。</p> <p>また、家庭保育室の新設を予定している事業者に対し、支援を行います。</p>				
	<p>・家庭保育室への助成【保育課】</p>				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・新設3か所 ・助成額の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設2か所 ・助成内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成内容の検討

保育・放課後児童 保育サービスの充 実	<p>病後児保育、産休明け保育、一時保育、休日保育、延長保育など市民の多様なニーズに応じた各種保育サービスの充実を図るため、民間保育所に働きかけを行うとともに、サービス内容に応じた助成を行います。</p> <p>また、障がい児を受け入れている民間保育所に対して助成を行い、障がい児処遇の向上を図ります。</p> <p>さらに、長時間預り保育を行う私立幼稚園に対して助成を行い、保育サービスの充実を図ります。</p> <p>保護者の就労等により、放課後に常時留守家庭となっている就学児童を対象に放課後児童保育室において保育を行い、その健全育成を図るとともに、特別支援学校就学児を対象に保育を行う市外の放課後児童保育室に対して、入所児童数に応じ、運営費及び家賃の助成を行います。</p> <p>加えて、保育士・指導員の資質向上のための研修会等を実施します。</p>										
	<p>・病後児保育の充実【保育課】</p> <p>・産休明け保育の充実【保育課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・9園実施</td> <td>・11園実施</td> <td>・8園実施</td> <td>・10園実施</td> <td>・10園実施</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・9園実施	・11園実施	・8園実施	・10園実施	・10園実施
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・9園実施	・11園実施	・8園実施	・10園実施	・10園実施						
	<p>・一時保育の充実【保育課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・13園実施</td> <td>・14園実施</td> <td>・14園実施</td> <td>・14園実施</td> <td>・14園実施</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・13園実施	・14園実施	・14園実施	・14園実施	・14園実施
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・13園実施	・14園実施	・14園実施	・14園実施	・14園実施						
	<p>・休日保育の充実【保育課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・1園実施</td> <td>・1園実施</td> <td>・1園実施</td> <td>・2園実施</td> <td>・2園実施</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・1園実施	・1園実施	・1園実施	・2園実施	・2園実施
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・1園実施	・1園実施	・1園実施	・2園実施	・2園実施						
<p>・延長保育の充実【保育課】</p> <p>・障がい児保育の充実【保育課】</p> <p>・幼稚園長時間預り保育への助成【保育課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・2園実施</td> <td>・2園実施 ・実施園への補助の拡大</td> <td>・3園実施</td> <td>・3園実施</td> <td>・3園実施</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・2園実施	・2園実施 ・実施園への補助の拡大	・3園実施	・3園実施	・3園実施	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・2園実施	・2園実施 ・実施園への補助の拡大	・3園実施	・3園実施	・3園実施							
<p>・放課後児童保育室の運営【保育課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・保育時間の拡大</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・保育時間の拡大			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
		・保育時間の拡大									
<p>・保育士・指導員への研修【保育課】</p>											

放射性物質測定の実施	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、保育園給食食材等の放射性物質測定を実施します。</p>
	<p>・給食食材等の放射性物質測定（再掲）【保育課】</p>

(3) 子どもの権利擁護の推進

- 虐待防止を始めとする子どもの権利擁護に向けて、関係機関や市民との連携を深めるとともに、虐待を早期発見していくための体制を強化します。
- 里親制度について、普及啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

児童虐待の防止	<p>要保護児童対策地域協議会を設置し、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携して子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。</p>
	<p>・関係機関との連携による児童虐待防止体制の充実【子ども家庭応援室】</p>

里親制度の普及啓発	<p>里親家庭が児童の養育技術の向上等を図るために必要な研修や交流の場を、所沢児童相談所と協力して提供するとともに、里親入門講座の開催等により制度の周知を図ります。</p>
	<p>・里親制度の普及啓発【子ども家庭応援室】</p>

(4) ひとり親家庭福祉の充実

- ひとり親家庭の実情を的確に把握するとともに、きめ細かな助言や情報提供などを行います。
- 関係機関などと連携して就労を支援し、経済的な自立を促進します。

ひとり親家庭への支援の充実	<p>ひとり親家庭等に関する相談に応じ、助言指導や貸付事業などを実施している関係機関の紹介などを行います。</p> <p>また、保護が必要な母子に対し、生活支援施設への入所に係る支援を行います。</p> <p>さらに、母子家庭の就業を促進するため、関係機関等と連携しながら、母子自立支援プログラムを策定し、求人情報、技術習得機会の提供を行うとともに、技術習得・資格取得のための給付金事業を実施します。</p>
	<p>・情報提供、相談体制の充実【子ども家庭応援室】</p> <p>・母子生活支援施設への入所委託の実施【子ども家庭応援室】</p> <p>・母子自立支援プログラム策定事業の実施【子ども家庭応援室】</p> <p>・母子自立支援給付金事業の実施【子ども家庭応援室】</p>

交流の促進	<p>ひとり親家庭の親子・家庭同士の親睦を目的としたひとり親家庭親子のつどいなどの交流事業を実施します。</p>
	<p>・ひとり親家庭交流事業の実施【子ども家庭応援室】</p>

(5) 経済的支援の充実

- こども医療費の無料化年齢の拡大など、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。
- 乳幼児医療費などの子育て家庭に対する経済的支援の充実について、国・県に働きかけます。

医療費助成の充実	<p>子どもが医療機関等にかかった際に、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するとともに、無料化となる年齢の拡大に努めます。</p> <p>また、18歳までの児童（障がいのある児童は20歳未満）を養育している母子・父子家庭に対し、所得が一定限度額未満である場合に医療費を助成します。</p>													
	<p>・こども医療費の充実【児童福祉課】</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・通院：小学6年生から中学3年生に拡大 ・入院：中学3年生まで </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる充実に向けた検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・通院、入院とも高校3年生まで </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通院：小学6年生から中学3年生に拡大 ・入院：中学3年生まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院、入院とも高校3年生まで 	/	/	<p>・ひとり親家庭等医療費の助成【児童福祉課】</p> <p>・乳幼児医療費支給に対する国・県への要望【児童福祉課】</p>		
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
<ul style="list-style-type: none"> ・通院：小学6年生から中学3年生に拡大 ・入院：中学3年生まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院、入院とも高校3年生まで 	/	/										

手当支給の充実	<p>母子・父子家庭や母親・父親に一定程度以上の障がいのある家庭で、18 歳までの児童（障がいのある児童は 20 歳未満）を養育している父又は母及び養育者に対し、所得が一定限度額未満である場合に児童扶養手当を支給します。</p> <p>また、中学校修了までの子どもを対象に児童手当を支給します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給【児童福祉課】 ・児童手当の支給【児童福祉課】

第4節 障がい者福祉 ～ノーマライゼーションのまちづくり～

基本方針

- 1 障がいや障がい者に対する理解と認識を深めるため、啓発・教育活動を推進します。
- 2 障がい者が地域社会で安心して暮らすことができるよう、きめ細かな福祉サービスの提供を進めるとともに、自立に向けた支援の強化に努めます。

1 障がい者福祉の充実

(1) こころのバリアフリー化の推進

- 市民一人ひとりが、障がいや障がい者に対する理解と認識を深めるよう、学校や職場、地域社会など、様々な場における啓発活動や福祉教育の充実に努めます。
- 障がい者のスポーツ・文化活動の機会の充実に努めるとともに、障がいのある人とない人が互いに理解を深めていけるよう、交流活動の充実に努めます。
- 精神障がい、発達障がいの早期発見に努め、保護者や保育士、教職員の障がいや障がい者に対する理解や意識の向上を図ります。

意識啓発の実施	<p>広報紙、パンフレット、障がい者福祉の手引き等の発行やホームページを活用した普及活動などにより、ノーマライゼーション思想の普及啓発を図ります。</p> <p>また、精神障がい、発達障がいの早期発見と早期療育につなげることを目的に、保育士及び教職員に対する情報提供や研修機会の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ノーマライゼーションの啓発【障がい者福祉課】・保育士及び教職員に対する啓発【障がい者福祉課】
---------	--

学校におけるこころのバリアフリー化の推進	<p>募金活動、訪問・交流活動、地域環境整備活動などの体験活動を地域の町内会、NPO団体などとの連携により実施することで、児童生徒の福祉の心を育成します。</p> <p>また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが活動を共にすることにより、互いを理解し共に支え合うこころのバリアフリーを広め、同じ社会を構成する一員であるという意識を育てます。</p> <ul style="list-style-type: none">・小中学校における福祉教育の推進【教育相談センター】・交流及び共同学習の充実【教育相談センター】
----------------------	---

学習機会の提供	<p>障がい者の理解の促進及び障がい者の社会参加を目的として、手話講座、点字講座及び要約筆記講座を開催します。</p> <p>また、障がいや障がい者に対する理解と認識を深めることを目的として、誰もがボランティア活動に参加できる環境の整備を図るとともに、外出介助、手話通訳、要約筆記、スポーツ指導等の専門的なボランティアの育成を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉センター事業の充実【福祉の里】 ・ボランティアの育成【障がい者福祉課】

(2) 生活環境のバリアフリー化の推進

- 障がい者も利用しやすい公共施設の整備や移動手段のバリアフリー化を進めます。

バリアフリー化の推進	<p>障がい者や高齢者等が安全安心に生活し社会参加ができるよう、公共施設の整備時などにおけるバリアフリーのまちづくりを行政各分野で総合的に推進します。</p> <p>また、住宅のバリアフリー化を進めるため、居宅改善整備費助成事業、住宅整備資金貸付事業などの支援制度の充実を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備におけるバリアフリー化の推進【障がい者福祉課】 ・住宅のバリアフリー化への支援【障がい者福祉課】

(3) 保健とリハビリテーションの充実

- 乳幼児期における障がいの早期発見、早期治療に努めます。特に、医療的ケアと並行して、保健・福祉・教育の連携を図り、家族の障がい受容や発達支援の方法などに関する相談などと併せて、障がい者一人ひとりの実態に即した支援を進めます。
- 中途障がい者の増加を踏まえ、リハビリテーション医療の確保に向けて、保健・福祉・教育のネットワークづくりを進めます。

早期発見と療育の充実	<p>乳幼児健康診査において、障がいの早期発見に努めるとともに、障がい受容や発達支援の方法などに関して家族に対する相談体制の充実を図るため、ケースワーカーに対する研修や、ケースワーカーによる家庭訪問を強化します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の充実【保健センター】 ・家族に対する相談体制の充実【障がい者福祉課】

リハビリテーションの充実	<p>中途障がい者に対する機能回復や機能維持を目的として、医療・保健・福祉の関係機関が連携し、医学的リハビリテーションの充実とネットワークの構築を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの充実【障がい者福祉課】 ・保健・医療・福祉のネットワークの構築【障がい者福祉課】

(4) 福祉サービスのための環境整備

- 障がい者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、相談機能、情報提供機能の充実に努めます。
- 訪問系サービス（居宅介護など）、日中系サービス（生活介護など）、居住系サービス（施設入所支援など）など、各サービスの整備や充実に努めます。
また、各サービス相互の利用が可能となるよう柔軟な活用を促進します。
- 障がい児（者）の地域における日中活動や生活の拠点となる施設の充実を図ります。

計画の策定	<p>「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画」の各種施策への反映や見直しを図るため、障がい者、関係事業所等の実態調査を実施し、計画を策定します。</p>														
	<p>・障がい者等実態調査の実施【障がい者福祉課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・アンケート調査の実施</td> <td></td> <td>・アンケート調査の実施</td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・アンケート調査の実施		・アンケート調査の実施
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
		・アンケート調査の実施		・アンケート調査の実施											
<p>・障がい者基本計画・障がい福祉計画の策定【障がい者福祉課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第4次障がい者基本計画の策定 ・第3期障がい福祉計画の策定</td> <td></td> <td></td> <td>・第4期障がい福祉計画の策定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・第4次障がい者基本計画の策定 ・第3期障がい福祉計画の策定			・第4期障がい福祉計画の策定		
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
・第4次障がい者基本計画の策定 ・第3期障がい福祉計画の策定			・第4期障がい福祉計画の策定												

相談体制の充実	<p>障がい者に対する適切なサービスの実施及び家族支援のため、情報提供・相談体制の充実を図るとともに、障がいの特性に応じた専門的な相談窓口を社会福祉法人等との連携により、整備します。</p>														
	<p>・情報提供・相談体制の整備・充実【障がい者福祉課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・新たな相談窓口の整備 (精神1か所)</td> <td>・新たな相談窓口の整備 (知的1か所)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・新たな相談窓口の整備 (精神1か所)	・新たな相談窓口の整備 (知的1か所)	
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
		・新たな相談窓口の整備 (精神1か所)	・新たな相談窓口の整備 (知的1か所)												

介護給付等によるサービスの充実	<p>障害者自立支援法に基づく居宅介護（ホームヘルプ）サービス、重度訪問介護サービス、生活介護サービス、施設入所支援サービス、自立訓練（機能訓練・生活訓練）サービスなど、自宅又は施設における入浴、排泄、食事の介護や外出・移動支援等の各種サービスについて、サービスを提供する事業者やNPO法人等の参入・育成に努めるとともに、サービスの質の確保と向上を図ります。</p>														
	<p>・居宅介護の充実【障がい者福祉課】 ・重度訪問介護の充実【障がい者福祉課】 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実【障がい者福祉課】 ・行動援護の充実【障がい者福祉課】 ・同行援護の充実【障がい者福祉課】 ・療養介護の充実【障がい者福祉課】 ・生活介護の充実【障がい者福祉課】 ・児童デイサービスの充実【障がい者福祉課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・児童デイサービスの提供 (終了)</td> <td>(児童福祉法によるサービスに移行)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・児童デイサービスの提供 (終了)	(児童福祉法によるサービスに移行)			
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
・児童デイサービスの提供 (終了)	(児童福祉法によるサービスに移行)														
<p>・障がい児通所支援の充実【障がい者福祉課】 ・短期入所の充実【障がい者福祉課】 ・施設入所支援の充実【障がい者福祉課】 ・共同生活介護（ケアホーム）の充実【障がい者福祉課】 ・共同生活援助（グループホーム）の充実【障がい者福祉課】</p>															

生活への支援の充実	<p>聴覚障がい者等の社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、移動支援サービス、日常生活用具・補装具の給付サービスの整備・充実を図ります。</p> <p>また、福祉タクシー助成、自動車燃料購入費助成、鉄道・バス共通乗車カード助成などの事業の整備・拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。</p> <p>さらに、訪問入浴サービスの整備・充実を図るとともに、障がい児（者）の一時預かり、自宅等への介護者派遣、外出援助サービス等を行う生活サポート事業登録団体の活動を支援し、居宅障がい者の経済的負担の軽減を図ります。</p>									
	<p>・手話通訳者・要約筆記者派遣の実施【障がい者福祉課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平成23年度実績</th> <th style="text-align: center;">平成24年度見込み</th> <th style="text-align: center;">平成25年度</th> <th style="text-align: center;">平成26年度</th> <th style="text-align: center;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・派遣事務所の設置</td> <td style="text-align: center;">・手話通訳者の育成</td> <td style="text-align: center;">・手話通訳者の育成</td> <td style="text-align: center;">・手話通訳者の育成</td> <td style="text-align: center;">・手話通訳者の育成</td> </tr> </tbody> </table> <p>・移動支援事業の実施【障がい者福祉課】</p> <p>・日常生活用具の給付【障がい者福祉課】</p> <p>・補装具の給付【障がい者福祉課】</p> <p>・社会参加促進事業の推進【障がい者福祉課】</p> <p>・訪問入浴サービスの充実【障がい者福祉課】</p> <p>・生活サポート事業登録団体の支援【障がい者福祉課】</p>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・派遣事務所の設置	・手話通訳者の育成	・手話通訳者の育成	・手話通訳者の育成
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
・派遣事務所の設置	・手話通訳者の育成	・手話通訳者の育成	・手話通訳者の育成	・手話通訳者の育成						

拠点施設の充実	<p>障がい者の生活の拠点となる施設の充実を図るため、共同生活の場において介護や日常生活上の支援を提供する共同生活介護（ケアホーム）や、介護を必要とせず、就労や自立訓練、就労移行支援等のサービスを利用している障がい者に対し、食事の提供その他の日常生活上の支援を提供する共同生活援助（グループホーム）を社会福祉法人等が実施する際には、適正な基準の下に助成し、福祉サービスの基盤整備を図ります。</p> <p>また、心身障がい者デイケア施設、精神障がい者施設、障がい者支援施設については、障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動や社会との交流の促進、相談援助などのサービスを受ける障がい福祉サービス事業所及び地域活動支援センターといった障害者自立支援法に基づく新体系サービスの施設へ移行しました。日中活動の拠点となる両施設の充実を図るため、引き続き支援を行うとともに、事業運営の安定化を図ります。</p> <p>さらに、児童福祉法の改正による障がい児施設の新類型への移行を踏まえ、みどり学園及びわかば学園の機能を一元化した福祉型児童発達支援センターを新たに整備します。</p>										
	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活介護（ケアホーム）の充実（再掲）【障がい者福祉課】 ・共同生活援助（グループホーム）の充実（再掲）【障がい者福祉課】 ・障がい福祉サービス事業所の設置【障がい者福祉課】 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新体系サービスへの移行 ・くるみの木 ・アイズ ・さわらび</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	新体系サービスへの移行 ・くるみの木 ・アイズ ・さわらび				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	新体系サービスへの移行 ・くるみの木 ・アイズ ・さわらび										
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの設置【障がい者福祉課】 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>新体系サービスへの移行 ・ふらっと ・にいざ生活支援センター ・楓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度		新体系サービスへの移行 ・ふらっと ・にいざ生活支援センター ・楓			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
	新体系サービスへの移行 ・ふらっと ・にいざ生活支援センター ・楓										
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型児童発達支援センターの整備【障がい者福祉課】 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・建設（平成28年度）に向けた設計</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度					・建設（平成28年度）に向けた設計	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
				・建設（平成28年度）に向けた設計							
<ul style="list-style-type: none"> ・こぶしの森の改修【障がい者福祉課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・改修*</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度予算事業の繰越し</p>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・改修*					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・改修*											

(5) 自立と社会参加の支援

- 障がい者自らが、その意欲と能力、適性に応じて職業生活を設計・選択できるよう、障がい者就労支援センターを中心として、支援の充実に努めるとともに、障がい者福祉事業団の設置の検討を進めます。
- 知的障がい、精神障がいなどの障がい者で、判断力が不十分な障がい者の日常生活を支援するため、社会福祉協議会が行っている福祉サービスへの利用援助や成年後見制度の周知及び利用の促進に努めます。

就労支援の充実	<p>障がい者の就労支援の充実を図るため、福祉施設利用者の一般就労への移行を進め、在宅者や離職者の再就職を促進するとともに、企業に障がい者の就労の理解と協力を求めます。</p> <p>また、一般企業での就労が困難な障がい者や一般就労を希望し企業への就職を目指す障がい者に対しては、それぞれに応じた就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を提供するとともに、民間が行う事業の推進を支援します。</p> <p>さらに、仕事を直接提供する場として、障がい者福祉事業団設置の検討を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労支援センターの充実【障がい者福祉課】 ・就労継続支援の推進【障がい者福祉課】 ・就労移行支援の推進【障がい者福祉課】 ・障がい者福祉事業団の設置【障がい者福祉課】

周知の促進	<p>障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進するとともに、周知を図ります。</p> <p>また、市長申立てによる成年後見等の審判申立てを行った場合に、その一連の費用等を助成します。</p> <p>さらに、判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業の周知を図り、利用を促進します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知【障がい者福祉課】 ・福祉サービス利用援助事業の周知【障がい者福祉課】

(6) 生活向上のための経済的支援

- 福祉手当の支給や医療費の助成などにより障がい者や家族の経済的負担の軽減を図るとともに、制度の周知に努めます。

手当等支給の充実	<p>精神（知的障がいを含む。）又は身体の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある市民に特別障がい者手当・障がい児福祉手当を、心身に重度の障がいがある市民に重度心身障がい者福祉手当を、埼玉県指定疾患医療給付制度に基づく受給者証の交付を受けている市民に難病患者見舞金をそれぞれ支給します。</p> <p>また、広報、ホームページなどにより各種制度の周知に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障がい者手当・障がい児福祉手当の支給【障がい者福祉課】 ・重度心身障がい者福祉手当の支給【障がい者福祉課】 ・難病患者見舞金の支給【障がい者福祉課】

医療費助成の充実	<p>障がい者が病院等で診療を受けた場合の医療費の全部又は一部を助成します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者医療費の支給【障がい者福祉課】 ・精神障がい者通院医療費の支給【障がい者福祉課】 ・自立支援医療費（更生医療費）の支給【障がい者福祉課】 ・自立支援医療費（育成医療費）の支給【障がい者福祉課】

第5節 低所得者福祉 ～生活の安定と自立を支える～

基本方針

- 1 低所得者の生活の安定と自立に向けて、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、相談・指導・支援の充実に努めます。

1 低所得者福祉の充実

(1) 相談体制の充実

- 低所得世帯の生活安定と自立を支援するため、関係部署との連携を密にし、相談体制の充実に努めるとともに、ケースワーカーなどの人材の育成・確保や資質の向上に努めます。

相談体制の充実	<p>相談者の相談内容に応じて、速やかに関係部署との連携を図ります。</p> <p>また、離職者や低所得者の生活、住宅、就労等に係る相談に対応するため、生活相談員を配置するとともに、関係機関等との連携により、相談体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携体制の充実【生活福祉課】 ・相談体制の充実【生活福祉課】
---------	--

(2) 自立と生活の支援

- 生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するため、保護の適正実施を図り、生活保護制度に基づいた支援を行います。被保護者の経済的自立に向けて、就労支援の強化を図るとともに、日常生活における自立支援の充実に努めます。
- 貧困連鎖の防止の観点から、被保護世帯の子どもに対する健全育成支援の強化を図ります。
- 中国残留邦人等に対して、老後の生活安定など地域でいきいきとした暮らしを実現するための生活支援を行います。

生活保護者への支援の充実	<p>生活に困窮する方が一日も早く自立できるよう、生活、住宅、教育などの必要な扶助を行うとともに、生活保護の被保護者の就業促進及び社会的自立に必要な支援を行うため、就労支援員を配置し、就労支援を図ります。</p> <p>また、過去2年以内の離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方に対して、支援を行います。</p> <p>さらに、被保護世帯の子どもに対する健全育成支援の強化を図るため、日常生活自立支援や養育、教育を支援する子ども育成支援相談員による相談を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費等の支給【生活福祉課】 ・生活保護の被保護者の就労支援【生活福祉課】 ・住宅手当の支給【生活福祉課】 ・子ども育成支援相談員の配置【生活福祉課】
--------------	--

団体への支援の充実	犯罪や非行など、罪を犯した人たちの更生や社会復帰への支援及びこれらを未然に防ぐ啓発活動を行う団体に対し、支援を行います。
	・更生保護活動団体への支援【生活福祉課】
中国残留邦人等への支援の充実	中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑みた支援を行います。
	・中国残留邦人等への支援【生活福祉課】

第6節 健康づくり・保健衛生 ～市民が元気なまちづくり～

基本方針

- 1 市民の主体的な心身の健康づくりを支援するとともに、個人の取組を支え合い、継続性を高めるよう地域活動の充実・活性化を図ります。
- 2 関係機関との連携を図り、地域の保健・医療環境の充実を図ります。

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり運動の推進

- 市民が健康に対する正しい認識を持ち、自ら健康づくりを実践していけるよう、新座市民健康体操の普及、健康教室の開催や健康・食育に関する情報提供を行います。
- 市民の自主グループなどによる健康づくり活動の支援に努めます。

学習機会の提供	<p>市民の自主的な健康づくりを促進するため、新座市民健康体操の普及や生活習慣改善等を目的とした健康教室を開催するとともに、食育教室や講演会などを開催し、食に関する知識の普及啓発を図ります。</p> <p>さらに、各種検診・健康診査や、医療機関の履歴等を記録することができる健康手帳を40歳以上の市民に交付します。</p> <p>また、健康に関する正しい知識の普及を図るため、成人や高齢者、母子等を対象とした講演会を行うとともに、市民と保健師が定期的に集まり、地域の健康づくりについて話し合ったり、住民に呼びかけてウォーキングや地域のマップづくりなどに取り組むワークショップを開催します。</p> <p>さらに、禁煙啓発・熱中症予防など、時事に応じた広報、ホームページなどを用いて情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・市民健康体操の普及【保健センター】・健康教室の実施（再掲）【保健センター】・食育の推進【保健センター】・健康手帳の普及・活用機会の拡大（再掲）【保健センター】・健康づくり講演会の実施（再掲）【保健センター】・ワークショップの実施【保健センター】・健康に関する情報提供機会の充実【保健センター】
団体への支援の充実	<p>食生活改善教室を主催する食生活改善推進員協議会の活動を支援します。</p> <p>また、育児学級の保育協力や母子交流の場づくり（母と子のつどい）を行うボランティア組織である母子愛育会活動への助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・健康づくり活動団体への支援【保健センター】

2 保健衛生の向上

(1) 保健予防の推進

- 健康診査や予防接種については、市民が受けやすい環境づくりを進めるとともに、健康相談や保健指導の充実に努め、疾病予防の強化を図ります。
- 乳幼児健康診査や相談指導の充実など、母子保健サービスの充実に努めます。
- 市民ニーズにこたえられる保健サービスを提供するため、保健師などの専門性の高い人材の確保に努めます。
- 保健センターの機能強化・サービス向上を図るとともに、(仮称)総合保健センターの建設について検討を進めます。
- 市民のこころの健康づくりを推進するため、健康教室、家庭訪問、相談事業などにより、精神保健事業の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、自殺予防対策を進めます。
- 新たな感染症に対応するため、情報収集を進めるとともに、市民の意識を啓発し、予防に努めます。

検診・健康診査の実施	<p>生活習慣病、肝炎、骨粗しょう症等の予防のため、30代までを対象とした健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、成人歯科検診・成人歯科節目検診などを行うとともに、がんの早期発見、早期治療を目的に胃・大腸・肺・前立腺・乳がん・子宮がんを対象とした集団・個別がん検診を実施します。</p> <p>また、40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等のうち、健康保険未加入者についても健康診査を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・30代までを対象とした健康診査の実施【保健センター】 ・肝炎ウイルス検診の実施【保健センター】 ・骨粗しょう症節目検診の実施【保健センター】 ・成人歯科検診・成人歯科節目検診の実施【保健センター】 ・がん検診の実施【保健センター】 ・保険未加入者に対する健康診査の実施【保健センター】
予防事業の実施	<p>伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児、児童、生徒及び高齢者を対象に予防接種（ポリオ、四種混合、三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、インフルエンザ及びBCG）を実施するとともに、子宮頸がん、ヒブ及び肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施【保健センター】 ・結核予防事業の充実【保健センター】
相談体制の充実	<p>市民自らが健康状態を自覚し、健康の保持増進に努めることができるよう、18歳以上の方及びその家族に対して、保健師や看護師、栄養士、助産師などによる健康に関する相談を実施します。</p> <p>また、年齢を問わず市民を対象として、保健師や栄養士、歯科衛生士などが訪問し、指導や相談を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・成人健康相談の実施【保健センター】 ・訪問指導の充実【保健センター】

<p>妊産婦及び乳幼児とその家族への支援の充実</p>	<p>母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健康診査費用の助成を行います。</p> <p>また、3～4 か月児、9～10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児に対して健康診査を行うとともに、2 歳児及び 5 歳児を対象に、歯科健康診査と保健指導、希望者へのフッ素塗布を行います。</p> <p>さらに、幼児の健全な発達を促し保護者の育児不安の解消等を支援するため、乳幼児相談、乳幼児発達相談を行うとともに、1 歳 6 か月児健康診査の結果において、主に発達について経過観察が必要とされた幼児などを対象に、個別又は集団的な指導を行います。</p> <p>また、保健師、助産師、歯科衛生士等が家庭訪問を行い、保護者の育児不安の解消や乳幼児の発育・発達の確認をし、家庭環境に合った支援・相談を行います。</p> <p>さらに、入院療育が必要な未熟児に医療の給付を行い、保健師や、助産師が入院中又は退院後の母子への支援・相談のために家庭訪問を行います。</p> <p>喘息やアトピー性皮膚炎等のアレルギー性疾患を持つ乳幼児の保護者に対し、適正な対処ができるよう情報の提供や、同じ悩みを持つ保護者の会の紹介などにより、育児の負担や不安の軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付【保健センター】 ・妊産婦健康診査の充実【保健センター】 ・乳幼児健康診査の充実（再掲）【保健センター】 ・乳幼児歯科健康診査の充実（2 歳児歯科・親子歯科健康診査）【保健センター】 ・乳幼児相談の実施【保健センター】 ・ころころクラブ（1 歳 6 か月児健康診査事後グループ）の推進【保健センター】 ・乳幼児発達相談の充実【保健センター】 ・乳幼児・妊産婦訪問指導の実施【保健センター】 ・未熟児養育医療の給付【保健センター】 ・未熟児訪問指導の実施【保健センター】 ・アレルギー性疾患の知識の普及【保健センター】
<p>保健センターの充実</p>	<p>保健センターの機能強化、サービス向上について検討を行うとともに、生活習慣病の増加、保健所業務の事務移譲、健康問題の複雑化に対応できるよう、保健師等マンパワーの強化を推進します。</p> <p>また、(仮称) 総合保健センターについては、現在の保健センターの将来的な移転・建替えと併せて検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターの整備【保健センター】 ・(仮称) 総合保健センターの建設【保健センター】
<p>精神保健の充実</p>	<p>うつ病や自殺予防対策、また、精神障がい者の社会復帰及びその自立に向けた支援など精神保健の充実を図るため、精神保健相談や精神保健講座、ソーシャルクラブなどを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談の実施【保健センター】 ・精神保健講座の実施【保健センター】 ・ソーシャルクラブの実施【保健センター】

新たな感染症への対応	<p>新型インフルエンザなどの新たな感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、情報収集を進めるとともに、広報、ホームページ等により市民意識を啓発し、予防に努めます。</p> <p>また、感染が起こった後は速やかに適切な対応ができるよう、新型インフルエンザ対策行動計画を随時見直します。</p>
	<p>・新たな感染症に関する啓発【保健センター】</p>

(2) 保健・医療の連携強化

- 関係機関などとの連携を図り、日常の医療体制のほか、救急医療体制（在宅当番医制・病院群輪番制・休日歯科応急診療所）の確保・充実を図ります。
- 地域医療機関における看護師不足に対応するため、朝霞地区看護専門学校の運営について助成を行います。

休日、夜間の診療への対応の充実	<p>休日、夜間における診療体制の確保のため、朝霞地区医師会の協力の下、朝霞保健所管内にある医療機関の当番制による診療を実施します。</p> <p>また、休日における歯の応急医療体制を確保するため、朝霞地区歯科医師会等の協力により救急医療の充実を図ります。</p>
	<p>・在宅当番医制の実施【保健センター】</p> <p>・病院群輪番制の実施【保健センター】</p> <p>・小児救急医療支援事業の実施【保健センター】</p> <p>・休日歯科応急診療所の実施【保健センター】</p>

広域連携による人材の育成	<p>朝霞地区における看護師不足に対処するため、地区内でのマンパワーの育成、確保を目指し、朝霞地区看護学校に対し、事業運営費の助成を行います。</p>
	<p>・朝霞地区看護専門学校への助成【保健センター】</p>

第7節 国民健康保険・国民年金 ～安心した生活のために～

基本方針

- 1 国民健康保険制度の安定的な運営のため、医療費の適正化及び保険税収納率の向上に努めます。また、健康診査の充実など、被保険者の健康の保持・増進のための保健事業の充実を図ります。
- 2 市民の年金受給権の確保に向けて、国民年金制度の周知を図ります。

1 国民健康保険の充実

(1) 保険制度の健全な運営

- 医療費通知の充実、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の普及啓発などにより、医療費の適正化を推進します。
- 国民健康保険税の適正な課税に努めるとともに、納税しやすい環境の整備を進め、収納率の向上を図ります。
- 国民健康保険制度に係る補助金などの充実を国・県に働きかけます。

運営の健全化の推進	<p>健康管理に対する意識を高めることで医療費の適正化を図るため、医療費通知の充実に努めるとともに、交通事故等による傷病をレセプト照合で発見し、第三者求償事務を行います。</p> <p>また、レセプトの点検の強化を図り、誤請求についての再審査請求や無資格者のレセプト返戻を行います。</p> <p>さらに、医療費の節減を進めるため、ジェネリック医薬品の普及啓発を行うとともに、退職者医療制度該当者の適用について適正化を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・医療費通知の充実【国保年金課】・第三者求償事務の実施【国保年金課】・レセプト点検の強化【国保年金課】・無資格受診者レセプト返戻の強化【国保年金課】・ジェネリック医薬品の普及啓発【国保年金課】・退職者医療制度適用適正化の実施【国保年金課】

国民健康保険制度の運営	<p>国民健康保険の主要な財源である国民健康保険税を確保するため、口座振替、コンビニエンスストアでの収納、クレジットカードによる収納を行う等、納税環境の整備を推進し、収納率の向上を図ります。</p> <p>また、国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国及び県に対し、補助金等の更なる財政支援を働きかけます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度の運営【国保年金課】 ・国民健康保険税の収納率の向上【納税課】 ・国民健康保険制度に係る国・県への要望【国保年金課】

(2) 健康増進活動の推進

- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査の普及啓発に努めるとともに、内容の充実及び市民が受診しやすい環境づくりを進めます。また、疾病の早期発見・早期治療に向けて、人間ドックの受診費用に対する助成を実施します。
- 被保険者の健康の保持・増進のため、保養施設などの利用に対する助成を実施します。

特定健康診査等の実施	<p>被保険者の健康管理に対する認識を高め、疾病の早期発見及び早期治療に向け、人間ドック検診費用への助成を行います。</p> <p>また、健康の保持増進と将来的な医療費節減を図るため、40歳から74歳までの被保険者を対象に、生活習慣病の前段階である内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施するとともに、受診率向上に向けた環境づくりや受診項目の検討を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック検診費用への助成【国保年金課】 ・特定健康診査及び特定保健指導の充実【国保年金課】

保養施設の利用促進	<p>被保険者の健康の保持増進を図るため、健康入浴施設や宿泊施設の利用助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・保養施設（健康入浴施設）利用への助成【国保年金課】 ・保養施設（宿泊施設）利用への助成【国保年金課】

2 国民年金制度の推進

(1) 制度の周知

- 未加入者の解消を目指し、広報などを活用して、国民年金制度の意義や仕組みなどに関する理解を促進します。

理解の促進	国民年金に対する理解を促進するため、広報やパンフレット等を活用し、制度の周知に努め、未加入者の解消を図ります。
	・国民年金制度の周知【国保年金課】

(2) 相談業務の充実

- 国との連携を強化しながら、年金相談体制の充実を図ります。

相談体制の充実	国民年金についての様々な相談に対応できるよう、国との連携を強化しながら、相談体制の充実を図ります。
	・国民年金相談体制の充実【国保年金課】

第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ

- 第1節 就学前教育 ～幼児の健やかな成長のために～
- 第2節 学校教育 ～「生きる力」をはぐくむ～
- 第3節 青少年健全育成 ～豊かな人間性をはぐくむ～
- 第4節 生涯学習 ～学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも～
- 第5節 文化芸術 ～豊かな地域文化をはぐくむ～
- 第6節 スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～

第1節 就学前教育 ～幼児の健やかな成長のために～

基本方針

- 1 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育のための学習機会を充実します。
- 2 子どもの年齢層に応じた教育の充実と、義務教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育園・小学校の連携を更に強化します。

1 就学前教育の充実

(1) 家庭教育のための学習機会の充実

- 小学校入学前の幼児を持つ保護者を対象として、子育て講座を継続的に実施し、家庭における教育力の向上を図ります。
- 若者や高齢者など、これから親になる世代や、現在は子育てをしていないが児童を見守ることが期待される世代に対して、子育て理解講座などを通じ、家庭教育の大切さの啓発に努めます。

学習機会の提供	家庭における教育力の向上や育児不安の解消、地域での仲間づくりを進めるため、保護者に対する子育て講座を実施します。 また、高齢者やこれから親になる世代等を対象として、子育て理解講座を実施し、家庭教育の大切さの啓発に努めます。 ・子育てに関する講座の実施（再掲）【子ども家庭応援室】【保健センター】【中央公民館】 ・子育て理解講座の実施（再掲）【子ども家庭応援室】【中央公民館】
---------	--

(2) 幼稚園・保育園・小学校の連携の充実

- 義務教育への円滑な移行という視点を持ちつつ、幼稚園・保育園・小学校との連携を図りながら、子どものそれぞれの年齢層に合わせた成長を支援し、就学前教育の充実に努めます。

交流の促進	幼児教育と児童教育の緊密な連携を図るため、幼稚園、保育園、小学校及び教育委員会が協力し、小学校ごとに開催する幼児と児童の交流会や幼保小の連携に関する研修会等を実施します。 また、幼児の保護者向けのリーフレットの作成・配布を通じ、就学前教育についての周知を図ります。 ・幼児・児童交流会【指導課】 ・全体研修会の実施【指導課】 ・5歳児保護者向けリーフレットの作成・配布【指導課】
-------	---

(3) 幼稚園就園の支援

- 幼稚園への就園を支援するため、幼稚園及び園児の保護者に必要な助成を行います。

助成制度の充実	幼稚園の園児の保護者に対し、入園や就園に掛かる費用について助成します。 また、市内の幼稚園に対して事務費の助成を行うとともに、教職員の資質向上を図るため、教職員研修を行っている幼稚園で組織する協議会に対し助成を行います。
	<ul style="list-style-type: none">・入園費の助成【児童福祉課】・幼稚園就園費の助成【児童福祉課】・幼稚園就園奨励費の助成【児童福祉課】

第2節 学校教育 ～「生きる力」をはぐくむ～

基本方針

- 1 次代を担う児童生徒が、自立して社会で生きていくための基礎となる「生きる力」を育成します。
- 2 児童生徒が社会生活を営む上で必要な人間性をはぐくみ、安心して学べる学校づくりを推進します。

1 教育内容の充実

(1) 児童生徒の学力向上

- 副担任や学生ボランティアの配置、少人数指導の工夫改善などにより指導体制を充実させ、児童生徒の基礎学力の向上を図ります。
- グローバル化・情報化の進展に対応できる児童生徒を育成するため、国際理解教育や情報教育などを推進します。特に、これまでに推進してきた英会話学習の更なる充実を図ります。

指導体制の充実	<p>小学校1年生学級への副担任の配置や、小学校高学年への教科担任制の導入、中学校教科加配教員の配置により、きめ細かく質の高い指導を行い、学習効果の向上を図ります。</p> <p>また、新学習指導要領の全面実施に伴う授業時間数の増加に対応するとともに、保護者・地域に開かれた学校づくりを進めるため、土曜日授業を実施します。</p> <p>さらに、教育副読本について、小中学生の地域学習に活用する教材の編集・配布や、中学生の進路に関する教材等の配布を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・小学校第1学年への副担任の配置【学務課】・小学校高学年教科担任制教員の配置【指導課】・中学校教科加配教員の配置【指導課】・土曜日授業の実施【指導課】・教育副読本の配布【指導課】

国際理解教育・情報教育の推進	<p>児童生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図るため、英語のネイティブスピーカー（母国語として話をする人）の配置や英語指導助手（AET）の全中学校への配置等により、小学校1年生から中学校3年生まで一貫したカリキュラムに基づいて、英会話学習を実施します。</p> <p>また、児童生徒の情報モラルの向上のため、情報教育主任研修会、指導法の研究を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導助手（AET）の配置【指導課】 ・英会話の時間の実施【指導課】 ・情報教育の推進【指導課】

(2) 心の教育の充実

- 自立心を持ち、人権の尊重や思いやり、社会性・倫理観・正義感などの豊かな心を身に付け実践できる児童生徒を育成するため、職場体験や福祉体験、ボランティア活動などを推進するとともに、音楽活動や各種コンクールへの参加といった文化的活動を支援します。
- いじめ、不登校など、児童生徒の悩みや不安に対する相談や指導の充実に努めます。

豊かな心の育成	<p>自立心を持ち、社会性、勤労観など豊かな心を身に付け実践できる生徒を育成するため、市内事業者等の協力の下、職場体験を実施します。</p> <p>また、児童生徒の表現力を高めるとともに、豊かな情操を培うため、音楽会を開催します。</p> <p>さらに、学校、保護者、地域が一体となって健全育成を推進するため、児童生徒・学校・保護者・地域の代表が教育についての問題や、児童生徒の音楽活動等についての発表を行う教育シンポジウムを開催します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校サポート推進事業（キャリア教育職場体験学習）の実施【指導課】 ・小・中学校音楽会の実施【指導課】 ・教育シンポジウムの実施【教育相談センター】

相談体制の充実	<p>子どもと親の相談員やさわやか相談員を小中学校に配置し、児童生徒や保護者が抱えるいじめや不登校の問題等の解消を目指します。</p> <p>また、児童生徒、保護者、教員などの心の支援のため、学校カウンセラーを配置します。</p> <p>さらに、ふれあいルームを設置し、登校できない児童生徒の居場所をつくることで学校復帰を促すとともに、登校支援委員会の設置やピアサポーターの派遣など、不登校児童生徒ゼロを目指した取組を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施【教育相談センター】 ・不登校対策の充実【教育相談センター】 ・ピアサポーターの派遣【教育相談センター】

(3) 児童生徒の健康増進・体力向上

- 児童生徒の体力向上を図るために、指導者の意識向上、児童生徒の運動量の増加、運動の日常化を図り、地域・家庭と連携した取組を行います。
- 児童生徒の生活リズムの改善など健康の保持増進を図るとともに、食育や薬物乱用防止教育の推進に努めます。

<p>体力向上の推進</p>	<p>小学校の陸上大会、球技大会、中学校の部活動や教職員及びPTA代表で組織する体力向上委員会における事業等を通じ、児童生徒の体力向上を図ります。</p> <p>また、児童生徒の体力向上や生活リズムの改善、薬物乱用防止を図るため、健康教育を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の体力向上の推進【指導課】 ・健康教育の推進【指導課】
<p>学校給食の充実</p>	<p>食に関する正しい知識の習得や健全な食生活の実現、健康増進を図るため、学校給食などによる食育を推進します。</p> <p>また、地元の農業や食に対する児童生徒の興味関心を高めるため、学校給食に地元食材を利用した献立を取り入れます。</p> <p>さらに、食事に関する正しい理解と望ましい食習慣、豊かな人間性や社交性を養うため、学校給食の充実を目指し、給食設備の整備やポリエチレンナフタレート（PEN）樹脂を使用した食器の導入、学校給食調理業務の委託化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における食育の推進【指導課】 ・学校給食における地場産野菜の積極活用【学務課】 ・学校給食の運営【学務課】
<p>放射性物質測定の実施</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、小中学校給食食材等の放射性物質測定を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食食材等の放射性物質測定（再掲）【学務課】

(4) 特別支援教育の充実

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育的支援を行うため、体制の整備や障がいの実態把握、支援策の充実を図るとともに、通常の学級と特別支援学級及び各学校と特別支援学校との交流及び共同学習を効果的に進めます。

<p>特別支援教育の充実</p>	<p>車いす使用の児童生徒を支援する介助員や、特別な支援を必要とする児童生徒の支援に当たる特別支援教育支援員を全小中学校に配置するなど、個々の教育的ニーズに応じた支援を行います。</p> <p>また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが互いを理解し、共に支え合うこころのバリアフリーを広めるため、交流活動や共同学習を実施します。</p> <p>さらに、日本語指導員と共に日本語学習の指導に当たるボランティア（日本語学習支援員）を学校に派遣し、外国人の児童生徒の学校生活及び学習活動を援助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助員、特別支援教育支援員の配置【教育相談センター】 ・交流及び共同学習の充実（再掲）【教育相談センター】 ・日本語学習支援の充実【教育相談センター】
------------------	---

2 教職員の資質の向上

(1) 指導力の向上

- 一人ひとりの児童生徒に応じた指導の充実を図るため、各学校の教育課題の解決に向けた研究の更なる支援に努めます。
- 豊かな人間性と実践的な指導力を培うため、グローバル化・情報化などの時代に対応した多様な研修を体系的に整備します。

研修等の充実	学校教育の一層の充実・発展と教員の資質向上を図るため、管理職研修、教務主任研修、専門研修など各種研修の充実を図るとともに、学校教育課題の解決に必要な研究を学校に委嘱し、その取組の支援に努めます。 また、情報教育実技研修会を実施し、教職員の情報スキルの向上を図ります。
	・教育研究事業の実施【指導課】 ・教職員研修の実施【指導課】

(2) 学校・地域・関係機関との連携による資質の向上

- 幼稚園・保育園・小学校、小学校・中学校の連携や、地域・関係機関との連携を強化し、豊かな見識と指導者としての資質の向上を図ります。

関係機関との連携の推進	幼保小連携推進事業及び小中連携推進事業における全体研修会や職員同士の交流、子どもたちの相互交流実践等を通して、子どもの生活や発達の連続性を踏まえて指導に当たれるよう指導力の向上を図ります。 また、大学との連携により、教職員を対象とした年次研修等を計画・実施し、教職員の資質向上を図ります。
	・幼保小連携推進事業の推進【指導課】 ・小中連携推進事業【教育相談センター】 ・大学との連携による年次研修等の実施【指導課】

3 教育環境の整備・充実

(1) 教育施設・制度の充実

- 老朽化した小・中学校の校舎、屋内運動場、プールなどについて、長寿命化、エコ化及びバリアフリー化の視点を重視しながら、引き続き計画的な改修を進めます。
- 児童生徒の高度情報化社会への適応力を培い、多角的・効率的な授業による学力向上を図るため、設備の整備などのハード面・学習プログラムの構築などのソフト面の両面から授業・校務におけるICT環境を充実させ、教育の情報化に向けた整備を推進します。
- 児童生徒の健やかな成長を促し豊かな人間性をはぐくむため、学校教育農園・学校教育林の設置や学校獣医師制度の充実などにより、教育環境を整えます。

学校施設の整備	<p>適正な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる小中学校校舎や体育館（屋内運動場）について、計画的な改修を実施します。</p> <p>また、給食室については、給食調理業務の民間委託化に必要な施設・設備及びP E N食器等導入に伴う保管場所の確保のための改修を行います。</p> <p>さらに、学習指導要領の改訂により、中学校において武道が必修化することに伴い、第三中学校の武道場の改築を行います。</p> <p>また、校舎のバリアフリー化を進めるため、中学校にエレベーターを設置します。</p>										
	<p>・小中学校校舎の改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・野寺小、八石小</td> <td>・新堀小[※]、第四中[※]</td> <td>・新座中</td> <td>・石神小、大和田小（増築）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年度予算事業の繰越しを予定するもの</p>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度		・野寺小、八石小	・新堀小 [※] 、第四中 [※]	・新座中	・石神小、大和田小（増築）
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
		・野寺小、八石小	・新堀小 [※] 、第四中 [※]	・新座中	・石神小、大和田小（増築）						
	<p>・小中学校体育館の改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・新座中[※]</td> <td>・西堀小</td> <td>・池田小</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年度予算事業の繰越しを予定するもの</p>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・新座中 [※]	・西堀小	・池田小
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
			・新座中 [※]	・西堀小	・池田小						
	<p>・小中学校給食室の改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第四小</td> <td></td> <td>・東北小</td> <td></td> <td>・1校</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・第四小		・東北小		・1校
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・第四小		・東北小		・1校						
<p>・小中学校プール施設の改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・第六中</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・第六中			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
		・第六中									
<p>・小中学校の冷暖房設備の整備【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・全小中学校（普通教室等） ※1</td> <td></td> <td>・全小中学校（特別教室等） ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成22年度予算事業の繰越し ※2 平成24年度予算事業の繰越しを予定するもの</p>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・全小中学校（普通教室等） ※1		・全小中学校（特別教室等） ※2			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・全小中学校（普通教室等） ※1		・全小中学校（特別教室等） ※2									
<p>・中学校武道場の整備【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第三中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・第三中					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・第三中											
<p>・中学校校舎のエレベーターの整備【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第五中</td> <td></td> <td>・第四中</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・第五中		・第四中			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・第五中		・第四中									
情報環境の整備	<p>「わかる授業」「魅力ある授業」を達成するためのインターネット通信環境の整備を目指し、各小中学校のネットワークの整備・充実を図ります。</p> <p>また、各学校のコンピュータ室の端末や情報機器の整備を進めるとともに、教員用コンピュータの一人1台体制の確立を目指します。</p> <p>さらに、児童生徒の読書活動を推進するため、小中学校図書館の蔵書、設備等の整備、充実を図ります。</p>										
	<p>・教育インターネットの整備【教育総務課】</p> <p>・コンピュータ教育環境の整備【教育総務課】</p> <p>・学校図書館の充実【教育総務課】</p>										

各種制度の充実	<p>恵まれた新座の自然環境の中での自然体験活動や農業体験を通じ、豊かな心を育むために、学校教育林や学校教育農園を設置するとともに、緑のカーテンなどの学校緑化を支援します。</p> <p>また、朝霞保健所及び管内獣医師会の協力により、小動物を飼育している学校へ獣医師の訪問指導等を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ふるさと構想の推進【指導課】 ・学校獣医師制度の充実【指導課】

(2) 地域に開かれた学校の整備・充実

- 地域と共に歩む学校づくりのため、学校施設の開放を継続的に実施するとともに、学校評議員、学校評価システム、学校応援団などの制度を活用しながら、教育の質の向上を図ります。
- 部活動ボランティア指導員や農業支援員など、地域の方々が体験学習を通じ、直接、児童生徒とかかわり、その知識や技術を伝える制度の充実を図ります。

地域との連携の推進	<p>地域の学習機会の充実や施設の有効活用を図るため、教室や体育館などの学校施設を開放します。</p> <p>また、学校支援ボランティアとしての中学校における部活動指導員など、教育活動への地域住民の協力とともに、全ての小中学校における学校応援団制度の活用、学校を総合的に支援するコミュニティ・スクールの指定など、地域ぐるみでの学校教育を支援します。</p> <p>さらに、教職員の創意工夫をいかし、地域の特性や学校の実態に応じた特色ある学校の創造を実践する教育プランに対し、助成を行います。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の開放【教育総務課】 ・ボランティア指導員の配置【指導課】 ・学校応援団の実施【指導課】 ・コミュニティ・スクールの指定【学務課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・指定に向けた検討</td> <td>・指定及び推進 ・新規1校</td> <td>・指定及び推進 ・新規1校 ・延べ2校</td> <td>・指定及び推進 ・新規1校 ・延べ3校</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・にいざの輝く学校プランの実施【指導課】 	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度		・指定に向けた検討	・指定及び推進 ・新規1校	・指定及び推進 ・新規1校 ・延べ2校
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・指定に向けた検討	・指定及び推進 ・新規1校	・指定及び推進 ・新規1校 ・延べ2校	・指定及び推進 ・新規1校 ・延べ3校						

評価の充実	<p>各学校で具体的な目的の設定や達成状況についての自己評価と学校関係者評価等を行い、その評価結果については、保護者、地域住民に説明するとともに、市民に対して公表します。</p> <p>また、地域に開かれた学校づくりをより一層推進し、学校・家庭・地域が連携しながら一体となって子どもの健やかな成長を促すために、学校運営について意見し、助言を行う学校評議員を設置します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の充実【指導課】 ・学校評議員の設置【指導課】

(3) 学区の弾力的運用と学校の適正配置

- 新座駅周辺などの人口増加地域における教室不足などに対応するため、学区の見直しや学校の適正配置・増改築について検討します。

適正な配置の実施	各学校における児童生徒数の地域的偏りが発生した場合は、これを是正するため、通学区の見直しや学校の適正配置を検討します。
	<ul style="list-style-type: none">・通学区の見直し【学務課】・学校の適正配置【学務課】

(4) 就学・進学援助の充実

- 経済的理由などにより就学・進学が困難な方に対し、就学に伴う費用の援助や入学準備金及び奨学金の無利子貸付などの支援を実施します。

支援制度の充実	経済的理由により、修学が困難な市民に対し、入学準備金又は奨学金を無利子で貸し付けるとともに、児童生徒を就学させることが困難と認められる場合には、保護者に対し、学用品費や学校給食費等就学にかかる経費について助成します。
	<ul style="list-style-type: none">・入学準備金・奨学金の貸付け【学務課】・就学費の助成【学務課】

第3節 青少年健全育成 ～豊かな人間性をはぐくむ～

基本方針

- 1 未来を担う青少年が、豊かな人間性をはぐくみつつ健やかに成長していけるよう、青少年一人ひとりの状況に応じた支援策を推進します。
- 2 青少年の主体的な活動を支える居場所づくりや、青少年健全育成団体への支援を通じて、青少年の社会的自立を促す環境づくりに市民総ぐるみで取り組みます。

1 青少年の健全育成の推進

(1) 青少年活動の充実

- 地域におけるボランティア活動、交流活動など青少年の自主的な社会参加活動の機会の拡充に努めます。
- 子どもたちの放課後や週末の活動を充実させるとともに、安全・安心な居場所の確保を図ります。
- 青少年の活動を支援するため、地域社会の様々な資源や、地域の小中学校施設、公民館・資料館等の社会教育施設、文化施設等の有効活用に努めます。
- 公民館などの公共施設の改修・整備に当たっては、青少年の主体的な活動の活性化に配慮したものとします。

青少年への支援の充実	青少年の自主的な社会参加活動の機会の拡充を図るため、芸術文化振興、スポーツ振興、地域交流、青少年のボランティア活動などの青少年教育振興事業を行う個人・団体に対し助成を行うとともに、青少年教育振興基金制度の周知を図ります。 また、地域の教育力の活性化促進のため、青少年健全育成団体及び地域のボランティアが指導者となって、文化、スポーツ、学習等、様々な活動を実施する新座っ子ばわーあっぷくらぶを実施します。 さらに、体育館や図書館、音楽室等の学校施設を活用し、地域の方々の参画の下、子どもたちの放課後や週末における安全・安心な居場所づくりを進めます。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育振興事業実施団体等への助成【生涯学習課】 ・新座っ子ばわーあっぷくらぶの実施【生涯学習課】 ・子どもの放課後居場所づくり事業の実施【生涯学習課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・2校開設（東野小、石神小） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規2校（東北小、新堀小） ・延べ4校 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規2校 ・延べ6校 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規2校 ・延べ8校 	

公共施設の整備	中央図書館及び福祉の里図書館に設置しているティーンズコーナー（おおむね 13 歳から 18 歳までを対象）の利用促進を図るため、図書の充実に努めるとともに、公民館・コミュニティセンターなどの公共施設の改修時には、青少年活動団体が施設を有効利用できるように配慮した整備を行います。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ティーンズコーナー図書の充実【中央図書館】 ・公民館・コミュニティセンターの改修【中央公民館】 				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・野火止公民館のふるさと新座館への移転		・東北コミュニティセンター耐震補強		

(2) 青少年健全育成活動の支援

- 地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を図ることを目的とした、学校・家庭・地域の連携による青少年健全育成活動の活性化を推進するため、青少年にかかわる団体などの活動を支援します。

団体への支援の充実	次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、青少年健全育成団体が行う心の声かけ運動やイベントなどの活動、リーダーの育成への支援を行うとともに、助成をします。				
	また、地域における青少年健全育成の充実に図るため、各中学校区に設置されているふれあい地域連絡協議会の活動を支援します。				
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成事業への支援【生涯学習課】 ・青少年健全育成団体への助成【生涯学習課】 					

第4節 生涯学習 ～学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも～

基本方針

- 1 心豊かな市民生活の実現を目指し、生涯学習機会の充実を図るとともに、生涯学習施設の整備・拡充を図ります。
- 2 生涯学習への市民の参加を促進し、市民同士の交流を深め、学習の成果を地域に還元する仕組みづくりを推進します。

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習機会の充実

- 市民の多様なニーズを踏まえた各種講座を実施するため、学習プログラムの研究に努めるとともに、各公民館・コミュニティセンターにおいて地域に根ざした特色ある事業を展開します。
- 青少年、現役世代、シニア世代など多様な市民が、能力開発を通じて自己実現を図る機会を提供します。

学習機会の提供	<p>公民館・コミュニティセンターなどで実施する生涯学習講座について、市民ニーズや関係団体の意見を踏まえながら内容の充実を図ります。</p> <p>また、幅広い世代が能力開発を通じて自己実現を図ることができるよう、公民館・コミュニティセンター等において各種スキルアップ講座を実施します。</p> <p>さらに、文化芸術活動に取り組む市民の発表の場として、ギャラリーの活用を推進するとともに、各種芸術展、講座、音楽会を行い、市民文化の振興と文化意識の高揚を図ります。</p> <p>加えて、児童対象の事業として、人形劇、読み聞かせ、手遊びなどを行う会を開催し、情操教育、読書推進活動の一助とします。</p> <p>市職員等が講師となり、行政の仕事の説明や職員が持つ専門知識を提供する出前講座を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none">・生涯学習講座の充実【生涯学習課】・公民館・コミュニティセンター講座の充実【中央公民館】・能力開発に関する講座の実施【中央公民館】・芸術展の実施【生涯学習センター】・学習機会の提供【生涯学習センター】・元気の出るまちづくり出前講座の実施【生涯学習課】
---------	--

(2) 生涯学習施設の整備・充実

- 幼児から高齢者まで、個々の年代に対応した生涯学習を支えるために、他施設との併設を図るなど、生涯学習施設の整備を進めます。
- 市民の身近な施設である公民館、図書館などの施設の計画的な整備・改修を推進するとともに、設備機器の充実を図ります。

生涯学習施設の整備・充実	<p>観光都市にいざの情報発信・交流拠点として、また、市民の多様な学習ニーズに応え、子どもからお年寄りまで幅広い市民が学ぶことができ、その成果を発表する機会を提供できるコミュニティ・文化拠点として、公民館機能、農産物等直売機能及び観光情報案内機能を持ったふるさと新座館を整備します。</p> <p>また、市民の文化活動や学習活動の拠点である市民会館、中央図書館、公民館・コミュニティセンターなどについては、老朽化した施設の改修や耐震補強工事を実施するとともに、利用しやすい施設の整備・充実を図り、施設の安全確保や利用促進に努めます。</p> <p>さらに、パソコンや携帯電話から、公共施設の空き状況の照会、予約及び抽選申込みができるシステムを導入し、運用します。</p>				
	<p>・ふるさと新座館の整備【(仮称)ふるさと新座館建設推進室】</p>				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	・建設	・開館			
	<p>・公民館・コミュニティセンターの改修(再掲)【中央公民館】</p>				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		・野火止公民館のふるさと新座館への移転		・東北コミュニティセンター耐震補強	
	<p>・中央図書館の改修【中央図書館】</p>				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		・大規模改修			
<p>・生涯学習施設の充実【生涯学習課】【生涯学習センター】【中央公民館】【中央図書館】</p> <p>・公共施設予約システムの導入【市政情報課】【生涯学習課】【生涯学習センター】【中央公民館】</p>					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・導入に向けた準備	・稼働	・推進	・推進	・推進	

(3) 情報提供のシステム化と学習相談体制の充実

- 教育委員会、公民館・コミュニティセンター、図書館、にいざほっとぶらぎなどのホームページの充実に努めます。また、市民の自発的・自主的な学習活動を支援するため、情報提供のシステム化を図ります。
- 各公民館・コミュニティセンターに配置されている社会教育指導員による社会教育団体の指導及び相談などの充実を図ります。
- 市民の多様化する学習を支援するため、図書館資料の整備・充実、レファレンス機能の拡充など図書館サービスの推進を図ります。

<p>情報提供の充実</p>	<p>市民の自発的・自主的な生涯学習活動を支援するため、公民館・コミュニティセンター等のイベントやサークル活動に関する情報の収集・提供を行うとともに、教育委員会や公民館・コミュニティセンター、図書館のホームページの充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「にいだの生涯学習」の充実【生涯学習課】 ・インターネット情報端末の設置【生涯学習センター】 ・ホームページの充実【教育総務課】【中央公民館】【中央図書館】
<p>相談体制の充実</p>	<p>公民館・コミュニティセンターに社会教育指導員を配置し、社会教育団体の指導及び相談の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体への相談体制の充実【中央公民館】
<p>図書館機能の充実</p>	<p>市民の多様化する学習を支援するため、図書館資料の充実に努めるとともに、図書館利用者に対し、必要としている資料の紹介や提供を行うレファレンス機能の拡充に努め、図書館サービスの充実に努めます。</p> <p>また、図書館において官報、新聞記事等の各種データベースの提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の充実【中央図書館】 ・レファレンス機能の充実【中央図書館】 ・図書館情報システムの充実【中央図書館】

(4) 学習の成果をいかす仕組みづくり

- 図書館、公民館などにおける社会教育活動及び地域活動においてボランティアの活躍する機会や場を提供するとともに、生涯学習の成果をまちづくりにいかすことのできる仕組みづくりを進めます。
- 市民の多様な学習ニーズやボランティア意欲にこたえるため、生涯学習ボランティアバンクへの登録を推進するとともに、登録ボランティアの活動の場の提供に努めます。
- ボランティア情報の一元化やシステムの迅速化を図るとともに、市民に対する十分な周知に努めます。

<p>ボランティア活動への支援の充実</p>	<p>講座や研修会を通じて、公民館・コミュニティセンター、図書館を中心に活動するボランティアを育成するとともに、各種講座の企画準備委員や講師など、ボランティアの活躍する機会や場の提供などの支援を行います。</p> <p>市民の学習ニーズの多様化やボランティア意欲に応えるため、新しい活動分野の開拓や人材の発掘を図るなど、ボランティアバンクの充実に努めるとともに、制度の利用を更に推進するため、情報紙やホームページによりボランティア情報の提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成と活動の場の提供【中央公民館】【中央図書館】 ・生涯学習ボランティアバンクの充実【生涯学習課】 ・生涯学習ボランティア情報の提供【生涯学習課】
------------------------	--

(5) 関係機関との連携・協力

- 市民の生涯学習意欲の高まりに対応するため、市内小中学校・高等学校と連携し、学校施設の地域への開放や余裕教室の活用などを推進します。
- 市民の学習意欲の多様化、高度化に対応した学習機会を提供するため、大学や専門学校などと連携し、市民総合大学や公開講座などの充実に努めます。
- 生涯学習への市民参加を更に推進するために、関係機関との連携・協力を図るとともに、市民や団体間の交流の促進に努めます。
- 子どもの読書活動を推進するため、小中学校と連携して、子どもの読書活動の機会を拡充するとともに、市立図書館と学校図書館の一元化などネットワーク化を図ります。

<p>関係機関との連携の推進</p>	<p>地域の学習機会の充実や施設の有効活用を図るため、学校施設を開放します。市内にある3大学及び専門学校などと連携を図り、公開講座や市民総合大学など、体系化した高度で多様な学習機会の提供を図ります。</p> <p>また、成人式実行委員会を設置し、新成人の企画・運営による成人式を開催します。さらに、子どもの読書活動を推進するため、市立図書館と学校図書館のデータベースの一元化、学級訪問、図書館訪問、図書の団体貸出し等の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の開放（再掲）【教育総務課】 ・市内大学・専門学校等公開講座の実施【生涯学習課】 ・市民総合大学の実施【生涯学習課】 ・成人式の実施【生涯学習課】 ・市立図書館と学校図書館のネットワークの構築【中央図書館】 ・子ども読書活動機会の充実【中央図書館】
<p>団体への支援の充実</p>	<p>社会教育団体が主体的かつ健全に事業活動を展開できるよう支援するとともに、団体間の交流機会の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体への支援【生涯学習課】

第5節 文化芸術 ～豊かな地域文化をはぐくむ～

基本方針

- 1 市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、文化芸術活動を通じて、人と人とのネットワークを広げ、コミュニケーションを促進していくことで、自分たちの住むまちに更に誇りと愛情を持てるよう文化芸術活動の振興を図ります。また、市民の自主的な文化芸術活動を支援し、市民と市との連帯と協働により、地域の文化力を高めます。
- 2 野火止用水を始めとする新座市の大切な歴史的資産である文化財を保護・活用するとともに、市史の編さんを進め、「ふるさと新座」への郷土愛をはぐくみます。

1 文化芸術活動の振興

(1) 市民主体の文化芸術活動の振興

- 市民の主体的な文化芸術活動を推進するため、文化協会などの文化芸術団体を始め、文化芸術にかかわるNPOや自主グループ、個人の活動を支援する体制づくりを進めます。
- 市民のだれもが文化芸術を発表・鑑賞・創造できる機会の充実を図ります。また、子どもが文化芸術に触れる環境づくりを進めることで、地域文化を継承し発展させるまちづくりを進めます。
- 市民が文化芸術に親しむ環境をつくる担い手として、文化芸術活動に積極的に取り組む市民や専門家など文化芸術分野の人材の活用を図ります。

団体の支援の充実	市民主体の文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関わる団体等に対し、情報提供、助成等による支援を行います。
	・文化芸術団体等への支援【生涯学習課】

文化芸術に触れる 機会の提供	<p>市民の文化芸術の鑑賞、発表、交流の場である市民まつり文化祭の実行委員会を支援するとともに、地域に根ざした文化芸術イベントとして、睡足軒の森文化事業や森の音楽会など文化芸術活動の発表の場や、文化芸術に親しむ機会の提供に努めます。</p> <p>また、子どもの豊かな心や創造性を育み、将来の地域文化の担い手となるよう、子どもたちが文化芸術に触れられる機会の充実を図ります。</p> <p>さらに、市民に広く文化芸術を伝える担い手として、講座やイベントなどの機会に、文化芸術活動に積極的に取り組む市民など文化芸術分野の人材の活用を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつり文化祭への支援【生涯学習課】 ・睡足軒の森文化事業の実施【生涯学習課】 ・森の音楽会の実施【生涯学習課】 ・“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施【生涯学習課】 ・子どもの文化芸術環境の充実【生涯学習課】 ・文化芸術分野の人材の登用【生涯学習課】

(2) 文化芸術活動の施設の充実

- 市民会館、公民館など文化芸術関連施設の整備・充実を図るとともに、市内公共施設など利用可能なスペースを活用し、文化芸術の拠点づくりを進めます。また、市民会館の老朽化対策として、耐震補強工事やバリアフリー化を含む改修を行います。

文化芸術活動施設の 整備・充実	<p>公民館・コミュニティセンターにおける文化芸術関連設備の整備・充実を図るとともに、利用可能なスペースを活用し、展示スペースとするなど、文化芸術の拠点づくりを進めます。</p> <p>また、文化芸術活動の拠点である市民会館の大規模改修を行い、施設の充実や利用の促進を図ります。</p> <p>さらに、246席の座席数を備えたふるさと新座館ホールを整備します。</p>										
	<ul style="list-style-type: none"> ・展示スペースの整備【中央公民館】 ・市民会館の整備【生涯学習課】 ・市民会館の改修【生涯学習課】 										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">・耐震補強、大規模改修</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	・耐震補強、大規模改修	/	/	/
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
/	・耐震補強、大規模改修	/	/	/							
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設予約システムの導入（再掲）【市政情報課】【生涯学習課】【中央公民館】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・導入に向けた準備</td> <td style="text-align: center;">・稼働</td> <td style="text-align: center;">・推進</td> <td style="text-align: center;">・推進</td> <td style="text-align: center;">・推進</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・導入に向けた準備	・稼働	・推進	・推進	・推進	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・導入に向けた準備	・稼働	・推進	・推進	・推進							
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと新座館の整備（再掲）【(仮称)ふるさと新座館建設推進室】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・建設</td> <td style="text-align: center;">・開館</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・建設	・開館	/	/	/	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・建設	・開館	/	/	/							

(3) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり

- 市民の文化芸術活動への関心の高まりに対応し、県、友好（姉妹）都市、近隣自治体その他文化芸術団体との文化交流を促進し、様々な交流事業に対する支援を行います。
- 文化芸術に関する情報の収集・提供の充実を図り、市民の文化芸術活動相互の連携の強化やネットワークの形成を支援します。
- 市、市民、市内大学及び事業所などが連携して、文化芸術活動推進のために協働する体制をつくります。

ネットワークの構築	<p>文化芸術活動を通じた交流を活性化させるため、県、友好（姉妹）都市、近隣自治体、文化芸術団体との交流事業を支援します。</p> <p>また、文化芸術団体相互の連携の強化及びネットワークの形成を支援するため、情報誌、ホームページ等の活用により、文化芸術団体の活動情報を提供し、文化芸術活動を行う団体間で情報や資源の共有を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・文化交流事業への支援【生涯学習課】・文化芸術情報の提供【生涯学習課】・文化芸術活動に関するネットワークの構築【生涯学習課】・文化芸術推進体制の整備【生涯学習課】

2 文化財の保護・活用

(1) 文化財保護体制の充実

- 文化財の永続的な保存・管理のための調査を実施するとともに、文化財の保存・管理・活用計画などを策定し、指定文化財保存事業を推進します。
- 民俗、記念物、遺跡などを映像により記録するとともに、市内の伝承に関する聞き取り調査による記録保存を行います。また、市史編さん事業を進めます。
- 野火止用水とその周辺の文化的景観について、保存計画を策定し、適切な保護を図ります。

保存及び保護の充実	<p>平林寺が行う、平林寺境内林保存対策事業に対して支援を行います。</p> <p>また、市内各地に所在する指定文化財について、必要な保存対策を講じることで、適切で永続的な文化財の保存を図るとともに、無形文化財や史跡、天然記念物等を映像として記録し、活用を図ります。</p> <p>さらに、市内に伝わる各種伝承について、聞き取り調査を実施し、記録として残すとともに、新座市史の追加編集や再整理を行い、ダイジェスト版を刊行します。</p> <p>また、野火止用水について、野火止用水文化的景観保存計画を策定し、整備を行い、適切な保存と確実な継承を推進します。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺境内林保存対策事業への支援【生涯学習課】 ・指定文化財保存事業の実施【生涯学習課】 ・文化財映像記録保存事業の実施【生涯学習課】 ・地域伝承記録集の作成【生涯学習課】 ・市史編さん事業の実施【生涯学習課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
/	<ul style="list-style-type: none"> ・市史資料の追加・再整理 ・不足分野の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・市史資料の追加・再整理 ・不足分野の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・市史資料の追加・再整理 ・不足分野の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・市史ダイジェスト版刊行 	
<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水文化的景観の保護【生涯学習課】 					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水文化的景観保存計画策定 ・策定委員会及び庁内検討委員会の開催 ・講演会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動実施 ・重要文化的景観選定申出の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動実施 ・重要文化的景観選定申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の推進 	

調査の実施	<p>埋蔵文化財の破壊・滅失防止のため、開発行為や住宅建設などが行われる際に遺跡発掘調査を実施します。</p> <p>また、遺跡所在確認調査、発掘調査等の結果を基に、遺跡地図・遺跡台帳や遺跡分布地図を定期的に改訂します。</p> <p>さらに、保存・管理すべきと判断した文化財については、新座市文化財の指定に向けて必要な調査を行います。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡発掘調査の実施【生涯学習課】 ・遺跡地図・遺跡台帳の整備【生涯学習課】 ・文化財指定化調査の実施【生涯学習課】 				

(2) 文化財の活用と施設の整備

- 市民の地域への愛着を培うため、散策ガイド、小冊子などの刊行やホームページの活用など、文化財に関する効果的な啓発及び広報活動を推進し、文化財愛護活動の充実を図ります。
- 睡足軒の森を始めとする貴重な文化資産をいかして地域密着型の事業展開を図るため、分野・テーマなどに応じて文化資産の有効活用を図るとともに、老朽化した文化財関連施設・設備の整備を推進します。
- 平林寺境内林及び野火止用水を一体化した、新座の文化的景観を醸し出す文化財の拠点づくりを推進します。

文化財活用の推進	<p>市内の文化財を紹介するマップ・ガイドや、小冊子などの刊行・配布を行い、文化財への関心を高め、地域文化に対する意識の高揚を図ります。</p> <p>また、野火止用水クリーンキャンペーンを実施し、野火止用水に関する理解と愛護の意識を高めます。</p> <p>さらに、睡足軒の森を青少年の体験学習の場や日本の伝統文化の活動場所として活用するとともに、利用しやすい施設となるよう維持管理を行います。</p> <p>また、歴史民俗資料館において各種文化財調査資料や市の歴史、民俗、考古に関する資料などの収集、保存、活用を行うとともに、講座、体験学習及び地域伝承事業を実施し、市民の郷土愛と文化の向上に寄与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財刊行物の配布【生涯学習課】 ・文化財資料のデータベース化【生涯学習課】 ・野火止用水クリーンキャンペーンの実施【生涯学習課】 ・睡足軒の森の活用【生涯学習課】 ・歴史民俗資料館の充実【生涯学習課（歴史民俗資料館）】
公共施設の整備	<p>睡足軒の森について、市民が利用しやすいよう施設の維持管理を図るとともに、野火止用水・平林寺境内林と一体化した、新座のふるさと景観を醸し出す施設として、（仮称）ふるさと歴史館の整備に向けた検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡足軒の森の整備【生涯学習課】 ・（仮称）ふるさと歴史館の整備【生涯学習課】

第6節 スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～

基本方針

- 1 市民の誰もが健康で充実した生活を送れるよう、日常生活の中で生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。
- 2 市民が参加しやすい活動の場と機会の提供に努めるほか、スポーツ振興のための人材の育成と活用に努めます。

1 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備

- 市民が楽しみながら健康の維持・増進を図れるよう、市民ニーズに対応したスポーツ施設の設置を検討するとともに、サイクリングやジョギング、ウォーキングなどが安全にできる環境の整備に努めます。
- 既存運動施設については、計画的な整備・改修を推進します。

施設の整備・充実	<p>市民ニーズに対応したスポーツ施設の設置について、検討を行います。</p> <p>また、野火止用水の支流の復元と野火止用水沿い、平林寺周辺の遊歩道の整備を行います。</p> <p>さらに、ウォーキングやサイクリング等を通じ、身近な自然とふれあうことのできる場となるよう、柳瀬川、黒目川、野火止用水沿いの遊歩道の維持管理に努めるとともに、新たな遊歩道の整備を埼玉県に要望します。</p> <p>また、河川における親水空間の整備について埼玉県に要望します。</p> <p>生涯スポーツ振興のため、総合体育館、運動場、庭球場、プール等のスポーツ施設について、整備・改修を実施し、市民が楽しみながら健康の維持・増進を図れる環境の整備に努めます。</p>														
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の設置【スポーツ振興課】 ・野火止用水の復元事業の実施【道路課】【新座駅南口第2土地区画整理事務所】 														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【新座駅南口第2土地区画整理地内】 ・特殊道路整備（水路含む。） ・5号公園水路整備（完了） </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td> ・復元の検討 </td> <td> ・復元の検討 </td> <td> ・復元の検討 </td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	【新座駅南口第2土地区画整理地内】 ・特殊道路整備（水路含む。） ・5号公園水路整備（完了）	/	・復元の検討	・復元の検討	・復元の検討
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
	【新座駅南口第2土地区画整理地内】 ・特殊道路整備（水路含む。） ・5号公園水路整備（完了）	/	・復元の検討	・復元の検討	・復元の検討										
<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備【道路課】 															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・野火止用水平林寺堀遊歩道の整備※（完了） </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td> ・新たな整備場所の検討 </td> <td> ・新たな整備場所の検討 </td> <td> ・新たな整備場所の検討 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度予算事業の繰越し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・用水沿い遊歩道の維持管理【道路課】 ・遊歩道・親水空間の整備に関する県への要望【道路課】 ・スポーツ施設の整備・改修【スポーツ振興課】 ・公共施設予約システムの導入（再掲）【市政情報課】【みどりと公園課】【スポーツ振興課】 					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・野火止用水平林寺堀遊歩道の整備※（完了）	/	・新たな整備場所の検討	・新たな整備場所の検討	・新たな整備場所の検討	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
・野火止用水平林寺堀遊歩道の整備※（完了）	/	・新たな整備場所の検討	・新たな整備場所の検討	・新たな整備場所の検討											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・導入に向けた準備 </td> <td> ・稼働 </td> <td> ・推進 </td> <td> ・推進 </td> <td> ・推進 </td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・導入に向けた準備	・稼働	・推進	・推進	・推進	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
・導入に向けた準備	・稼働	・推進	・推進	・推進											

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 市民のだれもが手軽にスポーツに親しめるよう、各種ニュースポーツ教室や健康体操教室、各種スポーツ大会やレクリエーション大会などを開催します。
- 地域に密着した活動の場づくりのため、幅広い世代が参加でき、複数種目を自主運営し地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの開設を推進します。

スポーツ・レクリエーション事業の実施	<p>初心者から参加できるスポーツ教室や各小学校を会場とする地域スポーツ教室、新座っ子パワーあっぷくらぶ（スポーツ系）等を実施するとともに、体育協会加盟団体による市民総合体育大会を開催します。</p> <p>また、市民の健康維持と増進を図るため、シティウォーキングを開催します。</p> <p>さらに、幅広い世代が参加でき、地域のコミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの開設を検討します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽スポーツ・レクリエーション教室の実施【スポーツ振興課】 ・ 市民総合体育大会の実施【スポーツ振興課】 ・ 体育協会への支援【スポーツ振興課】 ・ シティウォーキングの実施【スポーツ振興課】 ・ 総合型地域スポーツクラブの推進【スポーツ振興課】

(3) スポーツ振興のための人材育成・活用

- スポーツ・レクリエーション活動の一層の推進を図るため、地域スポーツ団体指導者及び体育指導委員・体育協会加盟団体などを対象に、指導者の資質向上を目指した救命救急講習などの指導者養成講習会を開催するとともに、人員の強化などのための受け皿づくりに努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動を指導するボランティアに関する情報の収集と活用に努めます。

指導者の養成と活用	<p>指導者の資質向上を図るため、スポーツ推進委員（旧体育指導委員）、体育協会加盟団体及び地域スポーツ指導者を対象とした講習会を開催します。</p> <p>また、指導者の活躍の場を広げ、市民のニーズに応えるため、生涯学習ボランティアバンク（スポーツ分野）の充実に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者養成講座の充実【スポーツ振興課】 ・ ボランティア指導者の活用【スポーツ振興課】

第5章 都市整備

- 第1節 都市計画 ～計画的なまちづくり～
- 第2節 景観 ～魅力的な景観づくり～
- 第3節 道路 ～安全で快適な道づくり～
- 第4節 公共交通網 ～便利で快適な公共交通網～
- 第5節 公園・緑地 ～緑豊かなまちづくり～
- 第6節 河川・水路 ～水と親しむまちづくり～
- 第7節 上水道・下水道 ～安全・安心な上水道・下水道づくり～

第1節 都市計画 ～計画的なまちづくり～

基本方針

- 1 首都近郊にありながら、豊かな自然環境を残す、新座の特性をいかしたまちづくりを計画的に進めるため、新たな視点による都市計画の見直しを図ります。

1 計画的なまちづくりの推進

(1) 有効な土地利用の推進

- 市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用への誘導を進めます。
- 国道254号沿道の市街化調整区域では、交通利便性の高さから産業系土地利用への転換について検討します。
- 地域の特性を踏まえた計画的なまちづくりを進めるため、土地利用の動向を把握し、適切な用途地域の指定、変更をするなど、必要に応じた都市計画の見直しを図るとともに、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、計画的な市街地形成を図ります。

市街化調整区域の有効活用	<p>国道 254 号沿道の大和田二・三丁目地区について、地権者等の意向を踏まえ、土地 区画整理事業を実施し、市街化区域への編入を目指します。</p> <p>また、その他の市街化調整区域についても、土地区画整理事業や開発許可制度等の 都市計画に関する様々な手法の活用を検討し、新たな視点によりそれぞれの区域の実 情等を勘案した土地利用への誘導を図ります。</p>				
	<p>・市街化調整区域の有効活用【まちづくり計画課】</p>				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 大和田二・三丁目地区地権者の合意形成 調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) 調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) 調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域への編入に向けた取組の推進(大和田二・三丁目地区関係) 調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査、検討(都市高速鉄道 12 号線関係等)
<p>・市街化調整区域の適切な土地利用の誘導【建築開発課】</p>					
平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度の研究 	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度の運用検討 	<ul style="list-style-type: none"> 区域の実情に応じた開発許可制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> 区域の実情に応じた開発許可制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> 区域の実情に応じた開発許可制度の運用 	
<p>・(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進【まちづくり計画課】</p>					
平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 合意形成 関係機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 地区界測量 環境影響評価調査計画書作成 関係機関との調整 誘致企業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価(調査) 現況測量(権利調査含む。) 事業計画案作成 土地評価 換地設計 企業誘致等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価(準備書及び評価書作成) 実施計画書作成等 事業認可 換地設計 企業誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 換地設計(補足) 街区確定測量 路線測量 詳細設計 仮換地指定 埋蔵文化財調査 保留地処分予約契約等 	

計画的な市街地の形成	<p>都市計画基本図の作成や都市計画基礎調査を実施することで、土地利用の動向を把握し、埼玉県との協議を図りながら、市内各地区の特性に合った用途地域、防火地域、特別用途地区等の地域地区や地区計画の変更等を進めるとともに、土地区画整理事業等により区域区分の変更が可能となった地区については、市街化調整区域から市街化区域への編入を進めます。</p>				
	<p>・都市計画基礎調査等の実施【まちづくり計画課】</p>				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画基本図の作成 都市計画基礎調査の実施 	/	/	/	/
<p>・地域地区の決定・変更【まちづくり計画課】</p> <p>・地区計画の変更【まちづくり計画課】</p> <p>・区域区分の変更【まちづくり計画課】</p>					

土地区画整理事業への支援	<p>有効な土地利用の促進及び安全な市街地形成に資するため、組合等が実施する土地区画整理事業の立上げや技術的援助、助成を行います。</p> <p>また、東北土地区画整理事業の未整備地区について、埼玉県の指針に基づき、市街地整備上の問題解決に向けた検討を行います。</p>														
	<p>・組合等土地区画整理事業への支援【まちづくり計画課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・栄・池田土地区画整理事業への支援 ・新堀二丁目土地区画整理事業の完了</td> <td>・栄・池田土地区画整理事業の完了</td> <td>・新規事業立上げに係る支援等</td> <td>・新規事業立上げに係る支援等</td> <td>・新規事業立上げに係る支援等</td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・栄・池田土地区画整理事業への支援 ・新堀二丁目土地区画整理事業の完了	・栄・池田土地区画整理事業の完了	・新規事業立上げに係る支援等	・新規事業立上げに係る支援等	・新規事業立上げに係る支援等
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
・栄・池田土地区画整理事業への支援 ・新堀二丁目土地区画整理事業の完了	・栄・池田土地区画整理事業の完了	・新規事業立上げに係る支援等	・新規事業立上げに係る支援等	・新規事業立上げに係る支援等											
<p>・東北土地区画整理事業の推進【まちづくり計画課】</p>															

(2) 都市拠点の整備

- 都市高速鉄道12号線の延伸実現に向け、市中央部における新たな拠点の整備を想定したまちづくり構想の策定を進めるとともに、次期交通政策審議会答申に応じた、具体的なまちづくりへの取組を進めます。
- 新座駅周辺については、引き続き整備を推進し、快適でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

まちづくり構想の策定	<p>都市高速鉄道12号線の延伸実現に向け、平成27年に予定されている次期交通政策審議会答申を見据え、駅周辺における新たな都市拠点の整備を含めたまちづくり構想を策定します。</p>														
	<p>・都市高速鉄道12号線の延伸実現に向けたまちづくり構想の策定【企画課】【まちづくり計画課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・イメージ案の作成</td> <td>・策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・イメージ案の作成	・策定			
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
・イメージ案の作成	・策定														

新座駅周辺の都市拠点の整備	<p>利便性の高い良好な住環境の整備を目指し、新座駅南口においては、周辺の市街化促進を図るため、引き続き新座駅南口第2土地区画整理事業を進め、区画道路や特殊道路、野火止水や公園等の整備を行います。</p> <p>また、新座駅北口においては、南口地区と合わせて市の中核拠点となる新たな市街地形成を図るため、新座駅北口土地区画整理事業を実施します。</p>														
	<p>・新座駅南口第2土地区画整理事業の実施【新座駅南口第2土地区画整理事務所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・道路・公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地処分に向けた測量</td> <td>・道路、公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地計画書作成</td> <td>・建物等移転除去 ・保留地処分</td> <td>・換地処分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・道路・公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地処分に向けた測量	・道路、公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地計画書作成	・建物等移転除去 ・保留地処分	・換地処分	
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
・道路・公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地処分に向けた測量	・道路、公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地計画書作成	・建物等移転除去 ・保留地処分	・換地処分												
<p>・新座駅北口土地区画整理事業の実施【新座駅北口土地区画整理事務所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・地質調査 ・道路等予備設計</td> <td>・画地確定測量 ・仮換地指定 ・物件調査積算 ・道路等実施設計</td> <td>・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事</td> <td>・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事</td> <td>・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事</td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・地質調査 ・道路等予備設計	・画地確定測量 ・仮換地指定 ・物件調査積算 ・道路等実施設計	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
・地質調査 ・道路等予備設計	・画地確定測量 ・仮換地指定 ・物件調査積算 ・道路等実施設計	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事											

(3) 住民参画によるまちづくりの推進

- 住民発意によるまちづくりや都市計画における住民参加の仕組みをつくり、市民・事業者・市の協働による地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めます。

住民参画制度の確立	市民・事業者・市の協働の下、まちづくりに関して、それぞれの責務を明らかにするとともに、住民参画の仕組みなどを定めるまちづくり条例を制定し、条例の周知及び適切な運用を図ります。				
	・地区まちづくり推進条例の制定と運用【まちづくり計画課】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	・条例の制定及び周知	・運用	・運用	・運用	・運用

(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 高齢者や障がい者などが利用する施設の集積地や駅周辺地区の面的なバリアフリー化に取り組むなど、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザインによる施設整備	既存の公共施設については、改修時等に合わせ、計画的にバリアフリー化を進めるとともに、新たな公共施設の設置に際しては、全ての人に優しいユニバーサルデザインを基本として整備を進めるとともに、基本方針の策定について検討を行います。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備におけるバリアフリー化の推進（再掲）【障がい者福祉課】 ・ユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針の策定【まちづくり計画課】 				

第2節 景観 ～魅力的な景観づくり～

基本方針

- 1 市民や事業者との協働を基本として、新座市の特性をいかした「ふるさと新座」の景観づくりを進めます。
- 2 重要な景観構成要素である屋外広告物の適正化を図ります。

1 景観に配慮したまちづくり

(1) 景観形成の推進

- 市民団体や地域住民が主体となる景観づくり活動を支援し、その活動の拡大を図ります。
- 市民が身近な景観づくりに取り組む契機となるよう、景観づくりに関する情報提供などの充実を図ります。
- 景観法を始めとした、関連する諸制度を活用し、景観づくりに総合的に取り組むため、市民・事業者・市の役割を明確にし、協働による推進体制を確立します。

良好な景観の形成	<p>地域の景観づくりのルールや計画づくり活動を推進・支援するとともに、市民・事業者・市が良好な景観づくりに関する認識を深められるよう、ガイドブック及びリーフレットの作成・配布や展示会等による情報提供の充実を図り、協働による景観づくりに取り組みます。</p> <p>また、景観条例等に基づき、一定規模以上の建築物、工作物等については、市への事前協議・届出を義務付けることで、良好な景観づくりを誘導します。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観づくり活動の推進・支援【まちづくり計画課】 ・景観づくりに関する情報提供の充実【まちづくり計画課】 ・協働による景観づくり体制の確立【まちづくり計画課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画・景観条例の運用 ・景観ガイドブック(素案)の作成 ・地区まちづくり推進条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画・景観条例の運用 ・景観ガイドブックの作成 ・地区まちづくり推進条例の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画・景観条例の運用 ・景観ガイドブック等による周知 ・地区まちづくり推進条例の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画・景観条例の運用 ・景観ガイドブック等による周知 ・地区まちづくり推進条例の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画・景観条例の運用 ・景観ガイドブック等による周知 ・地区まちづくり推進条例の運用 ・展示会、表彰の実施 ・景観45選リーフレット作成
<ul style="list-style-type: none"> ・新座市景観条例等に基づく規制の実施【まちづくり計画課】 					

(2) 屋外広告物の適正化

- 屋外広告物が地域の特性と調和したものとなるよう規制・誘導に努めます。

屋外広告物への規制	<p>良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物について、禁止地域・物件、設置許可に関する手続などを定めた屋外広告物条例に基づき、地域の特性を踏まえた必要な規制を行うとともに、リーフレットなどにより制度の周知を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の規制の実施【建築開発課】

第3節 道路 ～安全で快適な道づくり～

基本方針

- 1 歩行者や自転車等が安全に、かつ、安心して通行できるよう、生活道路の計画的な整備を進めます。
- 2 都市間交通の骨格となる広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内各地区を結ぶ幹線道路の整備を進めます。
- 3 道路の整備に当たってはユニバーサルデザインを基本とし、快適な歩行空間の確保に努めます。
- 4 道路舗装及び橋梁^{りょう}の長寿命化のため、計画的な維持管理と改修を進めます。

1 道路交通網の整備

(1) 生活道路の整備

- 歩行者の安全性、快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進めます。また、歩道の整備に当たっては、自転車の利用にも配慮した整備に努めます。

道路の拡幅と歩道の整備	歩行者などの安全確保に重点を置いた計画的な道路改修を行うため、道路改良 10 年基本計画パートⅢに基づき、道路の拡幅と歩道の整備を図ります。
	・道路の拡幅と歩道の整備【道路課】

(2) 幹線道路の整備

- 都市計画道路保谷・朝霞線、放射7号線、東村山・足立線などの広域幹線道路の早期整備を県に要請します。
- 都市計画道路東久留米・志木線、ひばりが丘駅北口線など、幹線道路の整備を推進します。
- 関越自動車道のスマートインターチェンジの設置について検討を進めます。
- 歩道の設置などを進めるとともに、道路や地域の特性などに応じて道路の緑化、電線類の地中化など、防災や景観にも配慮しながら取り組みます。

広域幹線道路整備 に向けた関係機関 との連携	<p>都市計画道路調布保谷線の接続路線である都市計画道路保谷・朝霞線について、埼玉県と連携しながら整備を進めます。</p> <p>また、保谷・朝霞線へ流入する交通量を分散するとともに、市内の渋滞緩和を図るため、都市計画道路放射7号線及び都市計画道路東村山・足立線の早期整備について、施行主体である埼玉県へ要望します。</p>														
	<p>・都市計画道路保谷・朝霞線の整備【まちづくり計画課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供(通知) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供(通知) 方針検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県施行区間(都県境～県道保谷志木線)の事業化に関する住民説明及び予備調査 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県施行区間(都県境～県道保谷志木線)の事業化に関する住民説明 市施行区間(県道保谷志木線～産業道路)の設計等の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県施行区間の事業に対する負担金の支出 </td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供(通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供(通知) 方針検討 	<ul style="list-style-type: none"> 県施行区間(都県境～県道保谷志木線)の事業化に関する住民説明及び予備調査 	<ul style="list-style-type: none"> 県施行区間(都県境～県道保谷志木線)の事業化に関する住民説明 市施行区間(県道保谷志木線～産業道路)の設計等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県施行区間の事業に対する負担金の支出
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
<ul style="list-style-type: none"> 県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供(通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 県と国等関係機関調整に係る住民への情報提供(通知) 方針検討 	<ul style="list-style-type: none"> 県施行区間(都県境～県道保谷志木線)の事業化に関する住民説明及び予備調査 	<ul style="list-style-type: none"> 県施行区間(都県境～県道保谷志木線)の事業化に関する住民説明 市施行区間(県道保谷志木線～産業道路)の設計等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県施行区間の事業に対する負担金の支出 											
<p>・都市計画道路放射7号線の早期整備の要望【まちづくり計画課】</p> <p>・都市計画道路東村山・足立線の早期整備の要望【道路課】</p>															

幹線道路の整備	<p>市域南北縦軸のネットワーク形成を目指し、都市計画道路東久留米・志木線の未整備区間約175mの整備を進めます。</p> <p>また、新座市方面からひばりが丘駅へのアクセス道路である都市計画道路ひばりが丘駅北口線について、新座市域の整備費を負担するなど、施行主体である西東京市と連携しながら早期整備を図ります。</p>														
	<p>・都市計画道路東久留米・志木線の整備【道路課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定 時点修正 物件調査 再物件調査 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得費 物件補償 道路築造工事 </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定 時点修正 物件調査 再物件調査 	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得費 物件補償 道路築造工事 	/	/
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
<ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定 時点修正 物件調査 再物件調査 	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得費 物件補償 道路築造工事 	/	/											
<p>・都市計画道路ひばりが丘駅北口線の整備【道路課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得及び補償に係る負担金の支出 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事、用地取得及び補償に係る負担金の支出 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事に係る負担金の支出 </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得及び補償に係る負担金の支出 	<ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事、用地取得及び補償に係る負担金の支出 	<ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事に係る負担金の支出 	/	/	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
<ul style="list-style-type: none"> 用地取得及び補償に係る負担金の支出 	<ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事、用地取得及び補償に係る負担金の支出 	<ul style="list-style-type: none"> 道路築造工事に係る負担金の支出 	/	/											

スマートインターチェンジの設置	<p>スマートインターチェンジの設置に係る国の動向を見定めるとともに、メリット・デメリットの検証を行うなど、調査研究及び設置の可否を含めた検討を行います。</p>				
	<p>・関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置【まちづくり計画課】</p>				

快適な道路環境の整備	<p>幹線道路である都市計画道路の整備に当たっては、歩道を設置するとともに、植樹帯を設けるなど、緑化の推進に努めます。</p> <p>また、都市計画道路府中清瀬線やひばりが丘駅北口線の整備に当たっては、防災や景観に配慮し、電線の地中化を進めます。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備の実施（幹線道路）【道路課】 ・道路の緑化の実施【道路課】 ・電線地中化の実施（府中清瀬線及びひばりが丘駅北口線）【道路課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・都市計画道路府中清瀬線	・都市計画道路府中清瀬線 ・都市計画道路ひばりが丘駅北口線	・都市計画道路ひばりが丘駅北口線			

(3) ユニバーサルデザインによる道路整備

- ユニバーサルデザインの考え方に基づく道路整備を推進します。

バリアフリー化の推進	<p>自然と人に優しい道づくりを目指し、従来のバリアフリーの視点に加え、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、道路整備を推進します。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のバリアフリー化の実施【道路課】 				

2 道路管理の充実

(1) 道路の維持・補修

- 道路の定期的なパトロールを実施し、舗装等の傷みの早期発見・早期手当てにより、舗装の長寿命化などを図るとともに、街路樹や植樹帯の保全に努めます。
- 地域住民による清掃・草刈りなど、協働による道路の維持管理体制づくりに取り組みます。

道路の維持・補修	<p>市道の安全確保や長寿命化を図るため、定期的なパトロールや舗装の打ち換え等の維持補修工事を行うとともに、草刈りや側溝等の清掃、街路樹・植樹帯の剪定を実施し、良好な道路環境の維持に努めます。</p> <p>また、地域住民や市職員のボランティアによる道路の清掃・草刈りなど、協働による道路の維持管理体制づくりを推進します。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロールの実施【道路課】 ・市道の維持・補修工事の実施【道路課】 ・道路の草刈り、側溝等の清掃【道路課】 ・地域住民による道路維持管理体制の構築【道路課】 ・市職員による道路ボランティア清掃の実施【道路課】 				

(2) 橋梁の維持・補修

- 災害に強い道路網の確保を図るため、橋梁の耐震診断及び老朽度調査を実施し、長寿命化修繕計画を策定するとともに、計画に基づいた適切な維持管理と改修を進めます。

橋りょうの適正な維持管理	災害に強い道路網の確保を図るため、市内にある 28 の橋りょうの耐震判断及び老朽度の点検調査を実施し、結果に基づいた長寿命化修繕計画を策定するとともに、計画に基づいた橋りょうの修繕を進めます。				
	・橋りょうの点検調査の実施【道路課】				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・実施 12 橋	・実施 9 橋		・実施 5 橋 (2 回目)	・実施 5 橋 (2 回目)
・橋りょうの修繕【道路課】					
平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	・長寿命化修繕計画の策定 28 橋	・修繕工事 2 橋	・修繕工事 1 橋	・修繕工事 3 橋	
・橋りょうの耐震補強【道路課】					
平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
		・耐震診断 14 橋	・耐震補強 1 橋	・耐震補強 1 橋	

(3) 私道整備への支援

- 砂利道の舗装や老朽化した舗装の再整備など、私道整備の支援に努めます。

整備への支援の充実	私道の舗装整備や舗装打換え工事を行う際に、工事費用の一部を助成し、私道整備の支援に努めます。
	・私道舗装整備への助成【道路課】

第4節 公共交通網 ～便利で快適な公共交通網～

基本方針

- 1 市中央部の交通の利便性を図るため、都市高速鉄道12号線の延伸に取り組みます。
- 2 円滑な道路交通システムの推進を図るため、市民の身近な公共交通手段となるバス・鉄道の利用環境の整備や、輸送サービスの充実のため、交通事業者に対する働きかけに努めます。

1 公共交通網の充実

(1) 都市高速鉄道12号線の延伸

- 都市高速鉄道12号線の延伸の実現に向け、関係自治体と連携して、関係機関への働きかけや地元気運醸成を図る取組を進めます。

延伸活動の推進	<p>都市高速鉄道 12 号線の延伸実現に向け、市民への啓発活動を進めるとともに、関係団体の代表者等で構成する新座市都市高速鉄道 12 号線延伸促進期成同盟会による積極的な延伸促進活動を進めます。</p> <p>また、新座市、清瀬市、所沢市及び練馬区で構成する都市高速鉄道 12 号線延伸促進協議会を通じて、関係機関への要望活動や啓発品の作成、延伸計画の熟度を高めるための調査研究等を進めます。</p> <p>さらに、建設に必要な財源を確保するため、都市高速鉄道 12 号線建設促進基金への積増しを行います。</p>				
	<p>・都市高速鉄道 12 号線延伸の啓発【企画課】</p>				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	・期成同盟会の設立 ・P R 活動の推進	・P R 活動の推進 ・基金への積増し	・P R 活動の推進 ・基金への積増し	・P R 活動の推進 ・基金への積増し	・P R 活動の推進 ・基金への積増し
<p>・関係機関への要望活動の実施【企画課】</p> <p>・延伸に向けた調査研究の実施【企画課】</p>					
平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
・調査・研究の実施	・期成同盟会を通じた視察 ・延伸促進協議会を通じた調査・研究の実施	・調査・研究の実施 ・期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察	・調査・研究の実施 ・期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察	・調査・研究の実施 ・期成同盟会及び延伸促進協議会を通じた視察	

(2) 鉄道利用環境の整備

- 既存鉄道のサービスの向上を鉄道事業者に働きかけます。
- 駅利用者の利便性向上のため、志木駅を始めとした駅周辺の自転車駐車場の設置を進めます。

鉄道会社への要望の実施	<p>J R 武蔵野線及び東武東上線の沿線自治体で構成する各協議会及び埼玉県を通じて、各鉄道事業者へ鉄道輸送力の増強及び鉄道施設の整備改善等について要望します。</p> <p>・鉄道利用環境整備に関する要望【企画課】</p>
-------------	--

自転車駐車場の整備	<p>駅周辺の放置自転車防止や買い物など商業施設の利用者の利便性向上のため、志木駅南口駅前広場内に一時預かり専用の暫定自転車駐車場を整備します。</p>				
	<p>・自転車駐車場の充実（再掲）【市民安全課】</p>				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
・志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車場の整備（140 台）	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	・志木駅南口周辺整備と併せて検討	

(3) バス輸送サービスの充実

- 市内公共施設や病院などをネットワーク化する市内循環バス運行の充実を進めます。
- 路線バスの輸送サービスの充実をバス事業者に働きかけます。
- バス停留所付近への自転車駐車場の設置を進めるとともに、バス停留所への屋根や接近表示機の設置等をバス事業者に働きかけます。

バス輸送力の充実・強化	<p>主な公共施設や病院などをネットワーク化する市内循環バス（にいバス）について、利用者のニーズを踏まえた運行の充実に努めます。</p> <p>また、路線バスの輸送サービスの充実を目指し、バス路線の拡大、運行本数の増加など、バス輸送力の強化をバス事業者に働きかけます。</p>										
	<p>・市内循環バス（にいバス）の充実【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・路線等の見直し</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・路線等の見直し		
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
		・路線等の見直し									
<p>・バス輸送力強化に関する要望【市民安全課】</p>											

利用環境の整備	<p>バス利用者の利便性の向上を図るため、必要に応じて、バス停留所付近に設置している自転車置場の充実を図るとともに、バス停留所の屋根の設置に係る助成や、接近表示機等の設置についてバス事業者に働きかけます。</p>
	<p>・自転車置場の充実【市民安全課】</p> <p>・バス運行施設の整備に関する要望【市民安全課】</p>

(4) バリアフリー化の推進

- 駅やその周辺施設のバリアフリー化を一層進めます。
- ノンステップバスなどの導入拡大をバス事業者に働きかけ、支援します。

駅周辺のバリアフリー化の推進	<p>志木駅南口を利用する誰もが安心して外出できるよう、エレベーターの適切な維持管理を実施します。</p> <p>また、新座駅北口区画整理事業において、道路構造令等に基づき、バリアフリーに配慮した公共施設の整備を進めます。</p>
	<p>・駅周辺施設のバリアフリー化の推進【道路課】【新座駅北口土地区画整理事務所】</p>

公共交通機関のバリアフリー化の推進	<p>駅やその周辺施設のバリアフリー化を一層進めるため、多機能トイレや視覚障がい者用誘導案内設備などのバリアフリー設備の整備について、鉄道事業者に要望します。</p> <p>また、バス利用者の利便性の向上を図るため、バス事業者が行うノンステップバスの購入に対して助成し、導入拡大を推進します。</p>										
	<p>・鉄道施設のバリアフリー化の推進【企画課】</p> <p>・ノンステップバス導入への助成【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・助成の実施(5台分)</td> <td>・助成の実施(6台分)</td> <td>・助成の実施(7台分)</td> <td>・助成の実施</td> <td>・助成の実施</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・助成の実施(5台分)	・助成の実施(6台分)	・助成の実施(7台分)	・助成の実施	・助成の実施
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
・助成の実施(5台分)	・助成の実施(6台分)	・助成の実施(7台分)	・助成の実施	・助成の実施							

第5節 公園・緑地 ～緑豊かなまちづくり～

基本方針

- 1 各種制度の充実・活用を図りながら、雑木林の保全と緑の創出による緑豊かなまちづくりに努めます。
- 2 大規模公園の整備とともに、地域の特性や利用形態に合わせた公園の再配置・整備を進めます。
- 3 身近な公園の維持管理や、新座市の長をいかした雑木林のあるまちづくりについて、市民の積極的な参加を求め、協働によって取り組んでいきます。

1 良好な自然環境の保全、活用、創出

(1) 緑地の保全・活用の推進

- 平林寺近郊緑地特別保全地区、妙音沢特別緑地保全地区を始めとした、良好な自然環境の保全に努め、雑木林のあるまちづくりを進めます。
- みどりの保全協定などの諸制度を積極的に整備・活用して緑地の保全に努めるとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、みどりのまちづくり基金の拡充策を検討します。
- 市民・事業者に対しては、緑地協定制度などによる協力を要請し、緑地の保全に努めます。
- 各種イベントの開催などを通じて、市民が緑にふれあう機会の充実を図るとともに、緑に関する啓発活動を積極的に進めます。
- 新たなボランティア制度や市独自のトラスト団体の設立についても検討するなど、市民や民間事業者との連携による緑地保全活動を推進します。
- 緑地の保全のため、相続税の軽減や市による緑地取得に対する助成措置などを国・県に要望します。

<p>保全・活用の推進</p>	<p>緑豊かな都市づくりを目指し、平林寺境内林の樹木保全のための助成を行うとともに、妙音沢特別緑地保全地区について、民有地の購入、動植物に配慮した保全・整備を実施します。</p> <p>また、緑地等の所有者の協力により、市指定保存樹木等の指定や、みどりの保全協定による憩いの森としての保全に努めるとともに、市内に残る貴重な緑地を取得していくため、みどりのまちづくり基金の充実について検討します。</p> <p>さらに、緑地協定制度を始めとした諸制度を活用して、市民や事業者による自主的な地域ぐるみの緑地保全活動を促進し、緑地・樹林等の保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備【みどりと公園課】 ・妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備【みどりと公園課】 <table border="1" data-bbox="528 577 1406 712"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td>・木道整備工事</td> <td>・調査</td> <td>・調査</td> <td>・修景施設整備工事 ・土地購入</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・憩いの森の保全・整備【みどりと公園課】 ・みどりのまちづくり基金の充実【みどりと公園課】 ・緑地協定制度の充実【みどりと公園課】 	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	・木道整備工事	・調査	・調査	・修景施設整備工事 ・土地購入
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
/	・木道整備工事	・調査	・調査	・修景施設整備工事 ・土地購入							
<p>意識啓発の実施</p>	<p>緑に関する講座や憩いの森における音楽会などのイベントを実施するとともに、市民・事業者・市が一体となって、妙音沢特別緑地保全地区内の清掃を行うなど、緑の保全への啓発活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する啓発活動の推進【みどりと公園課】 										
<p>ボランティア活動への支援の充実</p>	<p>グリーンサポーターやみどりの保全巡視員などの市民ボランティアと連携しながら、雑木林内の下草刈り、萌芽更新などの緑地保全活動や、動植物の持ち出し、植物の盗掘、ごみの不法投棄等を防止するため、緑地内のパトロールを実施します。</p> <p>また、市民と一体となって緑地を保全するため、新たなボランティア制度やトラスト団体の設立などについて検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体による緑地保全活動の実施【みどりと公園課】 ・新たなボランティア制度の確立【みどりと公園課】 										
<p>国・県への要望</p>	<p>緑地所有者の相続税の軽減策や市が緑地を取得する場合の助成措置などの新たな制度の創設について、国・県に要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に関する国・県への要望【みどりと公園課】 										

(2) 緑地空間の創出

- 公共施設や道路などについては、緑化基準に基づき、潤いのある緑地空間の創出を積極的に進めるとともに、民間事業者による開発行爲に対しても、積極的な協力を働きかけます。
- 新たな緑地空間を創出するため、緑化地域制度の導入・活用に努めます。

緑化の推進	<p>事業者による開発行爲に対し、開発地区内における一定の規模以上の緑化の指導を行うとともに、公共施設の整備時においても、緑化基準に基づいた緑地空間の創出を行います。</p> <p>また、子どもたちの郷土愛や植物を愛する心を育むことを目的として、駅前などの公共空地を活用し、小学生による四季の草花の植栽活動を実施します。</p> <p>さらに、生け垣を設置する市民や事業者に対し、設置費用の一部を助成します。</p> <p>また、地域を定め、地域内における一定規模以上の建築等に対し、緑化を義務付ける緑化地域制度など、緑地創出に関する新たな制度の導入を検討します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業者への緑化指導【みどりと公園課】 ・ 公共施設整備時の緑化の実施【みどりと公園課】 ・ フラワーリメイク事業の実施【みどりと公園課】 ・ 生け垣設置費への助成【みどりと公園課】 ・ 緑化地域制度の導入【みどりと公園課】

2 憩いの場となる公園の充実

(1) 拠点となる公園の整備

- 総合運動公園については、市民総合体育館も含めた周辺エリア（本多の森）の整備を進めます。
- （仮称）道場公園（とんぼの里公園）の整備を進めます。

都市公園の整備	<p>多くの市民が利用でき、多様なスポーツなどに対応できる総合運動公園について、市民の利便性に配慮した適切な維持管理を行います。</p> <p>また、市民の憩いの場や自然とふれあう場所を確保するため、道場二丁目地内に設置予定の地域の中核となる（仮称）道場公園の整備について、中央公民館、保健センター、歴史民俗資料館などの周辺の公共施設の整備と併せて検討します。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合運動公園の整備【みどりと公園課】 									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・陸上競技場改修</td> <td style="text-align: center;">・中央広場改修 ・野球場スコアボード交換</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">・野球場グラウンド改修</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）道場公園の整備【みどりと公園課】 	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・陸上競技場改修	・中央広場改修 ・野球場スコアボード交換	/	・野球場グラウンド改修
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
・陸上競技場改修	・中央広場改修 ・野球場スコアボード交換	/	・野球場グラウンド改修	/						

(2) 安全で安心して利用できる身近な公園・緑地の充実

- 小規模な公園や児童遊園の再配置を進めるとともに、老朽化した公園のリニューアルに取り組み、安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。
- 土地区画整理事業の中で、街区公園を整備します。
- 市民参加による公園の管理を進め、地域住民が愛着の持てる公園づくりを進めます。

公園の適正配置	<p>小規模な公園や児童遊園の再配置及び老朽化した公園のリニューアルを進めるとともに、新座駅南口第2土地区画整理事業地内における街区公園の整備を進めます。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園・児童遊園の整備【みどりと公園課】 ・街区公園の整備【みどりと公園課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・4か所		・栄・池田土地区画整理事業区域内(2か所)			

公園施設の維持管理	<p>安全で安心して利用できる公園を維持するため、遊具の点検・修繕等を実施します。また、町内会による清掃やボランティアによる公園内の植栽管理、トイレ清掃、花壇の維持管理など、市民参加による公園管理を行います。</p> <p>さらに、夏季には、子どもたちの水遊び場を確保するため、町内会が行う幼児プール事業に助成します。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具安全点検の実施【みどりと公園課】 ・ボランティア等による公園の管理【みどりと公園課】 ・幼児プールの助成【みどりと公園課】 				

第6節 河川・水路 ～水と親しむまちづくり～

基本方針

- 1 市民が自然にふれあえる親水空間として、河川・水路の周辺環境の整備と適正な維持管理に努めます。
- 2 雨水の流出抑制など、総合的な治水対策を推進します。

1 河川・水路環境の整備

(1) 流域環境の整備

- 新座駅南口の土地区画整理事業に伴う野火止用水の一部復元など、新たな親水空間の創出に努めます。
- 野火止用水平林寺堀遊歩道の計画的な整備を進めます。
- 整備の完了した遊歩道の適正な維持管理に努めるとともに、河川の流域環境整備に当たっては、自然復元型の整備を県に要請します。

野火止用水親水空間の整備	新座駅南口第2土地区画整理事業の実施に併せ、野火止用水の支流の復元と遊歩道の整備を行い、市民の憩いの場としての親水空間となるせせらぎの復活を図ります。 また、通学路の安全確保と観光都市づくりの一環として、野火止用水沿いの遊歩道の整備を図ります。				
	・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】【新座駅南口第2土地区画整理事務所】				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	【新座駅南口第2土地区画整理地内】 ・特殊道路整備（水路含む。） ・5号公園水路整備（完了）	/	・復元の検討	・復元の検討	・復元の検討
・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備（再掲）【道路課】					
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・野火止用水平林寺堀遊歩道の整備※（完了）	/	・新たな整備場所の検討	・新たな整備場所の検討	・新たな整備場所の検討	
※平成22年度予算事業の繰越し					

河川・用水沿い遊歩道の維持管理	<p>ウォーキングやサイクリング等を通じ、身近な自然とふれあうことのできる場となるよう、柳瀬川、黒目川、野火止用水沿いの遊歩道の維持管理に努めるとともに、新たな遊歩道の整備を埼玉県に要望します。</p> <p>また、河川における親水空間の整備について埼玉県に要望します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・用水沿い遊歩道の維持管理（再掲）【道路課】 ・遊歩道・親水空間の整備に関する県への要望（再掲）【道路課】

2 治水対策の推進

(1) 治水安全対策の促進

- 柳瀬川、黒目川について、治水安全対策のための適正な維持管理を県に要望します。

県への要望	<p>河川の流量を確保し、降雨時における浸水・溢水被害を防止するため、河川の水底を掘る浚渫<small>しゅんせつ</small>などの治水対策に係る河川改修を埼玉県に要望します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の改修に関する県への要望【道路課】

(2) 雨水流出抑制の推進

- 透水性舗装や透水ますの設置など、雨水浸透施設の設置を進めます。
- 民間の開発事業者に対して雨水流出抑制に対する指導を行い、雨水の敷地内処理や透水性舗装の実施を促進します。

雨水流出抑制への対応	<p>河川への雨水の流出を抑制するため、歩道の舗装に当たっては、透水性舗装の整備に努めます。</p> <p>また、開発行為等を行う事業者に対し、浸透ますの設置などによる雨水の敷地内処理や透水性舗装の整備を指導します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透施設の整備【道路課】 ・開発事業者への雨水流出抑制の指導【道路課】

基本方針

- 1 安全で清浄な水を安定的に供給できるよう、水道施設の維持管理と計画的な更新を行うとともに、水道事業の健全な経営の確保に努めます。
- 2 居住環境の改善と公共用水域の水質保全のため、公共下水道（汚水処理）の計画的な整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。
- 3 安全で安心できるまちづくりのため、雨水管網の計画的な整備を進めます。

1 上水道の安定供給

(1) 供給体制の充実

- 耐用年数に達した配水本管や配水管などについて、計画的に耐震管に更新します。
- 電気・計装設備など、老朽化した施設・設備の計画的な更新を進めるとともに、水道管理センターなどの耐震化に努めます。
- 水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。

公共施設の整備	<p>地震災害に備え、老朽管、配水本管等を耐震管に更新するとともに、配水施設についても、電気室・ポンプ室等の耐震診断及び耐震補強工事を実施し、総合的な耐震化を図ります。</p> <p>また、浄水場について、電気・計装制御設備、揚水ポンプ、取水ポンプ等の維持管理や老朽化した施設・設備の更新を進めるとともに、施設内への不法進入者防止のための安全対策を実施します。</p>										
	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震管への更新【水道施設課】 ・浄水場施設の耐震化の実施【水道施設課】 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・水道管理センター耐震診断</td> <td></td> <td>・水道管理センター耐震補強工事 ・新座団地高架水槽解体</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・水道管理センター耐震診断		・水道管理センター耐震補強工事 ・新座団地高架水槽解体		
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・水道管理センター耐震診断		・水道管理センター耐震補強工事 ・新座団地高架水槽解体								
	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場施設設備の更新【水道施設課】 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・西堀浄水場受電用直流電源設備更新工事</td> <td></td> <td>・野火止浄水場高架水槽築造工事</td> <td>・野火止浄水場高架水槽築造工事</td> <td>・野火止浄水場高架水槽既設管接続工事</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・西堀浄水場受電用直流電源設備更新工事		・野火止浄水場高架水槽築造工事	・野火止浄水場高架水槽築造工事	・野火止浄水場高架水槽既設管接続工事
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・西堀浄水場受電用直流電源設備更新工事		・野火止浄水場高架水槽築造工事	・野火止浄水場高架水槽築造工事	・野火止浄水場高架水槽既設管接続工事						
	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水ポンプの更新【水道施設課】 										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・野火止浄水場(3号・4号)</td> <td>・野火止浄水場揚水ポンプ流出管</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・野火止浄水場(3号・4号)	・野火止浄水場揚水ポンプ流出管				
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・野火止浄水場(3号・4号)	・野火止浄水場揚水ポンプ流出管										
<ul style="list-style-type: none"> ・取水ポンプの更新【水道施設課】 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・制御盤更新(片山4号井)</td> <td>・取水井の更新(片山6号井)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度		・制御盤更新(片山4号井)	・取水井の更新(片山6号井)			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
	・制御盤更新(片山4号井)	・取水井の更新(片山6号井)									
<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過施設等の整備【水道施設課】 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・西堀浄水場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度			・西堀浄水場			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
		・西堀浄水場									
<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場施設の安全対策の実施【水道施設課】 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・西堀浄水場</td> <td>・片山浄水場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度		・西堀浄水場	・片山浄水場			
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
	・西堀浄水場	・片山浄水場									

水質検査の実施	安全な水の供給を確保するため、定期的な水質検査を実施します。
	・水質検査の実施【水道施設課】

放射性物質測定の実施	東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、水道水の放射性物質測定を実施します。
	・水道水の放射性物質測定(再掲)【水道業務課】

(2) 経営基盤の強化

- 漏水調査を継続的に実施し、必要に応じて補修工事を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めます。
- 節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。

水道事業の効率化	漏水による無効水量の縮減を図るため、定期的に給水区域内の調査を実施し、必要に応じて修繕工事を行います。 また、有収率の基本数値となる配水流量の精度を高めるため、配水流量計の口径を適正な口径に更新します。													
	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水調査の実施【水道施設課】 ・漏水箇所の修繕工事の実施【水道施設課】 ・配水流量計の更新【水道施設課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・西堀浄水場低区</td> <td>・西堀浄水場高区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・西堀浄水場低区	・西堀浄水場高区		
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
・西堀浄水場低区	・西堀浄水場高区													
意識啓発の実施	節水機器の普及や節水意識の高揚を図るため、ホームページや広報、ポスター、懸垂幕などにより、意識啓発を行います。													
	<ul style="list-style-type: none"> ・節水意識の啓発【水道業務課】 													

2 下水道の整備促進

(1) 汚水排水対策の推進

- 地域住民の意向や費用対効果を検証し、整備方針を定め、公共下水道の計画的な整備を進めます。
- 公共下水道の未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。

汚水排水施設の整備	<p>市街化区域内の汚水未整備区域について、引き続き効率的な整備を進めるとともに、新たに認可を取得した区域内についても、順次整備を進めることにより、公共用水域の保全及び住環境の整備を図ります。</p> <p>また、新座駅北口土地区画整理事業地内については、土地区画整理事業の進捗に合わせて污水管網の整備を進めます。</p> <p>さらに、污水管の適切な維持管理と併せて公共下水道台帳の整備を行います。</p> <p>地震時における第一次緊急輸送道路の機能を確保するため、液状化が想定される区域にある公共下水道マンホールの耐震化を行います。</p>										
	<p>・市街化区域汚水未整備区域の污水整備事業【下水道課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・枝線整備 (栄・池田地区)</td> <td style="text-align: center;">・枝線整備</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・枝線整備 (栄・池田地区)	・枝線整備	/	/	/
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・枝線整備 (栄・池田地区)	・枝線整備	/	/	/						
<p>・新たに拡大した認可区域の污水整備事業【下水道課】</p> <p>・新座駅北口土地区画整理事業地内の污水整備【下水道課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">・枝線工事</td> <td style="text-align: center;">・枝線工事</td> <td style="text-align: center;">・枝線工事</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	/	・枝線工事	・枝線工事	・枝線工事	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
/	/	・枝線工事	・枝線工事	・枝線工事							
<p>・下水道施設（污水）の維持管理【下水道課】</p> <p>・第一次緊急輸送道路における下水道総合地震対策事業【下水道課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">・下水道総合地震対策事業計画の策定 ・マンホール浮上防止工 (3か所)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	・下水道総合地震対策事業計画の策定 ・マンホール浮上防止工 (3か所)	/	/	/	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
/	・下水道総合地震対策事業計画の策定 ・マンホール浮上防止工 (3か所)	/	/	/							
下水道事業の健全な運営	<p>下水道敷設地域における水洗化率の向上により、下水道事業の経営の健全化を図るため、下水道未接続者の実態を調査し、早期接続についての指導、啓発を行います。</p> <p>また、事業に係る経費や使用者の受益等を考慮し、必要に応じて、下水道使用料の適正化について検討します。</p>										
	<p>・水洗化率の向上【下水道課】</p> <p>・下水道使用料の適正化【下水道課】</p>										
関係機関との連携の推進	<p>埼玉県南西部の10市3町を処理区域とする荒川右岸流域下水道事業について、構成市と連携し、施設の維持管理や建設費の負担など健全な運営を推進します。</p>										
	<p>・近隣自治体との連携による下水処理の実施【下水道課】</p>										

(2) 雨水排水対策の推進

- 雨水整備計画に沿った雨水管網整備を進め、^{いっ}溢水地域の解消を図ります。

雨水排水施設の整備	<p>市街化区域内の雨水未整備区域について、引き続き効率的な整備を進めるとともに、新座駅北口土地区画整理事業地内と、事業地から柳瀬川までの雨水幹線の整備を推進します。</p> <p>また、溢水地域の解消を図るため、既設管の状況に応じた効果的な改良工事を進めるとともに、雨水管や下水道事業認可区域外における都市下水路などの下水道施設の適切な維持管理及び補修を行い、降雨時における排水処理機能の向上を図ります。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地雨水管網の整備【下水道課】 ・新座駅北口土地区画整理事業地内の雨水整備【下水道課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
			・実施設計	・枝線工事	・枝線工事
	<ul style="list-style-type: none"> ・英幹線整備事業【下水道課】 				
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・樋管工事	・幹線工事 160m	・幹線工事 240m	・幹線工事 150m	・幹線工事 160m	
<ul style="list-style-type: none"> ・溢水地域の改善【下水道課】 ・下水道施設（雨水）の維持管理【下水道課】 ・都市下水路施設の維持管理【下水道課】 					

第6章 観光

第1節 観光都市にいざづくり ～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～

第1節 観光都市にいざづくり ～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～

基本方針

- 1 市民が自らのまちの良さを再発見し、誇りを持っていきいきと豊かに暮らすことのできるまちづくりを進め、市民参加による地域の活性化を図ります。
- 2 武蔵野の自然や歴史的文化資産をいかし、地域全体を「屋根のない博物館」とするフィールドミュージアムの視点で、各見どころを遊歩道・緑道で結び、ウォーキングが楽しめる、癒しと健康志向の観光都市づくりを進めます。
- 3 新座の魅力を積極的に発信し、他地域との交流によるまちづくりを推進します。

1 誇りを持っていきいきと暮らせるまちづくり

(1) 市民参加・交流システムの構築

- 町内会などの地域活動を支援するとともに、まちの美化活動などへの参加機会を創出し、市民が新座の良さを再発見し、ふるさとに誇りを持ち、いきいきと暮らせる環境づくりに努めます。
- 観光都市にいざづくりの担い手を確保するため、観光ボランティアガイド協会や市内の大学などと連携しながら、新たな観光ボランティアの育成に努めます。
- 市内大学などの専門的機関との連携や、生涯学習講座の実施、小中学校における郷土教育や地場産品を利用した食育の推進などにより、新座市の自然、歴史的文化資産などに関心を持つ人々を増やします。

ボランティア等が活躍できる場の提供	<p>市民総合大学修了生等を対象に、観光ボランティアガイド養成講座を開催するとともに、観光ボランティアガイド事業をコミュニティビジネスとして成り立たせるような仕組みづくりについて調査・研究します。</p> <p>また、外国人にも本市の魅力を知ってもらうため、観光ボランティアガイド事業に外国語ボランティアを活用する仕組みづくりについて調査・研究します。</p> <p>さらに、団体間の交流や市民参加のシステムの構築を推進するため、新座市観光都市づくり推進市民会議、新座市観光都市づくりサポーター等の市民ボランティア団体や市内3大学の学生と連携する機会を拡大するとともに、観光プラザやふるさと新座館の施設内で、市民と来訪者又は来訪者同士が交流を持てる場を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアガイドの充実【観光推進課】 ・外国語ボランティアの充実【観光推進課】 ・ボランティア団体の交流機会の充実【観光推進課】 ・大学との連携の実施【観光推進課】 ・サロン等交流の場の充実【観光推進課】
子どもたちに伝える郷土愛	<p>地元の農業や食に対する児童生徒の興味関心を高めるため、学校給食に地元食材を利用した献立を取り入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産野菜の積極活用（再掲）【学務課】

2 フィールドミュージアムの形成

(1) ネットワークを支える「発見の^{こみち}径」づくり

- 野火止用水を観光資源ネットワークの軸と位置付けながら、市内全域を安心して歩けるように遊歩道整備を進めます。また、ウォーキングを楽しむ人々のために休憩所やトイレなどの整備を進めます。
- スローライフを充実させるため、柳瀬川、黒目川周辺の見どころを遊歩道などで結ぶ観光資源のネットワーク化を推進します。

「発見の径」づくり	<p>旧川越街道から志木駅方面の野火止用水の復元について検討を行います。</p> <p>また、野火止水路沿い及び平林寺周辺については、遊歩道や散策道の整備を行います。</p> <p>さらに、妙音沢については民有地の購入や動植物に配慮した管理・工事などによる保全・整備を実施します。</p>														
	<p>・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】【新座駅南口第2土地区画整理事務所】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>【新座駅南口第2土地区画整理地内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊道路整備（水路含む。） ・5号公園水路整備（完了） </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討 </td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<p>【新座駅南口第2土地区画整理地内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊道路整備（水路含む。） ・5号公園水路整備（完了） 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
	<p>【新座駅南口第2土地区画整理地内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊道路整備（水路含む。） ・5号公園水路整備（完了） 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・復元の検討 										
<p>・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備（再掲）【道路課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水平林寺堀遊歩道の整備※（完了） </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平成22年度予算事業の繰越し</p>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水平林寺堀遊歩道の整備※（完了） 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水平林寺堀遊歩道の整備※（完了） 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな整備場所の検討 											
<p>・妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備（再掲）【みどりと公園課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成23年度実績</th> <th style="width: 20%;">平成24年度見込み</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> <th style="width: 20%;">平成26年度</th> <th style="width: 20%;">平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・木道整備工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・調査 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・調査 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・修景施設整備工事 ・土地購入 </td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	/	<ul style="list-style-type: none"> ・木道整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・修景施設整備工事 ・土地購入 	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
/	<ul style="list-style-type: none"> ・木道整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・修景施設整備工事 ・土地購入 											

(2) フィールドミュージアムの見どころづくり

- 野火止用水を始め、見どころとなる各拠点においてイベントなどを展開するとともに、日常的な憩いの空間などの創出に努めます。
- これまで平林寺や野火止用水エリアを中心に観光都市づくりを推進してきましたが、「大和田・中野エリア」、「野寺・片山・馬場エリア」の観光資源のPRや散策コースの開発、近隣自治体との連携による広域的な見どころづくりに努めます。
- 道路や農地などに四季折々の花を植栽するなど、市内をウォーキングする市民や来訪者が景色や香りを楽しめるような花のあるまちづくりを進めます。

花のあるまちづくり	<p>自然を身近に体験することができる自然散策コースを設定し、ウォークラリーなどの体験型イベントを開催するとともに、地域ごとにテーマを決め、テーマに沿った花を沿道に植栽するフラワーロードの形成を進めます。</p> <p>また、土地区画整理事業地内の空閑地・未利用地や、総合運動公園内、黒目川・柳瀬川周辺に桜や菜の花などを植栽して市内各地を花畑化するとともに、ボランティアによる管理の仕組みづくりを進めるなど、花のあるまちづくりを進めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型自然散策ルートの設定【観光推進課】 ・地域別フラワーロードの整備【観光推進課】 ・空閑地・未利用地の花畑化の推進【観光推進課】 ・桜と菜の花の里づくりの推進【観光推進課】

(3) 「新座版グリーンツーリズム」のシステムづくり

- 雑木林を活用したシイタケ栽培、タケノコ掘り、カブトムシの里づくり、ホタルの里づくりなどの体験イベントを市民ボランティア等と連携して行い、森林の良さや武蔵野の面影を色濃く残す新座市の魅力を市内外にPRします。
- ボランティアなどの市民の活動の場として「新座版グリーンツーリズム」を位置付け、市民活動の活性化に向けたモデル事例として充実させます。

推進体制の確立	<p>首都近郊に在りながらも豊富に残る自然資源等を利用して、販売も視野に入れたシイタケの里づくりに向けた調査・研究を行います。</p> <p>また、雑木林を身近に感じる機会やカブトムシが飛び交う雑木林のあるまちにいざのイメージを創出するため、体験型イベントの実施やカブトムシの里づくりを進めます。</p> <p>さらに、市民と市が協働してホタルの飼育を行うことで、地域コミュニティの活性化や市民の環境保全意識の向上を図るとともに、ホタルの里づくりの観光資源化等を図ります。</p> <p>加えて、新座みかん園（野火止三丁目地内）において、市民ボランティアとの協働によりミカン狩り体験が実施できるよう取組を進めます。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・シイタケの里づくりの推進【観光推進課】 ・カブトムシの里づくりの推進【観光推進課】 ・ホタルの里づくりの推進（再掲）【コミュニティ推進課】 ・新座みかん園の整備【観光推進課】 				
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・ミカンの植樹	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる管理・運営制度の構築 ・ミカンの植樹 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施 ・ミカンの植樹 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施 	

3 地域イメージの浸透と新座ブランドの開発・育成

(1) 情報発信機能の強化

- 観光プラザを情報発信拠点と位置付け、ホームページの充実や観光マップなどの作成により、新座の魅力の更なるPRに努めます。
- 市民や来訪者に観光情報を分かりやすく伝える案内板を市内の要所に設置するなど、積極的な情報発信に努めます。

キャラクターの活用	<p>市の地域イメージの向上につなげるため、特別住民登録した鉄腕アトムのキャラクターを活用したPRを進めます。</p> <p>また、観光都市づくりの更なる推進、地域の更なる活性化のために、一般公募で決定した市のイメージキャラクター「ゾウキリン」を各種のイベント等で活用するほか、関連グッズの作成・販売により新座市のPRを進めます。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄腕アトムキャラクターの活用【観光推進課】 ・イメージキャラクターの活用【観光推進課】 				

情報提供の充実	<p>観光ホームページの運用や地域FM局の積極的な活用、ガイドブックやマップの作成、案内看板の整備、観光親善大使によるPR活動等により情報発信の充実を図ります。</p> <p>また、外国人に対しては、埼玉県が発行する観光情報誌を通じてPRするほか、新たに本市独自の外国人向け観光情報誌や外国語併記のリーフレット・案内板を作成し、外国人が楽しく観光できる体制を整備します。</p> <p>さらに、情報発信拠点及び来訪者や市民が気軽に立ち寄れる交流サロンとして、観光インフォメーションコーナーの充実を図ります。</p>										
	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの有効活用【観光推進課】 ・観光親善大使によるPR活動の推進【コミュニティ推進課】 ・観光マップ・ガイドブックの作成及び配布【観光推進課】 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布</td> <td>・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究</td> <td>・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究</td> <td>・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップの作成</td> <td>・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップの作成	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップの作成	・市内観光資源の調査、研究 ・観光マップの配布 ・新たな観光マップ作成の調査、研究						
<ul style="list-style-type: none"> ・案内看板の整備【市政情報課】 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・デザインガイドラインの策定</td> <td>・設置（43か所）</td> <td>・設置場所の検討</td> <td>・設置</td> <td>・設置</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人向け観光情報誌の配布【観光推進課】 ・外国語併記のリーフレット・案内板の作成【コミュニティ推進課】 ・観光インフォメーションコーナーの充実【観光推進課】 	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・デザインガイドラインの策定	・設置（43か所）	・設置場所の検討	・設置	・設置	
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
・デザインガイドラインの策定	・設置（43か所）	・設置場所の検討	・設置	・設置							

(2) イベント・祭りなどの振興

- 既存の祭りなどのイベント情報を集約するとともに、祭りを複合化することによって従来よりも多くの集客ができるように取り組むなど、各種イベントの潜在的な可能性を検討しつつ、充実させます。

イベント・祭り等の充実	<p>春季に実施している様々な祭り・イベントを総合的にPRするとともに、総合運動公園内に作った菜の花畑を中心とした“すぐそ新座”春まつりを開催し、市の地域イメージの発信を行います。</p> <p>また、多数の方が訪れ、本市の魅力を体験することができる市民まつりや鉄道事業者が主催するウォーキングイベントへの支援を行います。</p> <p>さらに、本市の重要な観光資源である野火止用水の緑と清流の活用を目指して開催した「野火止用水サミット」の参加自治体と連携したイベント等を実施します。</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ・“すぐそ新座”春まつりの実施【観光推進課】 ・市民まつりへの支援【経済振興課】 ・駅からハイキング事業の後援【観光推進課】 ・野火止用水サミット関連事業の推進【観光推進課】 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・野火止用水サミットの実施</td> <td>・資源活用に向けた関係自治体との連絡会議設置</td> <td>・イベントの試験的実施 ・広域連携の強化</td> <td>・イベントの充実 ・広域連携の強化</td> <td>・イベントの充実 ・広域連携の強化</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・野火止用水サミットの実施	・資源活用に向けた関係自治体との連絡会議設置	・イベントの試験的実施 ・広域連携の強化	・イベントの充実 ・広域連携の強化
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
・野火止用水サミットの実施	・資源活用に向けた関係自治体との連絡会議設置	・イベントの試験的実施 ・広域連携の強化	・イベントの充実 ・広域連携の強化	・イベントの充実 ・広域連携の強化						

(3) プロモーション戦略の推進

- 既存のイベントや祭り、四季折々の開花情報などに加え、新たな観光資源などの発掘に努め、新座市の年間プロモーション計画となる歳時記づくりを引き続き進めます。

計画の策定	市民や来訪者に新座の魅力をPRするため、イベント、四季折々の開花情報、見どころなどを集めた“すぐそこ新座”花めぐりマップや市内における歳時記づくりを進めるとともに、ホームページなどを活用し積極的な情報発信に努めます。
	・年間プロモーション計画の策定【観光推進課】

(4) 新座ブランドの開発・育成

- 農商工の協力体制づくりや商品開発・ブランド化に向けた支援を実施するとともに、産学官の連携による研究や情報発信などを支援することにより、新座ブランドの開発と育成を促します。
- 市民ボランティアの協力を得ながらシイタケ栽培、わさび園及びワイナリーの整備について検討し、新座市の特産品化を図ります。

新座の特産品づくり	市民ボランティアと連携し、イベントへの参加などを通して、ご当地グルメの積極的なPRに努めます。														
	また、物産品の地産地消を促進するため、農・商・工が連携し、地元消費型の商品開発を検討するとともに、商標登録について調査研究を行います。														
	さらに、フィールドミュージアムのまちづくりを推進するため、フルーツなどの試験的な栽培を行うとともに、わさび園やワイナリーの整備について調査・研究を進めます。														
	・商品開発支援とブランド化【観光推進課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・地域ブランドの研究・検討(にんじんうどん、その他地場産品の研究)</td> <td>・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発</td> <td>・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発</td> <td>・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発</td> <td>・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発</td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・地域ブランドの研究・検討(にんじんうどん、その他地場産品の研究)	・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・地域ブランドの研究・検討(にんじんうどん、その他地場産品の研究)	・埼玉B級ご当地グルメ王決定戦への参加 ・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発	・ご当地グルメ・新座ブランドの研究・開発											
特色ある商店づくり	・農商工の協力体制の構築(再掲)【経済振興課】														
	・新座みかん園の整備(再掲)【観光推進課】														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ミカンの植樹</td> <td>・ボランティアによる管理・運営制度の構築 ・ミカンの植樹</td> <td>・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施 ・ミカンの植樹</td> <td>・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施</td> <td>・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施</td> </tr> </tbody> </table>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営制度の構築 ・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施 ・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施
	平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営制度の構築 ・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施 ・ミカンの植樹	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施	・ボランティアによる管理・運営 ・イベントの実施											
・わさび園の整備【観光推進課】 ・ワイナリーの整備【観光推進課】															
特色ある商店づくり	産学官が連携し、フィールドワークやアンケートを通じて、「にいざの宝物マップ」、「ポテンシャルマップ」等の作成に取り組みます。														
	・名店づくりへの支援【観光推進課】														

4 「ふるさと新座」イメージを支える交流拠点の整備

(1) 中核施設の整備検討

- 「ふるさと新座」の魅力が伝えられる交流拠点として、(仮称)ふるさと新座館の整備を進めるとともに、(仮称)ふるさと歴史館の整備を引き続き検討します。

中核施設の整備	<p>観光都市にいざの情報発信・交流拠点として、また、市民の多様な学習ニーズに応え、子どもからお年寄りまで幅広い市民が学ぶことができ、その成果を発表する機会を提供できるコミュニティ・文化拠点として、公民館機能、農産物等直売機能及び観光情報案内機能を持ったふるさと新座館を整備します。</p> <p>また、野火止用水・平林寺境内林と一体化した、新座のふるさと景観を醸し出す施設として、(仮称)ふるさと歴史館の整備に向けた検討を行います。</p>													
	<p>・ふるさと新座館の整備(再掲)【(仮称)ふるさと新座館建設推進室】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度見込み</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建設</td> <td>・開館</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(仮称)ふるさと歴史館の整備(再掲)【生涯学習課】</p>					平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度	・建設	・開館		
平成23年度実績	平成24年度見込み	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
・建設	・開館													

(2) スローライフを実現する公園等の整備

- 市民が自然に親しむ場、来訪者が憩う場づくりのため、スローライフなどをテーマとした(仮称)道場公園(とんぼの里公園)の整備を検討するとともに、総合運動公園エリア、ワイナリー、オープンカフェなどの整備を進めます。

施設等の整備の推進	<p>市民の憩いの場や自然とふれあう場所を確保するため、道場二丁目地内に設置予定の地域の中核となる(仮称)道場公園の整備について検討します。</p> <p>また、市民や来訪者の交流拠点とするため、市役所庁舎の正面玄関前のフリースペースを有効活用したオープンカフェを設置するとともに、ワイナリー整備の可能性を調査・研究を進めます。</p>				
	<p>・(仮称)道場公園の整備(再掲)【みどりと公園課】</p> <p>・ワイナリーの整備(再掲)【観光推進課】</p> <p>・オープンカフェの整備【観光推進課】</p>				

(3) 魅力ある都市空間の実現

- 新座駅、志木駅南口の周辺は、「雑木林とせせらぎ」といった新座市のイメージを伝える玄関口となるよう、引き続き整備に努めるとともに、今後の延伸が望まれる都市高速鉄道 12 号線についても、まちづくり構想を策定していく中で、魅力ある都市空間の実現を検討します。

新座駅周辺の都市拠点の整備	<p>利便性の高い良好な住環境の整備を目指し、新座駅南口においては、周辺の市街化促進を図るため、引き続き新座駅南口第 2 土地区画整理事業を進め、区画道路や特殊道路、野火止用水や公園等の整備を行います。</p> <p>また、新座駅北口においては、南口地区と合わせて市の中核拠点となる新たな市街地形成を図るため、新座駅北口土地区画整理事業を実施します。</p>				
	<p>・新座駅南口第 2 土地区画整理事業の実施（再掲）【新座駅南口第 2 土地区画整理事務所】</p>				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地処分に向けた測量 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園整備 ・建物等移転除去 ・保留地処分 ・換地計画書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物等移転除去 ・保留地処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・換地処分 	/
<p>・新座駅北口土地区画整理事業の実施（再掲）【新座駅北口土地区画整理事務所】</p>					
平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査 ・道路等予備設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・画地確定測量 ・仮換地指定 ・物件調査積算 ・道路等実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等実施設計 ・道路等工事 	

志木駅南口周辺の整備	<p>志木駅南口駅前広場において、買物などの一時利用者を対象とした暫定自転車駐車を整備するとともに、公衆トイレの改築を行います。</p> <p>また、志木駅南口周辺については、利用者の利便性向上を図るため、現状及び課題を整理するとともに、周辺施設の適切な配置について検討します。</p>				
	<p>・志木駅南口周辺の整備【環境対策課】【市民安全課】【まちづくり計画課】</p>				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・志木駅南口駅前広場暫定自転車駐車の整備（140 台） 	<ul style="list-style-type: none"> ・志木駅南口周辺の整備方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆トイレの改築※ ・外部委員を含む検討会議の設置、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計
<p>※平成 24 年度予算事業の繰越しを予定するもの</p>					

魅力ある都市空間の整備	<p>都市高速鉄道 12 号線の延伸実現に向け、平成 27 年に予定されている次期交通政策審議会答申を見据え、駅周辺における新たな都市拠点の整備を含めたまちづくり構想を策定します。</p>				
	<p>・都市高速鉄道 12 号線の延伸実現に向けたまちづくり構想の策定（再掲）【企画課】【まちづくり計画課】</p>				
	平成 23 年度実績	平成 24 年度見込み	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージ案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定 	/	/	/



新座市イメージキャラクター

ゾウキリン

第4次新座市基本構想総合振興計画
前期基本計画（見直し）

発行日 平成 年 月
発行 新座市
編集 新座市企画財政部企画課
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
TEL 048(477)1111

